

乾舷甲板ノ下方ニ在ル舷ニ於ケル開口ニハ水密ナル戸又ハ蓋ヲ取附クベシ
右ノ戸又ハ蓋ハ定著設備ヲ有シ十分ナル強サノモノタルベシ

第二十七規則 排水管及衛生排出管

乾舷甲板ノ下方ニ在ル場所ヨリ舷ヲ貫通スル排出管ニハ船内ニ水ノ浸入ス
ルコトヲ防グ爲實效アリ且近寄り得ル装置ヲ備フベシ各個ノ排出管ニハ乾
舷甲板ノ上方ニ在ル位置ヨリ之ヲ閉鎖シ得ル積極装置ヲ有スル自働不還瓣
一個ヲ備フルカ又ハ積極閉鎖装置ヲ有セザル自働不還瓣二個ヲ備フベシ後
ノ場合ニ於テハ上方ノ瓣ヲ就役状態ニ於テ検査ノ爲常ニ近寄り得ル位置ニ
置クコトヲ要ス積極操作ノ瓣ハ容易ニ近寄り得ルモノタルベク且瓣ノ開閉
ヲ示ス装置ヲ備フベシ右瓣ニ對シテハ之ガ舷ニ取附ケララルトキハ鑄鐵ハ
許サレザルベシ

指定機關ハ右開口ノ型式及其ノ船内ニ於ケル端ノ位置ニ應ジ蔽圍セラレタ
ル船内ノ場所ヨリノ排出管ニ關シ類似ノ規定ヲ設クルコトヲ得

排水管ガ第一級閉鎖設備ナキ船内ニ設ケラレアルトキハ右排水管ハ乾舷
甲板ノ下方ニ不時ニ水ノ浸入スルコトヲ防グ爲實效アル装置ヲ備フベシ

第二十八規則 舷窓

乾舷甲板ノ下方ニ在ル場所又ハ第一級若ハ第二級閉鎖設備ニ依リ閉鎖セラ
ル船内ノ場所ノ舷窓ニハ實效的ニ閉鎖セラレ且水
密ニ定著セラレ得ル様適當ノ位置ニ常設的ニ取附ケラレタル實效アル内蓋
ヲ備フベシ

尤モ船内ニ於ケル右場所ガ下級旅客以外ノ旅客又ハ船員ニ充テラレタル
トキハ舷窓ハ船舶就役中何時ニテモ容易ニ近寄り得ルモノナル限り之ニ接
近シテ配備セル取外シ得ル蓋ヲ備フルコトヲ得

「ウエル」ニ於ケル舷窓ノメー トルニ依ル長サ	各舷ニ於ケル平方デシメートル ニ依ル放水口面積
4.67	7.13
6.10	79.0
7.62	83.6
9.14	88.3
10.67	92.9
12.19	97.5
13.72	102.2
15.24	103.8

【朝】

16.76	111.5
18.29	116.1
19.81	120.8
19.81	ヲ超ユルトキ
	舷窓ノ長サ1.52メートルヲ増 ス毎ニ9.3平方デシメートル

放水口ノ下縁ハ實行可能ナル限り甲板ニ近ク且成ルベクハ舷縁材ノ上縁ヨ
リ高カラザルベシ要求セラレタル放水口面積ノ三分ノ二ハ船舶ノ中央寄リ
ノ「ウエル」ノ半部ニ之ヲ設クベシ標準ヨリモ小ナル舷弧高ヲ有スル船舶ニ
在リテハ放水口面積ハ之ヲ適當ニ増加スベシ

舷窓ニ於ケル右ノ一切ノ開口ハ約二十三センチメートルノ間隔ニ配置セラ
レタル柵又ハ棒ニ依リ之ヲ保護スベシ扉ガ放水口ニ取附ケララルトキハ閉
塞ヲ防グ爲十分ナル間隙ヲ設クベシ蝶番ハ黃銅製ノ軸針ヲ備フベシ

第三十一規則 船員ノ保護

船員室區域ニ出入スル際船員ヲ保護スル爲通路、救命索又ハ其ノ他ノ十分
ナル装置ヲ備フベシ平甲板汽船ニ於ケル船員室用甲板室ノ強サハ船樓隔壁
ニ關シ要求セラレルモノト同等タルベシ

第三編 汽船ニ對スル滿載吃水線

第三十二規則 長サ(L)

規則及乾舷表ニ用フル長サハ船首材ノ前面ヨリ舵柱ノ後面迄ノ夏期滿載吃
水線ニ於ケルメートルニ依ル長サトス舵柱ナキトキハ長サハ船首材ノ前面
ヨリ舵頭ノ中心線迄之ヲ測ル巡洋艦型船尾ヲ有スル船舶ニ關シテハ長サハ

舷窓及蓋ハ堅牢ニシテ承認ヲ受ケタル構造ノモノタルベシ

第二十九規則 保護柵干

乾舷甲板及船樓甲板ノ一切ノ暴露部ニハ實效アル保護柵干又ハ舷窓ヲ備フ
ベシ

第三十規則 放水口

乾舷甲板又ハ船樓甲板ノ露天部ニ於ケル舷窓ガ「ウエル」ヲ形成スルトキハ
甲板ヨリ迅速ニ放水シ且排水スル爲十分ナル設備ヲ爲スベシ乾舷甲板及低
船尾樓甲板ノ各「ウエル」ニ對スル船舶ノ各舷ニ於ケル最小放水口面積ハ左
ノ表ニ掲ゲラルル通トシ其ノ他ノ船樓甲板ノ各「ウエル」ニ對スル最小面積
ハ此ノ表ニ掲ゲラルル面積ノ二分ノ一タルベシ「ウエル」ノ長サガLノ十分
ノ七ヲ超ユルトキハ右表ハ之ヲ變更スルコトヲ得

放水口面積ノ表

夏期滿載吃水線ニ於ケル全長ノ九十六「パーセント」ヲ採ルベク又船首材ノ
前面ヨリ舵頭ノ中心線迄ノ長サノ方ガ大ナルトキハ之ヲ採ルベシ

第三十三規則 幅(B)

幅ハ鐵船又ハ鋼船ニ在リテハ肋骨ノ外面ヨリ外面迄又ハ木船又ハ木鐵交造船
ニ在リテハ外板ノ外面ヨリ外面迄船舶ノ中央ニ於テ測リタルメートルニ依
ル最大幅トス

第三十四規則 型深

型深ハ龍骨ノ上面ヨリ舷ニ於ケル乾舷甲板梁ノ上面迄船舶ノ中央ニ於テ測
リタルメートルニ依ル垂直距離トス木船及木鐵交造船ニ在リテハ右距離ハ
龍骨ノ溝ノ下縁ヨリ之ヲ測ル船體中央橫截面ノ下部ノ形狀ガ凹形ノモノナ
ルトキ又ハ厚キ龍骨翼板ガ取附ケラレタルトキハ型深ハ底面ノ扁平部ノ内
方ヘノ延長線ガ龍骨ノ側面ニ交又スル點ヨリ之ヲ測ル

第三十五規則 乾舷ニ關スル深サ(D)

乾舷表ニ用フル深サハ型深ニ梁上側板ノ厚サヲ加ヘタルモノトシ又
Tノ甲板口以外ノ暴露甲板ノ平均ノ厚サトス
Sノ第四十規則ニ定ムル船樓ノ全長トス
上部舷ガ特殊ノ形狀ノモノナルトキハDハ垂直ナル上部舷、標準ノ梁矢及
實際ノ船體中央橫截面ノ上部截面積ニ等シキ上部截面積ヲ備フル船體中央
橫截面ノ深サトス上部舷ニ階段又ハ屈折アルトキ(例ヘバ「ダレット」甲板
船ニ於ケルガ如キ)ハ階段又ハ屈折ヨリ上方ノ面積ノ七十「パーセント」ハ
之ヲ同値面積面ノ決定ニ用フル面積ニ算入ス
船舶ノ中央ニ於テ少クトモLノ十分ノ六ニ互ル蔽圍セラレタル船樓ヲ有セ

ザル船舶、全通「トランク」ヲ有セザル船舶又ハ閉鎖セラルル部分船樓ト「トランク」トノ連續ガ船首尾ニ全通セザル船舶ニ在リテDガLノ十五分ノ一ヨリ小ナルトキハ乾舷表ニ用フル深サハLノ十五分ノ一ヨリ小ナルモノヲ採ルベカラズ

第三十六規則 肥瘠係數(c)

乾舷表ニ用フル肥瘠係數ハ左ノ算式ニ依リ之ヲ求ム

$$c = \frac{10251 \cdot B \cdot d_1}{\Delta}$$

△ハ型深ノ八十五「パーセント」ニ相當スル平均型吃水d₁ニ於ケル船舶ノトンニ依ル型排水量(船尾管膨出部ヲ除外ス)トス

係數cハ〇・六八ヨリ小ナルモノヲ採ルベカラズ

第三十七規則 強サ

指定機關ハ乾舷ノ指定ヲ受クル船舶ノ構造上ノ強サノ十分ナルコトヲ確メベシ

主管廳ニ依リ承認セラレタル船級協會ノ規則ノ最高標準ニ適合スル船舶ハ規則ニ依リ許サル最小乾舷ニ對シ十分ナル強サヲ有スルモノト看做サルベシ

主管廳ニ依リ承認セラレタル船級協會ノ規則ノ最高標準ニ適合セザル船舶ハ指定機關ニ依リ決定セラレベキ增加乾舷ノ指定ヲ受クベシ且指針トシテ左ノ強力抵抗率ヲ定ム

材料 強力抵抗率ハ建築物ガ平爐法(酸性又ハ鹽基性)ニ依リ製造セラレ且毎平方ミリメートル四十一キログラム乃至五十キログラムノ抗張力及二百三ミリメートルノ長サニ於テ少クトモ十六「パーセント」ノ伸長ヲ有スル軟鋼ヲ以テ構造セラルルモノトノ前提ヲ基礎トス

強力甲板 強力甲板ハ船舶ノ中央ニ於テ長サノ二分ノ一ニ互リ縱通桁ト一體ヲ爲ス最上層甲板トス

強力甲板迄ノ深サ(D_s) 強力甲板迄ノ深サハ龍骨ノ上面ヨリ舷ニ於ケル強力甲板梁ノ上面迄ノ船舶ノ中央ニ於ケルメートルニ依ル垂直距離トス

吃水(d) 吃水ハ龍骨ノ上面ヨリ圓標ノ中心迄ノ船舶ノ中央ニ於ケルメートルニ依ル垂直距離トス

縱抵抗率 縱抵抗率 $\frac{I}{L}$ ハ中性軸ニ對スル船體中央橫截面ノ惰率Iヲ甲板口ノ所在個所ニ於テ鋸孔ニ對スル控除ヲ爲スコトナク計算シ之ヲ中性軸ヨリ舷ニ於ケル強力甲板梁ノ上面迄測リタル距離Yニテ除シタルモノトス面積ハ平方ミリメートルニ依リ又距離ハメートルニ依リ測ル

強力甲板ノ下方ニ於テハ甲板下ノ桁中專ラ支持ノ爲ニ要スル部分以外ノ一切ノ連續縱通材ヲ算入ス強力甲板ノ上方ニ於テハ舷山形材及舷側厚板ノ延長部ノミヲ算入スベキ縱通材トス

實效アル材料ニ對スル所要ノ縱抵抗率ハ $f_1 \cdot d \cdot B$ ニ依リ之ヲ表ハスfハ左ノ表ヨリ求メラルル係數トス

L	f	L	f
30.48	3810	109.73	19896
36.58	4233	115.82	21801
42.67	4974	121.92	23705
48.77	5715	128.02	25717
54.86	6667	134.11	27728
60.96	7620	140.21	29951
67.06	8890	146.30	32067

〔朝〕

所要ノ肋骨抵抗率ハ $\frac{\alpha d \cdot d(f_1 + f_2)}{1000}$ ニ依リ之ヲ表ハス

sハメートルニ依リ肋骨心距トス

tハ船舶ノ中央ニ於テ龍骨ノ上面ヨリ舷ニ於ケル内底板ノ上面ト肋骨根部ニ附スル肋骨ノ上端トノ中央點迄測リタルメートルニ依ル垂直距離トス(第二圖參照)二重底ナキトキハtハ中心線ニ於ケル肋骨ノ上端ト舷ニ於ケル肋骨ノ上端トノ中央點迄之ヲ測ル

f₁ハHニ應ズル係數トシHハ二重底ヲ備フル船舶ニ在リテハ舷ニ於ケル最下層梁ノ梁肋骨ノ中央ヨリ舷ニ於ケル内底板ノ上面ト肋骨根部ニ附スル肋骨ノ上端トノ中央點迄ノメートルニ依ル垂直距離トス(第二圖參照)二重底ナキトキハHハ中心線ニ於ケル肋骨ノ上端ト舷ニ於ケル肋骨ノ上端トノ中央點迄之ヲ測ル肋骨ガ船舶ノ形狀ヨリ附加強力ヲ得ルトキハf₁ノ値ニ付相當ノ斟酌ヲ爲スモノトス

f₂ハRニ應ズル係數トシRハ舷ニ於ケル最下層梁ノ上面ヨリ舷ニ於ケル乾舷甲板ノ上方ニメートル二八六ノ點迄又船樓アルトキハ舷ニ於ケル乾舷甲板ノ上方三メートル八一ノ點迄ノメートルニ依ル垂直距離トス(第二圖參照)f₁及f₂ノ値ハ左ノ表ヨリ之ヲ求ム

メートルニ依ルH	0	2.133	2.743	3.353	3.962	4.572	5.182	5.791	6.401	7.01	7.62
f ₁	19050	23283	26458	31750	40217	50800	62442	76200	91017	107950	124883

中間ノ長サニ對シテハfノ値ハ挿間法ニ依リ之ヲ決定ス
右ノ算式ハLガ百八十二メートル八八ヲ超ヘズ、Bガ $\frac{L}{10} + 1.52$ 若ハ $\frac{L}{10} + 6.10$ 又ハ其ノ中間ニ在リ且 $\frac{L}{D_s}$ ガ一〇若ハ一三・五又ハ其ノ中間ニ在ルトキニ適用セラル

肋骨 肋骨抵抗率ニ付テハ肋骨ハ各相等シキ大サ及厚サノ正肋材及副肋材ヲ以テ構成セラレタルモノト看做ス

肋骨抵抗率 最下層梁ノ下方ニ於テ船體中央部肋骨ノ抵抗率 $\frac{I}{Y}$ ハ中性軸ニ對スル肋骨橫截面ノ惰率Iヲ鋸孔及螺釘孔ニ對スル控除ヲ爲スコトナク計算シ之ヲ中性軸ヨリ肋骨橫截面ノ端迄測リタル距離Yニテ除シタルモノトス抵抗率ハセンチメートル單位ニ依リ之ヲ測ル

メートル = 依ル K	0	1.524	3.048	4.572	6.096	7.62	9.144	10.668	12.192
f ₂	0	1058	2117	4233	6350	9525	13758	19050	25400

中間ノ値ハ插問法ニ依リテヲ求ム

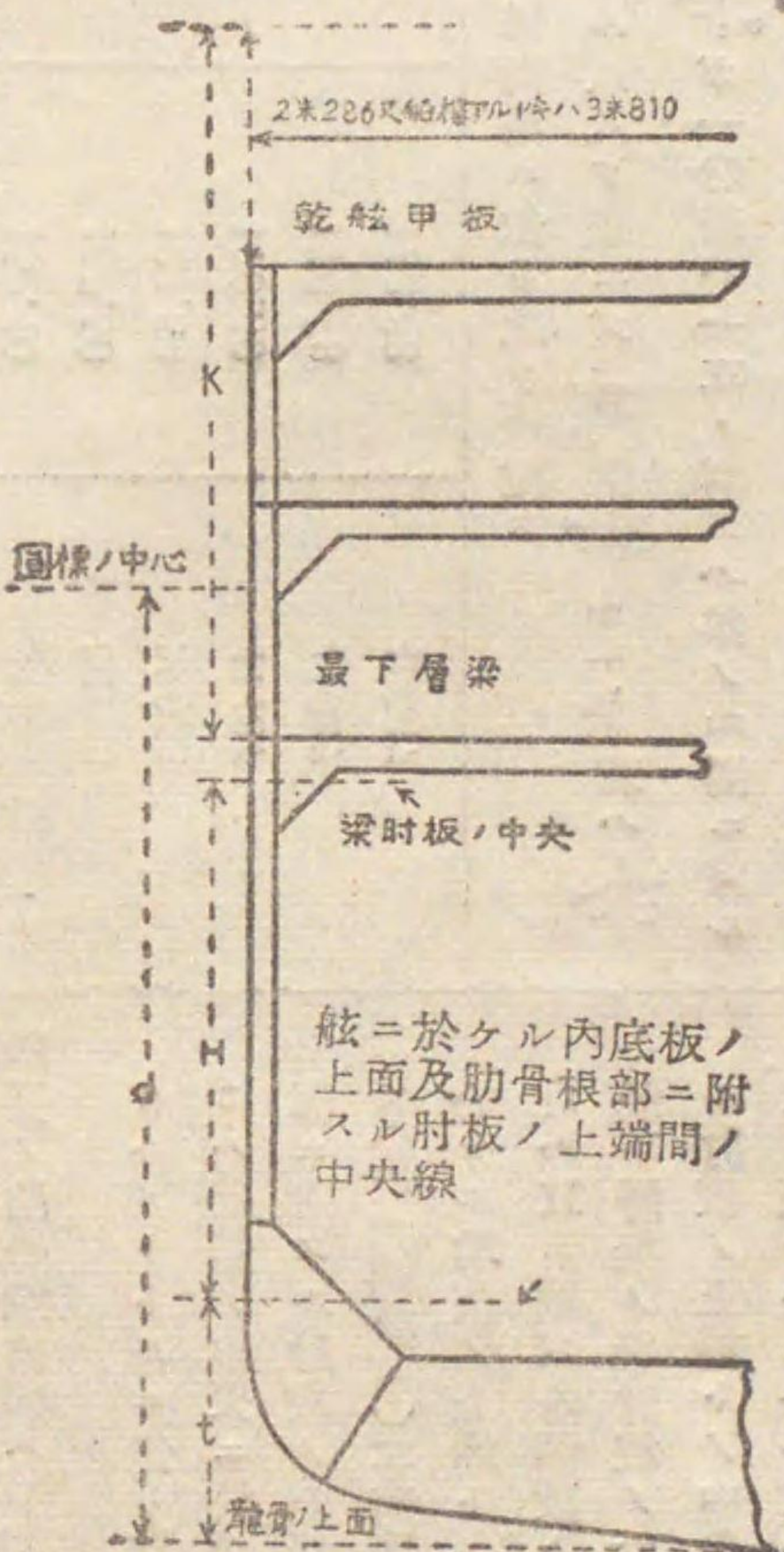
右ノ算式ハDガ四メートル五七若ハ十八メートル二九又ハ其ノ中間、Bガ $\frac{L}{10} + 1.52$ 若ハ $\frac{L}{10} + 6.10$ 又ハ其ノ中間 $\frac{L}{D_2}$ ガ一〇若ハ一三・五又ハ其ノ中間ニ在リ且肋骨ノ外面ヨリ第一梁柱列ノ中心迄ノ水平距離ガ六メートル一〇ヲ超エザルトキニ適用セラル

普通ノ形状ノ一層甲板船ニ在リテHガ五メートル四九ヲ超エザルトキハ前

記方法ニ依リ決定セラレタル肋骨抵抗率ニハ係數f₂ヲ乘ズ
 $f_2 = 0.50 + 0.05 \left(\frac{H}{0.305} - 8 \right)$

肋骨ノ外面ヨリ第一梁柱列ノ中心迄ノ水平距離ガ六メートル一〇ヲ超ユルトキハ指定機關ハ十分ナル附加強力が與ヘラレアルコトヲ確ムベシ

第二圖



[朝]

船樓

第三十八規則 船樓ノ高さ

船樓ノ高さハ船樓甲板ノ上面ヨリ乾舷甲板梁ノ上面迄測リタル最小垂直高ヨリDト型深(第三十四規則及第三十五規則参照)トノ差ヲ減シタルモノトス

第三十九規則 船樓ノ標準ノ高さ

低船尾樓ノ標準ノ高さハ長サ三十メートル五〇以下ノ船舶ニ對シテハ零メートル九一、長サ七十六メートル二〇ノ船舶ニ對シテハ一メートル二二又長サ百二十二メートル以上ノ船舶ニ對シテハ一メートル八三トス他ノ船樓ノ標準ノ高さハ長サ七十六メートル二〇以下ノ船舶ニ對シテハ一メートル八三トシ長サ百二十二メートル以上ノ船舶ニ對シテハ二メートル二九トス中間ノ長サニ於ケル標準ノ高さハ插問法ニ依リテヲ求ム

第四十規則 船樓ノ長さ(S)

船樓ノ長さハ船樓ノ部分ニシテ兩舷ニ互リ且第三十二規則ニ定ムル夏期滿載吃水線ノ兩端ニ於テ之ニ垂直ニ引キタル線ノ間ニ在ルモノノ蔽ハレタル平均ノ長サトス

第四十一規則 蔽圍セラレタル船樓

第三表 標準ノ高さヲ有スル船樓ノ暴露隔壁

船橋樓ノ長さノ十分ノ保圍セラレザル	ノ長さヲ有スル船尾樓ノ部分ハ十分ノ保圍セラレザル	ノ長さヲ有スル船尾樓ノ部分ハ十分ノ保圍セラレザル	船橋樓及船首樓ノ後端圍壁
船橋ノ長さ	球山形防撻材	船橋ノ長さ	通常山形防撻材

- 分立船樓ハ左ノ場合ニ限り蔽圍セラレタルモノト看做ス
- (1) 蔽圍スル隔壁ガ實效アル構造ヲ有シ(第四十二規則参照)
 - (2) 右隔壁ニ於ケル通路口ガ第一級又ハ第二級閉鎖設備ヲ有シ(第四十三規則及第四十四規則参照)
 - (3) 船樓側又ハ船樓端ニ於ケル他ノ一切ノ開口ガ實效アル風雨密ノ閉鎖裝置ヲ備ヘ且
- 第四十二規則 船樓圍壁
- 船尾樓、船橋樓及船首樓ノ暴露セル端ニ於ケル隔壁ハ實情ニ於テ最小乾舷ヲ有スル船舶ニ對スル左ノ標準ト同等ノモノト指定機關ガ認メタルトキハ實效アル構造ノモノト看做サル此ノ標準ニ於テハ防撻材及板ハ第三表ニ掲グル寸法ヲ有シ、防撻材ハ零メートル七六ノ間隔ニ配置セラレ、船尾樓及船橋樓ノ前端圍壁ニ於ケル防撻材ハ實效アル端部連結ヲ有シ且船橋樓及船首樓ノ後端圍壁ニ於ケル防撻材ハ隔壁ノ縁山形材間ノ全距離ニ互ルモノトス

[朝]

メートル	メートル	メートル	メートル
48.75未満	45.70未満	45.70未満	45.70未満
48.75	45.70	75×65×7.5	65×65×6.5
61.00	61.00	90×65×8	75×65×7
73.20	73.20	100×75×8.5	70×75×7.5
85.35	91.45	115×75×9	100×75×8
97.55	106.70	130×75×9.5	
109.75	121.90	140×75×10.5	
121.90	137.15	150×75×11	
134.10	152.40	165×90×11.5	
146.30	167.65	180×90×12	
158.50		225×90×12.5	
170.70		280×90×13	

メートル	メートル	メートル	メートル
61以下	7.5	7.5	5
115.80以上	11	122以上	7.5

中間ノ長サノ船舶ニ對シテハ隔壁板ノ厚サハ挿問法ニ依リテラ索ム

分立船樓ノ端ノ隔壁ニ於ケル通路口ノ閉鎖設備

第四十三規則 第一級閉鎖設備

本設備ハ鐵製又ハ鋼製ニシテ、一切ノ場合ニ於テ隔壁ニ常設的ニ且強固ニ取附ケラレ、全建設物が開口ナキ隔壁ト同等ノ強サヲ有スル様組立テラレ

〔朝〕

〔朝〕

第四十四規則 第二級閉鎖設備

本設備ハ(イ)幅零メートル七六以下厚サ五十ミリメートル以上ノ堅牢ニ組立テラレタル堅質木材製蝶番戸又ハ(ロ)隔壁ニ銜著セラレタル溝形材ニ開口ノ全高ニ互リ取附ケラレタル挿板ニシテ開口ノ幅零メートル七六以下ナルトキ厚サハ少クトモ五十ミリメートル又開口ノ幅三百八十ミリメートルヲ加フル毎ニ厚サヲ二十五ミリメートルノ割合ニテ増シタルモノ又ハ(ハ)同一效力ノ取外シ得ル板トス

船樓甲板ニ於ケル開口ノ一時的閉鎖設備

第四十五規則

蔽圍セラレタル船樓ノ甲板ニ於ケル中心線開口ノ一時的閉鎖設備ハ左ノモノヨリ成ル

(イ) 甲板ニ實效的ニ銜著セラレタル高サ二百二十九ミリメートル以上ノ鋼製線材

(ロ) 第十規則ニ依リ要求セラレル船口蓋ニシテ麻製締附索ヲ以テ定著セラレタルモノ及

(ハ) 第十一規則及第十二規則並ニ第一表又ハ第二表ニ依リ要求セラレル船口支材

分立船樓ノ實效的長サ

第四十六規則 總則

船尾樓、船橋樓及船首樓ノ端ニ於ケル暴露隔壁ガ實效アル構造ノモノ(第四十二規則参照)ナラザルトキハ右隔壁ハナキモノト看做サル
常設閉鎖裝置ヲ備ヘザル開口ガ船樓ノ側外板ニ在ルトキハ開口ノ所在箇所ニ於ケル船樓ノ部分ハ實效的長サヲ有セザルモノト看做サル

第十一輯 外事 第一章 條約

三五五

船樓ノ高サガ標準ノ高サヨリ小ナルトキハ船樓ノ長サハ實際ノ高サノ標準ノ高サニ對スル比率ニテ減ゼラルルモノトス船樓ノ高サガ標準ノ高サヲ超ユルトキハ船樓ノ長サヲ増加スルコトナシ

第四十七規則 船尾樓

實效アル隔壁アリ且其ノ通路口ガ第一級閉鎖設備ヲ有スルトキハ隔壁迄ノ長サハ實效アルモノトス實效アル隔壁ニ於ケル通路口ガ第二級閉鎖設備ヲ有シ且隔壁迄ノ長サガLノ十分ノ五以下ナルトキハ右長サノ百「パーセント」ハ實效アルモノトス右長サガLノ十分ノ七以上ナルトキハ右長サノ九十「パーセント」ハ實效アルモノトス右長サガLノ十分ノ五ト十分ノ七トノ中間ニ在ルトキハ右長サノ中間百分率ハ實效アルモノトス實效アル接續「トランク」(第五十一規則参照)ニ對シ斟酌ヲ爲ストキハ隔壁迄ノ長サノ九十「パーセント」ハ實效アルモノトス開放セル船尾樓ノ長サ又ハ實效アル隔壁ノ外方ニ在ル開放延長部ノ長サノ五十「パーセント」ハ實效アルモノトス

第四十八規則 低船尾樓

閉鎖セラレタル實效アル隔壁アルトキハ隔壁迄ノ長サハ實效アルモノトス隔壁ガ閉鎖セラレザルトキハ船樓ハ標準ノ高サヨリ低キ船尾樓ト看做サル

第四十九規則 船橋樓

各端ニ實效アル隔壁アリ且隔壁ニ於ケル通路口ガ第一級閉鎖設備ヲ有スルトキハ隔壁間ノ長サハ實效アルモノトス
前部隔壁ニ於ケル通路口ガ第一級閉鎖設備ヲ有シ且後端隔壁ニ於ケル通路口ガ第二級閉鎖設備ヲ有スルトキハ隔壁間ノ長サハ實效アルモノトス後端隔壁ニ接續スル實效アル「トランク」(第五十一規則参照)ニ對シ斟酌ヲ爲ス

トキハ右長サノ九十「パーセント」ハ實效アルモノトス兩隔壁ニ於ケル通路口ガ第二級閉鎖設備ヲ有スルトキハ隔壁間ノ長サノ九十「パーセント」ハ實效アルモノトス前隔壁ニ於ケル通路口ガ第一級又ハ第二級閉鎖設備ヲ有シ且後隔壁ニ於ケル通路口ガ閉鎖設備ヲ有セザルトキハ隔壁間ノ長サノ七十五「パーセント」ハ實效アルモノトス兩隔壁ニ於ケル通路口ガ閉鎖設備ヲ有セザルトキハ右ノ長サノ五十「パーセント」ハ實效アルモノトス後端隔壁ノ後方ニ在ル開放延長部ノ長サノ七十五「パーセント」及前隔壁ノ前方ニ在ル開放延長部ノ長サノ五十「パーセント」ハ實效アルモノトス

第五十規則 船首樓

實效アル隔壁アリ且其ノ通路口ガ第一級又ハ第二級閉鎖設備ヲ有スルトキハ隔壁迄ノ長サハ實效アルモノトス閉鎖設備ヲ有セズ且船舶ノ中央ニ於ケル前部ノ舷弧高ガ標準ノ舷弧高ヨリ小ナラザルトキハ前部垂線ヨリLノ十分ノ一ナル箇所ヨリ前方ニ在ル船首樓ノ長サノ百「パーセント」ハ實效アルモノトス前部ノ舷弧高ガ標準ノ舷弧高ノ二分ノ一以下ナルトキハ右長サノ五十「パーセント」ハ實效アルモノトス前部ノ舷弧高ガ標準ノ舷弧高ト其ノ二分ノ一トノ中間ニ在ルトキハ右長サノ中間百分率ハ實效アルモノトス隔壁ノ後方又ハ前部垂線ヨリLノ十分ノ一ナル箇所ヨリ後方ニ在ル開放延長部ノ長サノ五十「パーセント」ハ實效アルモノトス

第五十一規則 「トランク」

「トランク」又ハ兩舷ニ互ラザル類似ノ建築物ハ左ノ條件ノ下ニ實效アルモノト看做サル

- (イ) 「トランク」ガ少クトモ船樓ト同等ニ堅牢ナルコト
- (ロ) 船口ガ「トランク」甲板ニ存在シ且第八規則乃至第十六規則ノ要件ニ適

【朝】

合シ又「トランク」甲板ノ梁上側板ノ幅ガ十分ナル通路及十分ナル橫抗撓性ヲ備フルコト

- (イ) 保護欄干ヲ備フル縦通セル常設作業場ヲ「トランク」甲板ニ依リテ又ハ實效アル常設通路ニ依リ他ノ船樓ニ連絡セラレタル分立「トランク」ニ依リテ備フルコト
- (ロ) 通風筒ガ「トランク」、水密蓋又ハ之ト同等ノ装置ニ依リ保護セラレルコト
- (ハ) 開放欄干ガ「トランク」ノ所在箇所ニ於ケル乾舷甲板ノ露天部ニ於テ少クトモ其ノ長サノ二分ノ一ニ互リ取附ケラルルコト
- (ニ) 機關室圍壁ガ「トランク」ニ依リ、標準ノ高サノ船樓ニ依リ又ハ之ト同等ノ高サ及同等ノ強サノ甲板室ニ依リ保護セララルルコト

船尾樓及船橋樓隔壁ニ於ケル通路口ガ第一級閉鎖設備ヲ有スルトキハ實效アル「トランク」ノ長サヲ其ノ平均ノ幅ノBニ對スル比率ニテ減ジタルモノノ百「パーセント」ヲ船樓ノ實效的長サニ加フルモノトス右隔壁ニ於ケル通路口ガ第一級閉鎖設備ヲ有セザルトキハ九十「パーセント」ヲ加フルモノトス

「トランク」ノ標準ノ高サハ船橋樓ノ標準ノ高サトス

「トランク」ノ高サガ船橋樓ノ標準ノ高サヨリ小ナルトキハ右加フベキ長サハ實際ノ高サノ標準ノ高サニ對スル比率ニテ減ゼラルルモノトス「トランク」甲板上ノ船口縁材ノ高サガ縁材ノ標準ノ高サ(第九規則参照)ヨリ小ナルトキハ「トランク」ノ實際ノ高サヨリ縁材ノ實際ノ高サト標準ノ高サトノ差ニ相當スルモノヲ減ズベシ

中心線開口ヲ有スル蔽圍セラレタル船樓ノ實效的長サ

【朝】

五十二規則 常設閉鎖裝置ヲ備ヘザル中心線甲板口ヲ有スル蔽圍セラレタル船樓

常設閉鎖裝置(第八規則乃至第十六規則参照)ヲ備ヘザル中心線甲板口一箇又ハ二箇以上ヲ有スル蔽圍セラレタル船樓アルトキハ船樓ノ實效的長サハ左ノ如ク之ヲ決定ス

- (イ) 中心線甲板口ニ對シ實效アル一時的閉鎖設備(第四十五規則参照)ガ備ヘラレザルカ又ハ甲板口ノ幅ガ甲板口ノ中央ニ於ケル船樓甲板ノ幅Bノ八十「パーセント」以上ナルトキハ當該船樓ハ各甲板口ノ所在箇所ニ於テ開放セル「ウエル」ヲ有スルモノト之ヲ看做ス放水口ハ右「ウエル」ノ所在箇所ニ於テ之ヲ設クベシ甲板口間ニ於ケル船樓ノ實效的長サハ第四十七規則、第四十九規則及第五十規則ニ依リ之ヲ規律ス
- (ロ) 中心線甲板口ニ對シ實效アル一時的閉鎖設備ガ備ヘラレ且甲板口ノ幅ガBノ十分ノ八ヨリ小ナルトキハ船樓ノ實效的長サハ第四十七規則、第四十九規則及第五十規則ニ依リ之ヲ規律ス但シ甲板間隔壁ニ於ケル通路口ガ第二級閉鎖設備ニ依リ閉鎖セララルトキハ右通路口ハ船樓ノ實效的

長サヲ決定スルニ當リ第一級閉鎖設備ニ依リ閉鎖セララルモノト之ヲ看做ス船樓ノ實效的長サノ合計ハ(イ)ニ依リ決定セラレタル長サニ之ト船舶ノ長サトノ差ヲ左ノ比率ニテ變更シタルモノヲ加ヘテ之ヲ求ム

$B_1 - P$

B_1

$B_1 - B$

$B_1 - B$ ハ〇・五ヨリ大ナルトキハ〇・五トス

船樓ニ關スル控制

第五十三規則 船樓ニ關スル控制

船樓ノ實效的長サガLニ等シキトキハ乾舷ヨリノ控制ハ船舶ノ長サガ二十四メートル四〇ナルトキ三百五十六ミリメートル、長サガ八十五メートル三〇ナルトキ八百六十四ミリメートル又長サガ百二十二メートル以上ナルトキ千六十七ミリメートルトス中間ノ長サニ對スル控制ハ插間法ニ依リ之ヲ求ム船樓ノ實效的長サノ合計ガLヨリ小ナルトキハ右控制ハ左ノ表ヨリ求ムル百分率トス

船 樓	船 樓 ノ 實 效 的 長 さ ノ 合 計 (E)										行	
	0	0.1L	0.2L	0.3L	0.4L	0.5L	0.6L	0.7L	0.8L	0.9L		1.0L
船首樓ヲ有シ分立船橋樓ヲ有セザル一切ノ型式	0	5	10	15	23.3	32	46	63	75.3	87.7	100	A
船首樓及分立船橋樓ヲ有スル一切ノ型式(註)	0	6.3	12.7	19	27.5	36	46	63	75.3	87.7	100	B

(註) 分立船橋樓ノ實效的長サガLノ十分ノ二ヨリ小ナルトキハ百分率ハB行トA行トノ間ニ插間法ニ依リ之ヲ求ム

船首樓ヲキトキハ前記百分率ヨリ五ヲ減ズ

船舷ノ中間ノ長サニ對スル百分率ノ挿入法ニ依リテ之ヲ求ム

舷弧高

第五十四規則 總則

舷弧高ハ舷ニ於ケル甲板ヨリ船舶ノ中央ニ於ケル舷弧ヲ通過シ龍骨ニ平行ニ引キタル基準線迄之ヲ測ル
就役中船尾脚「トリム」ニテ航行スル様設計セラレタル船舶ニ在リテハ指定セラレタル滿載吃水線ヲ示ス爲船舶ノ中央ヨリ前方Lノ十分ノ二・五ノ箇所ニ追加標示ヲ施ス場合ニ限り舷弧高ハ右滿載吃水線ヲ基準トシテ之ヲ測ルヨトヲ得右標示ハ船舶ノ中央ニ於ケル滿載吃水線圓標ト同様ノモノタルベシ
平甲板船及分立船樓ヲ有スル船舶ニ在リテハ舷弧高ハ乾舷甲板ニ於テ之ヲ測ル

上部舷ニ階段又ハ屈折アル特殊ノ形状ノ上部舷ヲ有スル船舶ニ在リテハ舷弧高ハ船舶ノ中央ニ於ケル同値ノ深サ(第三十五規則參照)ヲ基準トシテ之ヲ考慮ス

乾舷甲板ノ全長ニ互ル標準ノ高サノ船樓ヲ有スル船舶ニ在リテハ舷弧高ハ船樓甲板ニ於テ之ヲ測ル船樓ノ高サガ標準ノ高サヲ超ユルトキハ舷弧高ハ標準ノ高サヲ基準トシテ之ヲ考慮スルコトヲ得

船樓ガ閉鎖セラレルトキ又ハ船樓ノ蔽圍スル隔壁ニ於ケル通路口ガ第一級閉鎖設備ヲ有シ且船樓甲板ガ少クトモ暴露乾舷甲板ト同一ノ舷弧高ヲ有スルトキハ乾舷甲板ノ蔽圍セラレタル部分ノ舷弧高ハ之ヲ考慮ニ入レザルモノトス

第五十五規則 標準ノ舷弧ノ形狀

〔朝〕

標準ノ舷弧ノ形狀ヲ示ス高サ(センチメートルニ依ル)ハ左ノ表ニ之ヲ掲ゲ同表中Lハメートルニ依ル船舶ノ長サトス

分	長	高	サ	係	數
A.P.		0.832L + 25.4		1	
A.P.	ヨリキ	0.37L + 11.3		4	
A.P.	ヨリキ	0.0925L + 2.825		2	
船	ノ	0		4	
F.P.	ヨリキ	0.185L + 5.565		2	
F.P.	ヨリキ	0.74L + 22.6		4	
F.P.		1.666L + 50.8		1	

A.P.ハ夏期滿載吃水線ノ後端

F.P.ハ夏期滿載吃水線ノ前線

第五十六規則 標準ノ舷弧ノ形狀ヨリノ變差ノ測定

舷弧ノ形狀ガ標準ト相違スルトキハ各形狀ノ七箇所ニ於ケル高サニ舷弧ノ高サノ表ニ掲グル適應ノ係數ヲ乘ジ各積ノ合計ノ間ノ差ヲ十八ニテ除シタルモノヲ舷弧高ノ不足又ハ超過トス舷弧ノ形狀ノ後半部ガ標準ヨリ高ク且前半部ガ標準ヨリ低キトキハ超過セル部分ハ認メラレズシテ不足ノミヲ測ル

舷弧ノ形狀ノ前半部ガ標準ヲ超過シ且舷弧ノ形狀ノ後半部ガ標準ノ七十五「パーセント」以上ナルトキハ超過セル部分ハ認メラル後半部ガ標準ノ五十五「パーセント」ヨリ小ナルトキハ前半部ノ超過舷弧高ハ認メラレズ後半部舷弧高ガ標準ノ五十五「パーセント」ト七十五「パーセント」トノ中間ニ在ルトキハ前

部ノ超過舷弧高ニ對シテハ中間斟酌ノ許容スルコトヲ得

第五十七規則 標準ノ舷弧ノ形狀ヨリノ變差ニ對スル修正

舷弧高ニ對スル修正ハ舷弧高ノ不足又ハ超過(第五十六規則參照)ニ0.75

ヲ乘ジタルモノトスSハ第四十規則ニ定ムル船樓ノ長サノ合計トス

第五十八規則 舷弧高ノ不足ニ對スル増加

舷弧高ガ標準ヨリ小ナルトキハ舷弧高ノ不足ニ對スル修正(第五十七規則參照)ヲ乾舷ニ加フ

第五十九規則 超過舷弧高ニ關スル控除

平甲板船及蔽圍セラレタル船樓ガ船舶ノ中央ヨリ前方Lノ十分ノ一及後方Lノ十分ノ一ニ互ル船舶ニ在リテハ舷弧高ノ超過ニ對スル修正(第五十七規則參照)ヲ乾舷ヨリ控除ス分立船樓ヲ有スル船舶ニシテ蔽圍セラレタル船樓ガ船舶ノ中央ヲ蔽ハザルモノニ在リテハ舷弧ヨリ控除ヲ爲サズ蔽圍セラレタル船樓ガ船舶ノ中央ヨリ前方Lノ十分ノ一未滿及後方Lノ十分ノ一未滿ニ互ルトキハ控除ハ挿入法ニ依リテ之ヲ求ム超過舷弧高ニ關スル最大ノ控除ハ船舶ノ長サガ三メートル五〇ナルトキ三十八ミリメートルト三三メートル五〇ノ加ハル毎ニ三十八ミリメートルノ割合ニテ増加ス

梁矢

第六十規則 標準ノ梁矢

乾舷甲板ノ標準ノ梁矢ハ船舶ノ幅ノ五十分ノ一トス

第六十一規則 梁矢ニ對スル修正

乾舷甲板ノ梁矢ガ標準ヨリ大ナルカ又ハ小ナルトキハ實際ノ梁矢ト標準ノ梁矢トノ差ノ四分ノ一ニ蔽圍セラレタル船樓ニ依リ蔽ハレザル乾舷甲板ノ長サノ割合ヲ乘ジタルモノヲ夫々乾舷ヨリ減ジ又ハ乾舷ニ加フ標準ノ梁矢

第十一輯 外事 第一章 條約

〔朝〕

ノ二倍ヲ梁矢ニ對シ爲サル斟酌ノ最大限度トス

最小乾舷

第六十二規則 夏期乾舷

夏期ニ於ケル最小乾舷ハ乾舷表ヨリ求メタル乾舷ニシテ標準ヨリノ變差ニ對スル修正及船樓ニ關スル控除ヲ爲シタルモノトス

乾舷甲板ノ上面ト外面トノ交又點ヨリ測リタル鹹水ニ於ケル乾舷ハ五十一ミリメートルヨリ小ナルベカラズ

第六十三規則 熱帶乾舷

熱帶帶域ニ於ケル最小乾舷ハ龍骨ノ上面ヨリ圓標ノ中心迄測リタル夏期吃水ノ四十八分ノ一ヲ夏期乾舷ヨリ控除シテ求メタル乾舷トス
乾舷甲板ノ上面ト外面トノ交又點ヨリ測リタル鹹水ニ於ケル乾舷ハ五十一ミリメートルヨリ小ナルベカラズ

第六十四規則 冬期乾舷

冬期ニ於ケル最小乾舷ハ龍骨ノ上面ヨリ圓標ノ中心迄測リタル夏期吃水ノ四十八分ノ一ヲ夏期乾舷ニ加ヘテ求メタル乾舷トス

第六十五規則 冬期北大西洋乾舷

冬期中北緯三十六度以北ノ北大西洋橫斷ノ航海ヲ爲ス長サ百メートル五八ヲ超エザル船舶ニ對スル最小乾舷ハ冬期乾舷ニ五十一ミリメートルヲ加ヘタルモノトス長サ百メートル五八ヲ超ユル船舶ニ對シテハ右最小乾舷ハ冬期乾舷トス

第六十六規則 淡水乾舷

單位密度ノ淡水ニ於ケル最小乾舷ハ鹹水ニ於ケル最小乾舷ヨリ 40T センチメートルヲ控除シテ求メタル乾舷トス

△ハ夏期滿載吃水線ニ於ケルトンニ依ル鹹水排水量
 Tハ夏季滿載吃水線ニ於ケル一センチメートルニ付テノ鹹水排水トン數
 夏期滿載吃水線ニ於ケル排水量ガ證明セラレ得ザルトキハ控除ハ龍骨ノ上

面ヨリ圓標ノ中心迄測リタル夏期吃水ノ四十八分ノ一タルベシ
 第六十七規則 汽船ニ對スル乾舷表

本規則ニ規定スル標準ニ適合スル汽船ニ對スル基準最小夏季乾舷

メートル	乾舷	メートル	乾舷	メートル	乾舷	メートル	乾舷
24.38	203	76.20	820	128.02	1976	179.83	3226
27.43	229	79.25	874	131.06	2055	182.88	3289
30.48	254	82.30	927	134.11	2134	185.93	3353
33.53	279	85.34	983	137.16	2212	188.98	3414
36.58	305	88.39	1041	140.21	2291	192.02	3475
39.62	330	91.44	1102	143.26	2370	195.07	3532
42.67	361	94.49	1166	146.30	2446	198.12	3592
45.72	394	97.54	1229	149.35	2522	201.17	3650
48.77	429	100.58	1295	152.40	2598	204.22	3706
51.82	465	103.63	1364	155.45	2672	207.26	3762
54.86	503	106.68	1435	158.50	2746	210.31	3815
57.91	544	109.73	1509	161.51	2817	213.36	3868
60.96	587	112.78	1585	164.59	2888	216.41	3922
64.01	630	115.82	1661	167.61	2957	219.46	3973
67.06	676	118.87	1737	170.69	3025	222.50	4026
70.10	724	121.92	1816	173.74	3094	225.55	4077
73.15	770	124.97	1895	176.78	3160	228.60	4127

〔朝〕

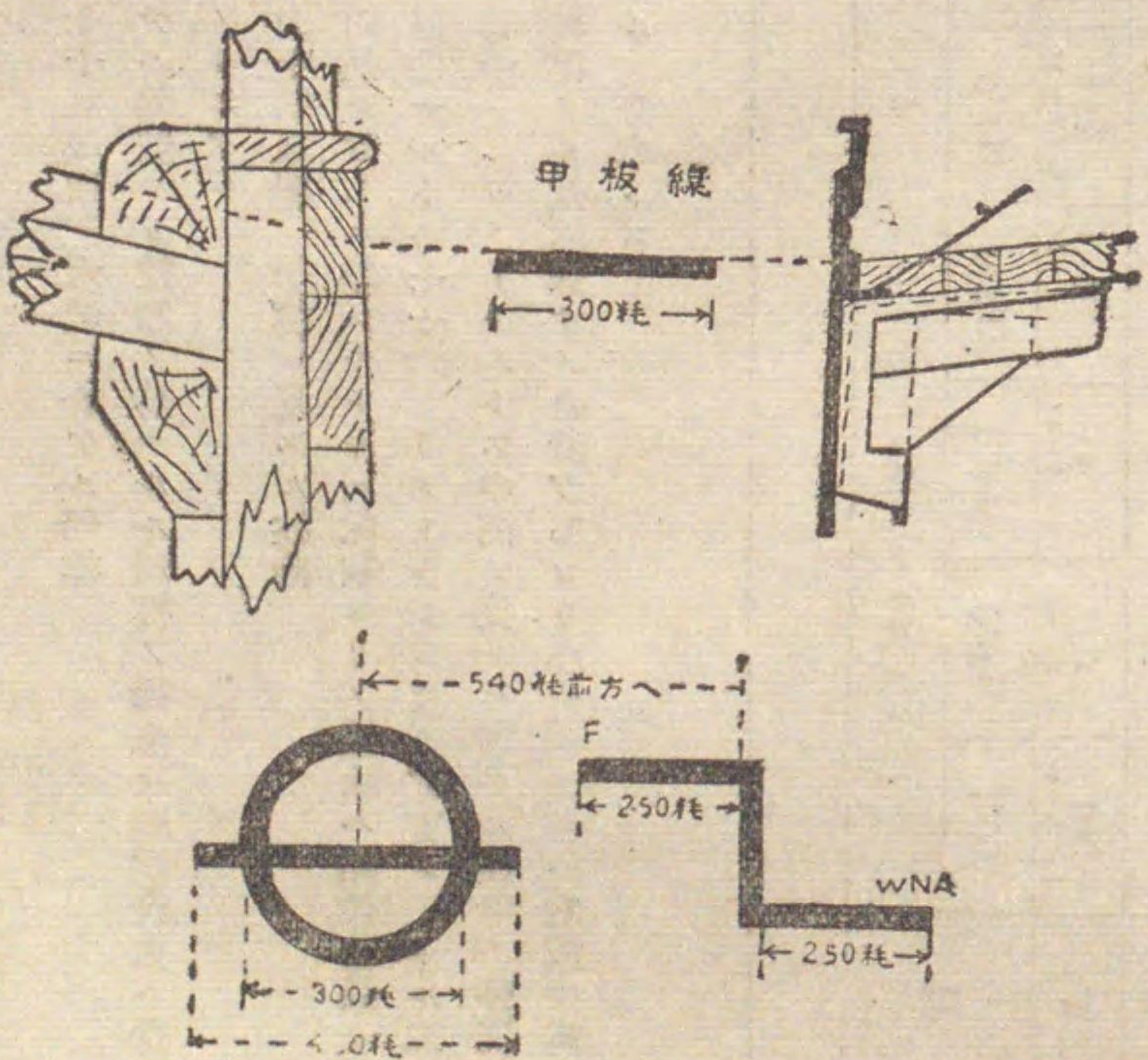
- (一) 平甲板汽船ニ對スル最小乾舷ハ前記ノ表ニ長サ三十メートル五〇毎ニ三十八ミリメートルノ割合ニテ増加ヲ爲シ之ヲ求ム
- (二) 中間ノ長サニ於ケル乾舷ハ挿間法ニ依リ之ヲ求ム
- (三) cガ〇・六八ヲ超ユルトキハ右乾舷ニハ係數 $0.68 \frac{c+0.68}{1.36}$ ヲ乘ク
- (四) DガLノ十五分ノ一ヲ超ユルトキハ右乾舷ニハ $8.33(D - \frac{L}{15})R$ ヲ乘ク
 メートルヲ増加スルハ百十八メートル九〇ヨリ小ナル長サニ於テハLノ三・九六分ノ一又百十八メートル九〇以上ノ長サニ於テハ三十分トス
 船舶ノ中央ニ於テ少クトモLノ十分ノ六ニ互ル蔽圍セラレタル船樓ヲ有スル船舶、全通「トランク」ヲ有スル船舶又ハ閉鎖セラレタル部分船樓ト「トランク」トノ連續ガ船首尾ニ全通スル船舶ニ在リテDガLノ十五分ノ一ヨリ小ナルトキハ乾舷ハ前記ノ割合ニテ之ヲ減少ス船樓又ハ「トランク」ノ高サガ標準ノ高サヨリ小ナルトキハ右ノ減少ハ實際ノ高サノ標準ノ高サニ對スル比率ニ依ル
- (五) 船舶ノ中央ニ於テ乾舷甲板ノ上面迄ノ實際ノ深サガDヨリ大ナルカ又ハ小ナルトキハ深サ(ミリメートルニ依ル)ノ差ハ乾舷ニ増加セラレ又ハ之ヨリ控除セラレ

第四編 帆船ニ對スル滿載吃水線

第六十八規則 圓標ニ關聯シテ用フベキ線

冬期滿載吃水線及熱帶滿載吃水線ハ帆船ニハ之ヲ標示セズ冬期及熱帶帶域ニ於ケル鹹水ニ於テ帆船ガ積載シ得ル滿載吃水線ハ圓標ノ中心トス(第三圖參照)

第三圖



〔朝〕

第六十九規則 滿載吃水線指定ノ條件
指定ノ條件ハ本規則第二編ニ掲グル條件トス

第七十規則 乾舷ノ算定
乾舷ハ左記ヲ除ク外汽船ニ對スル乾舷ガ汽船ニ對スル乾舷表ヨリ算定セラルルト同一ノ方法ニ依リ帆船ニ對スル乾舷表ヨリ算定セラル

第七十一規則 乾舷ニ關スル深サ(D)
一メートルニ付百二十五ミリメートルヨリ大ナル船底勾配割合ヲ有スル帆船ニ在リテハ龍骨ノ上面ヨリノ垂直距離(第三十四規則)ハ船舶ノ半幅ニ於ケル總船底勾配ト一メートルニ付百二十五ミリメートルノ割合ニテノ總勾配トノ差ノ二分ノ一ヲ減ズ船舶ノ半幅一メートルニ付二百八ミリメートルハ控除ノ爲サルル最大勾配割合トス
船體中央横截面ノ下部ノ形狀ガ凹形ノモノナルトキ又ハ厚キ龍骨翼板ガ取附ケラレアルトキハ深サハ底面ノ扁平部ノ内方ヘノ延長線ガ龍骨ノ側面ニ交叉スル點ヨリ之ヲ測ル

乾舷表ニ用フル深サハLノ十二分ノ一ヨリ小ナラザルモノヲ採ルベシ

第七十二規則 肥瘠係數(c)
乾舷表ニ用フル係數ハ〇・六ニヨリ小ナラズ且又〇・七ニヨリ大ナラザルモノヲ採ルベシ

第七十三規則 木船ニ於ケル船樓
木船ニ在リテハ乾舷ヨリ控除ノ爲サルル船樓ノ構造及閉鎖設備ハ指定機關ノ認ムルモノタルベシ

第七十四規則 船樓ニ關スル控除
船樓ノ實效的長サガLニ等シキトキハ乾舷ヨリノ控除ハ船舶ノ長サガ二十四メートル四〇ナルトキ七十六ミリメートル又長サガ百メートル五八以上ナルトキ七百一十一ミリメートルトス中間ノ長サニ對スル控除ハ挿間法ニ依リ之ヲ求ム船樓ノ實效的長サノ合計ガLヨリ小ナルトキハ右減少高ハ左ノ表ヨリ求ムル百分率トス

船樓ノ型式	船樓ノ實效的長サノ合計 (H)											
	0	0.1L	0.2L	0.3L	0.4L	0.5L	0.6L	0.7L	0.8L	0.9L	1.0L	
船樓ヲ有セザル式	0	0.1L	0.2L	0.3L	0.4L	0.5L	0.6L	0.7L	0.8L	0.9L	1.0L	
船樓ヲ有スル式(註)	0	7	13	17	22.5	30	47.5	70	80	90	100	
船樓ノ型式(註)	0	7	14.7	22	32	42	56	70	80	90	100	
												行
												A
												B

(註) 船樓ノ實效的長サガLノ十分ノ二ヨリ小ナルトキハ百分率ハB行トA行トノ間ニ挿間法ニ依リ之ヲ求ム
船樓ノ中間ノ長サニ對スル百分率ハ挿間法ニ依リ之ヲ求ム

【附】

第七十五規則 最小乾舷

乾舷ノ増加ハ冬期乾舷ニ對シテハ之ヲ要求セズ又控除ハ熱帶乾舷ニ對シテハ之ヲ許サズ

冬期中ノ北緯三十六度以北ノ北大西洋横斷ノ航海ニ對シテハ乾舷ニ七十六

本規則ニ規定スル標準ニ適合スル鐵製又ハ鋼製ノ平甲板帆船ニ對スル最小ノ夏期、冬期及熱帶乾舷

L	乾舷	L	乾舷	L	乾舷	L	乾舷	L	乾舷
24.384	234	42.67	541	60.96	899	82.30	1359		
27.430	279	45.72	597	64.01	963	85.34	1430		
30.48	328	48.77	655	67.06	1026	88.39	1501		
33.53	378	51.82	716	70.10	1090	91.44	1572		
36.54	432	54.86	777	73.15	1156	94.49	1643		
39.62	485	57.91	838	76.20	1222	97.54	1717		
				79.25	1290	100.58	1791		

ミリメートルノ増加ヲ爲ス
木船ニ對スル淡水乾舷ヲ算定スルニ當リテハ吃水ハ龍骨ノ溝ノ下線ヨリ圓標ノ中心迄之ヲ測ルモノトス

第七十六規則 帆船ニ對スル乾舷表

(1) 中間ノ長サニ於ケル乾舷ハ挿間法ニ依リ之ヲ求ム

(2) cガ〇・六ニテ超ユルトキハ右乾舷ニハ係數 $c+0.62 \frac{L-124}{L}$ ヲ乘ズ

(3) DガLノ十二分ノ一ヲ超ユルトキハ右乾舷ニハ $8.33(D-\frac{L}{12}) \times (10 + \frac{L}{7.62})$ ミリメートルヲ增加ス

(4) 船舶ノ中央ニ於テ乾舷甲板ノ上面迄ノ實際ノ深サガDヨリ大ナルカ又ハ小ナルトキハ深サ(ミリメートルニ依ル)ノ差ハ乾舷ニ増加セラレ又ハ之ヨリ控除セラレ

第七十七規則 木帆船ニ對スル乾舷

木帆船ニ對スル乾舷ハ當該船舶ガ鐵製又ハ鋼製ノモノナルトキニ該船舶ガ得ベキ最終ノ乾舷ニ右船舶ノ船級、構造、船齡及狀態ヲ考慮シタル上指定機關ニ於テ決定スルコトアルベキ修正ヲ加ヘタルモノトス

「ダウ」、「マンク」、「ブラウ」等ノ如キ原始的構造ノ木船ハ合理的且實行可能ナル限り帆船ニ關スル規則ニ依リ主管廳之ヲ處理スベシ

第五編 甲板積木材貨物ヲ搭載スル汽船ニ對スル滿載吃水線

甲板積木材貨物 「甲板積木材貨物」ナル用語ハ乾舷甲板又ハ船樓甲板ノ蔽

ハレザル部分ニ搭載セラルル木材貨物ヲ意味ス右用語ハ木質「バルブ」又ハ類似ノ貨物ヲ包含セズ

木材滿載吃水線 木材滿載吃水線ハ船舶ガ左ノ條件及規則ニ從ヒ甲板積木材貨物ヲ搭載スル場合ニ限リ用ヒラルベキ特別ノ滿載吃水線トス

第七十八規則 舷ニ於ケル標示

木材滿載吃水線 各種ノ情況及各種ノ季節ニ於ケル木材滿載吃水線ヲ示ス線ハ圓標ノ中心ノ五百四十ミリメートル後方ニ標示セラレタル垂直線ヨリ之ニ直角ニ引キタル長サ二百五十ミリメートル幅二十五ミリメートルノ水平線タルベシ(第四圖參照)右線ハ通常ノ滿載吃水線ト同様ニ之ヲ標示且檢證スベシ(第五規則乃至第七規則參照)

夏期木材滿載吃水線ハ L T 標示セラレタル線ノ上縁ニ依リ之ヲ示ス

冬期木材滿載吃水線ハ L W 標示セラレタル線ノ上縁ニ依リ之ヲ示ス

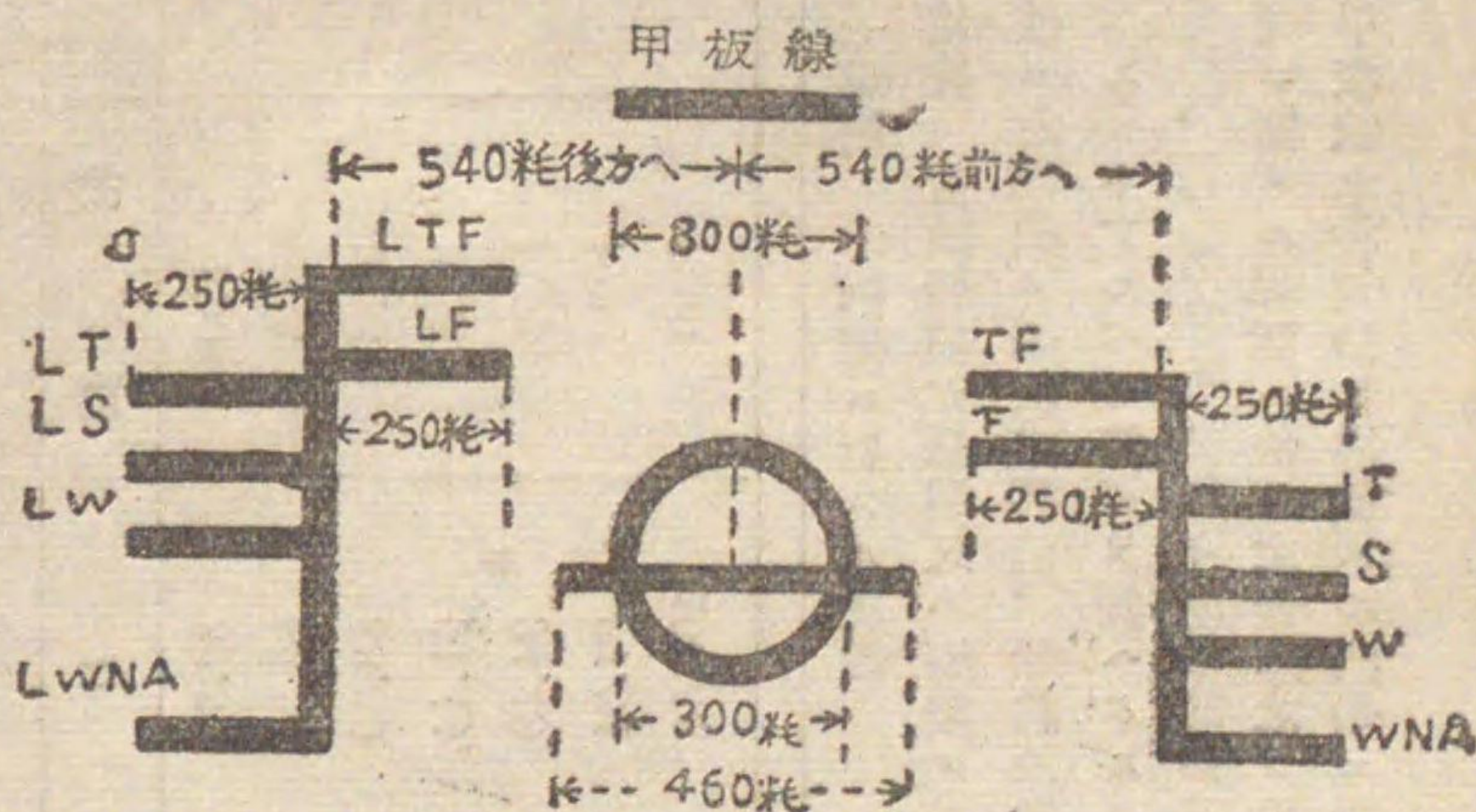
冬期北大西洋木材滿載吃水線ハ L W N A 標示セラレタル線ノ上縁ニ依リ之ヲ示ス

熱帶木材滿載吃水線ハ L T 標示セラレタル線ノ上縁ニ依リ之ヲ示ス

夏期淡水木材滿載吃水線ハ L F 標示セラレタル線ノ上縁ニ依リ之ヲ示ス夏期淡水木材滿載吃水線ト夏期木材滿載吃水線トノ間ノ差ハ他ノ木材滿載吃水線ニ付淡水ニ於ケル積載ニ對シ許サルベキ餘裕トス熱帶淡水木材滿載吃水線ハ L T F 標示セラレタル線ノ上縁ニ依リ之ヲ示ス

(註) 航海汽船ガ河川又ハ内水ヲ航行スルトキハ發航點ト外海トノ間ニ於ケル消費ニ要スル燃料等ノ重量ニ相當スル餘分ノ積載ヲ許ス

第四圖



餘分ノ積載ニ對スル補足的ノ指定條件及規則

第七十九規則 船舶ノ構造

船舶ノ結構ハ許サル餘分ノ吃水ニ對シ及甲板積貨物ノ重量ニ對シ十分ナル強サノモノタルベシ

〔朝〕

第八十規則 船樓

船舶ハ少クトモ標準ノ高サ及少クトモ該船舶ノ長サノ七「パーセント」ノ長サノ船首樓並ニ之ニ加ヘ船尾樓又ハ堅牢ナル鋼製ノ「フイード」若ハ船尾ニ設ケラルル甲板室ヲ有スル低船尾樓ヲ備フベシ

條八十一規則 機關室圍壁

乾舷甲板ノ機關室圍壁ガ其ノ側方ニ木材ヲ搭載スルニ十分ナル強サ及高サノモノニ非ザレバ右機關室圍壁ハ少クトモ標準ノ高サノ船樓ニ依リ保護セラルベシ

第八十二規則 二重底槽

二重底槽ハ船舶ノ中央ニ於テ船舶ノ長サノ二分ノ一ニ互リ取附ケラルルトキハ適當ナル縱區畫ヲ有スベシ

第八十三規則 舷牆

船舶ハ少クトモ九百九十ミリメートルノ高サノ常設舷牆ニシテ上縁ニ於テ特ニ防撓セラレ、梁ノ所在箇所ニ於テ甲板ニ取附ケラルル堅牢ナル舷牆支柱ニ依リ支持セラレ且必要ナル放水口ヲ有スルモノヲ備フルカ又ハ之ト同一ノ高サ及特ニ堅牢ナル構造ノ實效アル欄干ヲ備フベシ

第八十四規則 甲板積木材貨物ニ依リ蔽ハルル甲板口

乾舷甲板ノ下方ノ場所ヘノ開口ハ之ヲ定著的ニ閉鎖シ且帶金ニ依リ締附クベシ艙口梁、縱材及蓋ノ如キ一切ノ裝置ハ適當ノ場所ニ在ルベシ艙内ノ通風必要ナルトキハ通風筒ハ之ヲ實效的ニ保護スベシ

第八十五規則 積付

乾舷甲板ノ「ウール」ハ能フ限リ固ク積付ケラルル木材ヲ以テ少クトモ船橋樓ノ標準ノ高サ迄滿スベシ

〔朝〕

冬期ニ於テ季節冬期帶域内ニ在ル船舶ニ在リテハ乾舷甲板ノ上方ノ甲板積貨物ノ高サハ船舶ノ最大幅ノ三分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

一切ノ甲板積木材貨物ハ之ヲ密ニ積付ケ、縛リ且定著スベシ甲板積木材貨物ハ如何ナル場合ニ於テモ船舶ノ航行及必要ナル作業ヲ妨害シ又ハ水分ノ吸收ニ依ルガ如キ重量ノ増加並ニ燃料及貯藏品ノ消費ニ依ルガ如キ重量ノ減少ヲ考慮シタル上航行ノ一切ノ道程ニ於テ復原性ニ安全ナル餘裕アルコトヲ妨害セザルコトヲ要ス

第八十六規則 船員ノ保護、機關室ヘノ通路等

船員室區域、機關室其ノ他船舶ノ必要ナル作業ニ使用セラルル一切ノ部分ヘノ安全且十分ナル通路ハ何時ニテモ利用シ得ルモノタルベシ斯ル部分ヘノ通路ヲ成ス開口ノ所在箇所ニ於ケル甲板積貨物ハ開口ガ水ノ浸入ニ對シ適當ニ閉鎖定著セラレ得ル様之ヲ積付クベシ垂直ニ三十センチメートルヲ超ユザル間隔ニ配置セラレタル保護欄干又ハ救命索ヨリ成ル船員ニ對スル實效的保護裝置ヲ甲板積貨物ノ各側ニ於テ貨物ノ上方少クトモ一メートルニ二ノ高サ迄設クベシ貨物ハ通路ノ爲之ヲ十分水平ニ爲スベシ

第八十七規則 操舵設備

操舵設備ハ貨物ニ依リ損傷ヲ受ケザル様之ヲ實效的ニ保護スベク且實行可能ナル限リ近寄り得ルモノトスベシ主操舵設備ニ於ケル故障ノ場合ニ操舵シ得ル爲實效アル設備ヲ爲スベシ

第八十八規則 支杆

木材ノ性質ニ依リ支杆ヲ必要トスルトキハ支杆ハ適當ナル強サノモノタルベク木製又ハ金屬製タルコトヲ得支杆ノ間隔ハ搭載木材ノ長サ及特性ニ對シ適當ナルコトヲ要ス但シ三メートル〇五ヲ超ユルコトヲ得ズ支杆ヲ定著

スル爲ニハ梁上側板ニ實效的ニ定着セラレタル堅牢ナル山形材若ハ金屬製
壺金又ハ同等ニ實效アル装置ヲ備フベシ

第八十九規則 縛索

甲板積木材貨物ハ兩側ニ互ル獨立ノ縛索ニシテ三メートル〇五ヲ超エザル
間隔ニ配置セラレタルモノニ依リ其ノ全長ヲ通シ實效的ニ之ヲ定着スベ
シ
右縛索用ノ眼附板ハ三メートル〇五ヲ超エザル間隔ニテ之ヲ舷側厚板ニ銜
著スベク船樓ノ端隔壁ヨリ最初ノ眼附板迄ノ距離ハ一メートル九八ヲ超エ
ザルモノトス追加ノ眼附板ハ之ヲ梁上側板ニ取附クルコトヲ得
兩側ニ互ル縛索ハ良好ナル状態ニ在ルベク且何時ニテモ近寄り得ル滑鈎及
緊螺ヲ取附ケラレタル十九ミリメートル以上ノ鋼鎖又ハ同等ノ強サノ柔
軟鋼索タルベシ鋼索ノ縛索ハ其ノ長サヲ調整シ得シムル短キ長鎖鎖ヲ備フ
ベシ
木材ノ長サガ三メートル六六未満ナルトキハ縛索ノ間隔ハ木材ノ長サニ適
應スル様之ヲ減ズルカ又ハ他ノ適當ナル設備ヲ爲スベシ
縛索ノ間隔ガ一メートル五二以下ナルトキハ縛索ノ寸法ハ之ヲ減ズルコト

ヲ得ルモノ十二ミリメートル七未満ノ鎖又ハ十二ミリメートル七ノ鎖ヨリモ
抵抗力少キ鋼索ヲ使用スルコトヲ得ズ
縛索ヲ定着スルニ要スル一切ノ装置ハ縛索ノ強サニ相等スル強サノモノタ
ルベシ
船樓甲板ニ取附ケラレタル支杆ハ約三メートル〇五ノ間隔ニ在ルベク且十
分ナル強サノ横縛索ニ依リ定着セララルベシ
第九十規則 圖面
前記ノ條件及規則ニ從ヒ甲板積木材貨物ヲ積付ケ且定着スル爲ノ装置及設
備ヲ示ス圖面ハ之ヲ指定機關ニ提出スベシ
乾舷
第九十一規則 乾舷ノ算定
指定機關ニ於テ船舶ガ適當タリ且其ノ状態及設備ガ甲板積木材貨物ノ搭載
ニ關スル前記ノ要件ト少クトモ同等ナルコトヲ認メタルトキハ第三編ノ規
則及表ニ從ヒ算定セラレタル夏期乾舷ハ特別ナル木材乾舷ヲ得ル爲第五十
三規則ノ百分率ニ代フルニ左ノ百分率ヲ以テスルコトニ依リ之ヲ變更スル
コトヲ得

船樓ノ實效的長サノ合計

0	0.1L	0.2L	0.3L	0.4L	0.5L	0.6L	0.7L	0.8L	0.9L	1.0L
パーセント 20	パーセント 30.75	パーセント 41.5	パーセント 52.25	パーセント 63	パーセント 69.25	パーセント 75.5	パーセント 81.5	パーセント 87.5	パーセント 93.75	パーセント 100

冬期木材乾舷ハ夏期木材乾舷ニ夏期木材型吃水ノ三十六分ノ一ヲ加ヘ之ヲ

求ムベシ

〔朝〕

冬期北大西洋木材乾舷ハ第六十五規則ニ定ムル冬期北大西洋乾舷トス
熱帯木材乾舷ハ夏期木材乾舷ヨリ夏期木材型吃水ノ四十八分ノ一ヲ控除シ
之ヲ求ムベシ

第六編 槽船ニ對スル滿載吃水線

定義

槽船「槽船」ナル用語ハ包裝セザル液體貨物ノ搭載ノ爲特別ニ構造セラレ
タル一切ノ汽船ヲ包含ス

第九十二規則 舷ニ於ケル標示

舷ニ於ケル標示ハ第四規則ニ圖示セララルモノタルベシ
餘分ノ積載ニ對スル補足の指定條件

第九十三規則 船舶ノ構造

船舶ノ構造ハ指定セララル乾舷ニ相當スル増加吃水ニ對シ十分ナル強サノ
モノタルベシ

第九十四規則 船首樓

船舶ハ長サガ船舶ノ長サノ七「パーセント」以上ニシテ高サガ標準ノ高サ以
上タル船首樓ヲ備フベシ

第九十五規則 機關室圍壁

乾舷甲板ノ機關室圍壁ニ於ケル開口ニハ鋼製戸ヲ備フベシ右圍壁ハ少クト
モ標準ノ高サノ範圍セラレタル船尾樓若ハ船橋樓ニ依リ又ハ同一ノ高サ及
同等ノ強サノ甲板室ニ依リ之ヲ保護スベシ此等ノ建設物ノ端ニ於ケル隔壁
ハ船橋樓前隔壁ニ對シ要求セララル寸法ノモノタルベシ乾舷甲板ヨリ右
建設物ヘノ一切ノ入口ニハ實效アル閉鎖設備ヲ備フベク且敷居ハ甲板ノ上
方少クトモ四百五十七ミリメートルタルベシ船樓甲板ノ暴露セル機關室圍

〔朝〕

壁ハ堅牢ナル構造ノモノタルベク且右圍壁ニ於ケル一切ノ開口ニハ圍壁ニ
常設的ニ取附ケラレ且兩側ヨリ閉鎖定着セラレ得ル鋼製閉鎖設備ヲ備フベ
シ右開口ノ敷居ハ甲板ノ上方少クトモ三百八十二ミリメートルタルベシ焚火
室口ハ船樓甲板ノ上方合理的且實行可能ナル限り高カルベク且適當ノ位置
ニ常設的ニ取附ケラレタル堅牢ナル鋼製蓋ヲ有スベシ

第九十六規則 通路

實效的ニ構造セラレ且暴露部ニ對シ十分ナル強サヲ有スル常設通路ヲ船尾
樓ト船舶ノ中央ニ於ケル船橋樓トノ間ニ於テ又船員ガ船首ニ寢室ヲ有スル
トキハ船橋樓ヨリ船首樓ニ至ル間ニ於テ船樓甲板ノ平面ニ於テ縱通シテ取
附クベシ通路ノ目的ヲ達スル爲他ノ同等ナル通路裝置例ヘバ甲板ノ下方ノ
通路ノ如キヲ設クルコトヲ得

第九十七規則 船員ノ保護、機關室ヘノ通路等

通路ノ平面ヨリ船員室區域、機關室其ノ他船舶ノ必要ナル作業ヲ使用セラ
ルル一切ノ部分ヘノ安全且十分ナル通路ハ何時ニテモ利用シ得ルモノタル
ベシ本規則ハ乾舷甲板ヨリ出入スル「ポンプ」室カ第一級閉鎖設備ヲ有スル
トキハ之ニ適用セズ

第九十八規則 艙口

乾舷甲板ノ及膨脹「トランク」甲板ノ一切ノ艙口ハ實效アル鋼製蓋ニ依リ之
ヲ水密ニ閉鎖スベシ

第九十九規則 通風筒

乾舷甲板ノ下方ノ場所ニ通ズル通風筒ハ十分ナル強サノモノタルカ又ハ船
樓若ハ同等ニ實效アル裝置ニ依リ保護セララルベシ

第一百規則 放水設備

舷端ヲ有スル船舶ニハ露天甲板ノ暴露部ノ長サノ少クトモ二分ノ一ニ互リ取附ケラレタル開放欄干又ハ他ノ實效アル放水設備ヲ備フベシ舷側甲板ノ上縁ハ實行可能ナル限り低ク維持セラレベク且成ルベクハ舷縁山形材ノ上縁ヨリ高カラザラシムベシ

船樓ガ「トランク」ニ依リ連結セラルトキハ開放欄干ハ乾舷甲板ノ露天部ノ全長ニ互リ之ヲ取附クベシ
第百一規則 圖面
計畫シタル裝置及設備ヲ示ス圖面ハ承認ノ爲指定機關ニ之ヲ提出スベシ
乾舷

船舶ノ實效的長サノ合計

一切ノ型式	パーセン ト 0	パーセン ト 7	パーセン ト 14	パーセン ト 21	パーセン ト 31	パーセン ト 41	パーセン ト 52	パーセン ト 63	パーセン ト 75.3	パーセン ト 87.7	パーセン ト 100
0	0.1L	0.2L	0.3L	0.4L	0.5L	0.6L	0.7L	0.8L	0.9L	1.0L	

第百四規則 超過舷弧高ニ關スル免除

舷弧高ガ標準ヨリ大ナルトキハ超過舷弧高ニ對スル修正(第三編汽船ニ對スル滿載吃水線第五十七規則參照)ハ一切ノ槽船ニ對シ乾舷ヨリ之ヲ免除ス第三編第五十九規則ハ超過舷弧高ニ關スル最大ノ免除ガ船舶ノ長サ三十分ノ一ニナルトキ三十分ノ一ニ對シ三十分ノ一ニ加ヘル毎ニ三十八ミリメートルノ割合ニテ増加スルコトヲ除クノ外之ヲ適用セズ

第百五規則 冬期北大西洋乾舷

冬期中ノ北緯三十六度以北ノ北大西洋橫斷ノ航海ニ對スル最小乾舷ハ冬期乾舷ニ長サ三十分ノ一ニ付二十五ミリメートル四ノ割合ノ増加ヲ爲シタルモノトス

第百六規則 槽船ニ對スル乾舷表

L	乾舷	L	乾舷
メートル	ミリメートル	メートル	ミリメートル
57.91	546	121.92	1387
60.96	587	124.97	1648
64.01	627	128.02	1712
67.06	668	131.06	1775
70.10	711	134.11	1841
73.15	754	137.16	1908
76.20	800	140.21	1974
79.25	846	143.26	2037
82.30	894	146.30	2101
85.34	942	149.35	2162
88.39	993	152.40	2222
91.44	1044	155.45	2281
94.49	1095	158.50	2339
97.54	1146	161.54	2395
100.58	1196	164.59	2451
103.63	1250	167.64	2504
106.68	1303	170.69	2558
109.73	1359	173.74	2609
112.78	1415	176.78	2657
115.82	1471	179.83	2705
118.87	1529	182.88	2753

長サ百八十二メートル八八ヲ超エル船舶ハ主管廳之ヲ處理スベシ

第二附屬書

帶域及季節的區域ノ限界

帶域

北部「季節的冬期」帶域ノ南方限界ハ北「アメリカ」ノ東岸ヨリ北緯三十六度

〔朝〕

〔朝〕

ノ線ニ沿ヒ西班牙國「タリフ」迄、朝鮮ノ東岸ヨリ北緯三十五度ノ線ニ沿ヒ日本國本州ノ西岸迄、本州東岸ヨリ北緯三十五度ノ線ニ沿ヒ西經百五十度迄及其レヨリ羅盤方位線ニ沿ヒ北緯五十度ニ於ケル「ヴァンクーヴァー」島ノ西岸迄引キタル線トス 釜山(朝鮮)及橫濱ハ北部「季節的冬期」帶域
〔夏期〕帶域トノ限界線上ニ在ルモノト看做サルベシ
〔熱帶〕帶域ノ北方限界ハ北緯十度ニ於ケル南「アメリカ」ノ東岸ヨリ北緯十度ノ線ニ沿ヒ西經二十度迄、其レヨリ北へ北緯二十度迄、及其レヨリ北緯二十度ノ線ニ沿ヒ「アフリカ」ノ西岸迄引キタル線、「アフリカ」ノ東岸ヨリ北緯八度ノ線ニ沿ヒ馬來半島ノ西岸迄、其レヨリ馬來及暹羅國ノ海岸ニ沿ヒ北緯十度ニ於ケル交趾支那ノ東岸迄、其レヨリ北緯十度ノ線ニ沿ヒ東經百四十五度迄、其レヨリ北へ北緯十三度迄及其レヨリ北緯十三度ノ線ニ沿ヒ中央「アメリカ」ノ西岸迄引キタル線トス 西貢ハ「熱帶」帶域ト「季節的熱帶」區域トノ限界線上ニ在ルモノト看做サルベシ
〔熱帶〕帶域ノ南方限界ハ南「アメリカ」ノ東岸ヨリ南回歸線ニ沿ヒ「アフリカ」ノ西岸迄、「アフリカ」ノ東岸ヨリ南緯二十度ノ線ニ沿ヒ「マダガスカル」ノ西岸迄、其レヨリ「マダガスカル」ノ西岸及北岸ニ沿ヒ東經五十度迄、其レヨリ北へ南緯十度迄、其レヨリ南緯十度ノ線ニ沿ヒ東經百十度迄、其レヨリ羅盤方位線ニ沿ヒ「オーストラリア」ノ「ポート、ダーウイン」迄、其レヨリ東へ「オーストラリア」ノ海岸及「ウェッセル」島ニ沿ヒ「ケープ、ウエッセル」迄、其レヨリ南緯十一度ノ線ニ沿ヒ「ケープ、ヨーク」ノ西側迄、南緯十一度ニ於ケル「ケープ、ヨーク」ノ東側ヨリ南緯十一度ノ線ニ沿ヒ西經百五十度迄、其レヨリ羅盤方位線ニ沿ヒ南緯二十六度西經七十五度ノ點迄並ニ其レヨリ羅盤方位線ニ沿ヒ南緯三十度ニ於ケル南「アメリカ」ノ西岸迄引キタル線トス 「コクインボ」、「リオ、デ、ジッネイロ」及「ポート、ダー

ウイシ「熱帯」帶域ト「夏期」帶域トノ境界線上ニ在ルモノト看做サルベシ

左ノ區域ハ「熱帯」帶域ニ合マルベシ

- (一) 「ボート」サイドヨリ東經四十五度ノ線迄ノ「スエズ」運河、紅海及「アデン」灣「アデン」及「ベルベラ」ハ「熱帯」帶域ト「季節的熱帯」區域ト「ロト」ノ境界線上ニ在ルモノト看做サルベシ
- (二) 東經五十九度ノ線迄ノ「ベルシア」灣

南部「季節的冬期」帶域ノ北方境界ハ南「アメリカ」ノ東岸ヨリ南緯四十度ノ線ニ沿ヒ西經五十六度迄、其レヨリ羅盤方位線ニ沿ヒ南緯三十四度西經五十度ノ點迄、其レヨリ南緯三十四度ノ線ニ沿ヒ南「アフリカ」ノ西岸迄、南緯三十度ニ於ケル南「アフリカ」ノ東岸ヨリ羅盤方位線ニ沿ヒ南緯三十五度ニ於ケル「オーストラリア」ノ西岸迄、其レヨリ「オーストラリア」ノ南岸ニ沿ヒ「ケープ」エリリット迄、其レヨリ羅盤方位線ニ沿ヒ「タスマニア」ノ「ケープ」グリム迄、其レヨリ「タスマニア」ノ北岸ニ沿ヒ「エッティスト」ン、ポイント迄、其レヨリ羅盤方位線ニ沿ヒ東經百七十度ニ於ケル「ニュー」ジラランドノ「サウス」島ノ西岸迄、其レヨリ「サウス」島ノ西岸、南岸及東岸ニ沿ヒ「ケープ」ソーンダース迄、其レヨリ羅盤方位線ニ沿ヒ南緯三十三度西經七十度ノ點迄並ニ其レヨリ南緯三十三度ノ線ニ沿ヒ南「アメリカ」ノ西岸迄引キタル線トス 「ヴァルパライソ」、「ケープ」マウソ「グデーバン」ハ南部「季節的冬期」帶域ト「夏期」帶域トノ境界線上ニ在ルモノト看做サルベシ

夏期帶域
殘餘ノ區域ハ「夏期」帶域ヲ構成ス
季節的區域

左ノ區域ハ季節的熱帯區域トス
北大西洋ニ於テハ

- (一) 北「ユカタン」ノ「ケープ」カトリーシュヨリ「キューバ」國「ケープ」サンアントニオニ至ル線、北緯二十度迄ノ「キューバ」國南海岸及北緯二十度西經二十度ノ點迄ノ北緯二十度ノ線ニ依リ、西ハ中央「アメリカ」ノ海岸ニ依リ、南ハ南「アメリカ」ノ北岸及北緯十度ノ線ニ依リ並ニ東ハ西經二十度ノ線ニ依リ限ラレタル區域
- (二) 「アラビア」海

熱帯 十一月一日ヨリ七月十五日迄
夏期 七月十六日ヨリ十月三十一日迄
(イ) 北緯二十四度以北
「カラチ」ハ此ノ區域ト左ニ掲グル季節的熱帯區域(ロトノ境界線上ニ在ルモノト看做サルベシ)

熱帯 八月一日ヨリ五月二十日迄
夏期 五月二十一日ヨリ七月三十一日迄
(ロ) 北緯二十四度以南
熱帯 十二月一日ヨリ五月二十日迄及九月十六日ヨリ十月十五日迄
夏期 五月二十一日ヨリ九月十五日迄及十月十六日ヨリ十一月三十日迄
(三) 「ベンガル」灣
熱帯 十二月十六日ヨリ四月十五日迄
夏期 四月十六日ヨリ十二月十五日迄

(四) 支那海ニ於テハ

西及北ハ印度支那及香港迄ノ支那ノ海岸、東ハ「スアル」港(「ルソン」島)迄ノ羅盤方位線並ニ北緯十度ノ線迄ノ「ルソン」、「サマール」及「レイト」ノ諸島ノ西岸又南ハ北緯十度ノ線ニ依リ限ラレタル區域
香港及「スアル」ハ「季節的熱帯」帶域ト「夏期」帶域トノ境界線上ニ在ルモノト看做サルベシ

熱帯 一月二十一日ヨリ四月三十日迄
夏期 五月一日ヨリ一月二十日迄

(五) 北太平洋ニ於テハ

(イ) 北ハ北緯二十五度ノ線、西ハ東經百六十度ノ線、南ハ北緯十三度ノ線又東ハ西經百三十度ノ線ニ依リ限ラレタル區域

熱帯 四月一日ヨリ十月三十一日迄
夏期 十一月一日ヨリ三月三十一日迄

(ロ) 北及東ハ「カリフォルニア」、「メキシコ」國及中央「アメリカ」ノ海岸、西ハ西經百二十度ノ線及北緯三十度西經百二十度ノ點ヨリ北緯十三度西經百五度ノ點迄ノ羅盤方位線又南ハ北緯十三度ノ線ニ依リ限ラレタル區域

熱帯 三月一日ヨリ六月三十日迄及十一月一日ヨリ同月三十日迄
夏期 七月一日ヨリ十月三十一日迄及十二月一日ヨリ二月二十八日(二十九日)迄

(六) 南太平洋ニ於テハ

(イ) 北ハ南緯十一度ノ線、西ハ「オーストラリア」ノ東岸、南ハ南緯二十

左記ハ「季節的冬期」區域トス

北部「季節的冬期」帶域(北「アメリカ」ト「ヨーロッパ」トノ間)
(イ) 左記線ノ内及北方ニ在ル區域ニ於テハ
西經五十度ニ於ケル「グリーンランド」ノ海岸ヨリ南ハ北緯四十五度迄、其レヨリ北緯四十五度ノ線ニ沿ヒ西經十五度ノ線迄、其レヨリ北緯六十度迄、其レヨリ北緯六十度ノ線ニ沿ヒ諸威國ノ西岸迄引キタル線 「ベルゲン」ハ此ノ區域ト左ニ掲グル區域(ロトノ境界線上ニ在ルモノト看做サルベシ)

熱帯 三月一日ヨリ十一月三十日迄
夏期 十二月一日ヨリ二月二十八日(二十九日)迄

(ロ) 西ハ西經百五十度ノ線、南ハ南緯二十度ノ線又北及東ハ「熱帯」帶域ノ南部境界ヲ成ス羅盤方位線ニ依リ限ラレタル區域

熱帯 十月十六日ヨリ四月十五日迄
夏期 四月十六日ヨリ十月十五日迄

(イ) 前記ノ區域ノ外ニ在リ且北緯三十六度ノ線以北ノ區域
冬期 十一月一日ヨリ三月三十一日迄
夏期 四月一日ヨリ十月三十一日迄

「バルティック」、「スカウ」ノ緯度ノ線ニ依リ限ラレル
冬期 十一月一日ヨリ三月三十一日迄

地中海及黑海 夏期 四月一日ヨリ十月三十一日迄

冬期 十二月十六日ヨリ三月十五日迄

夏期 三月十六日ヨリ十二月十五日迄

北部「季節的冬期」帶域(北緯五十度以南ノ日本海ヲ除キタル「アジア」ト北「アメリカ」トノ間)

冬期 十月十六日ヨリ四月十五日迄

夏期 四月十六日ヨリ十月十五日迄

北緯三十五度ノ線ト北緯五十度ノ線トノ間ノ日本海

冬期 十二月一日ヨリ二月二十八日(二十九日)迄

夏期 三月一日ヨリ十一月三十日迄

南部「季節的冬期」帶域

冬期 四月十六日ヨリ十月十五日迄

夏期 十月十六日ヨリ四月十五日迄

第三附屬書

國際滿載吃水線證書

千九百三十年ノ國際滿載吃水線條約ノ規定ニ依リ……政府ノ權限ノ下ニ發行ス

船舶番號又ハ信號符字

船舶

船籍港

總噸數

甲板線ヨリノ乾舷

滿載吃水線

熱帶……(1)ノ上方

夏期……(2)ノ上方

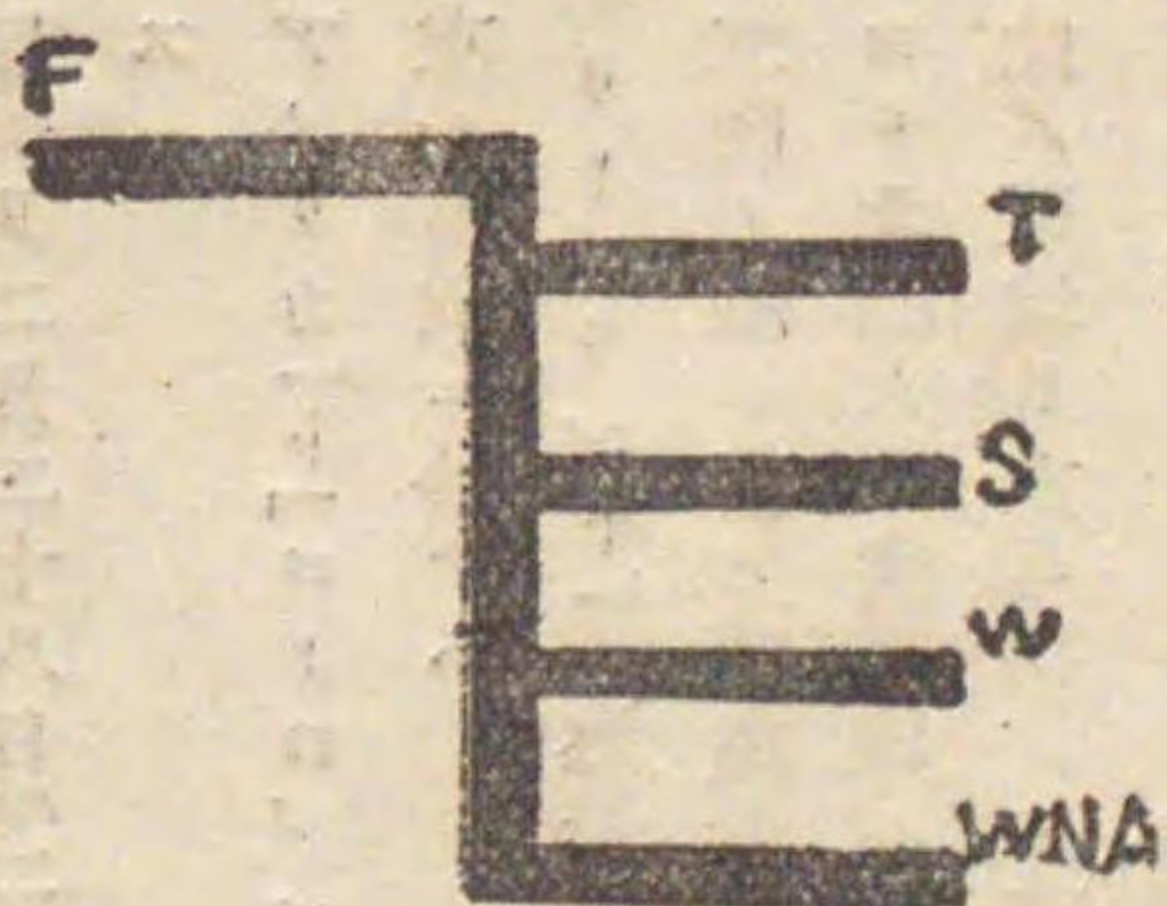
冬期……(3)ノ上方

北大西洋冬期……(4)ノ上方

一切ノ乾舷ニ付テノ淡水ニ對スル餘裕……

右乾舷ヲ測ル基準タル甲板線ノ上縁ハ舷ニ於テ

甲板ノ上面ノ上方……ミリメートルトス



〔朝〕

〔朝〕

本證書ハ條約ニ從ヒ本船ガ検査セラレ並ニ前記ノ乾舷及滿載吃水線ガ指定セラレタルコトヲ證明ス

本證書ハ……迄効力ヲ有ス(註)……年……月……日……ニ於テ發行ス

(此處ニ本證書ヲ發行スル機關ノ署名又ハ印章及名稱ヲ附ス)

(註)裏面参照

備考 航海汽船ガ河川又ハ内水ヲ航行スルトキハ發航點ト外海トノ

間ニ於ケル消費ニ要スル燃料等ノ重量ニ相當スル餘分ノ積載ヲ許ス

條約ノ規定ガ本船ニ依リ完全ニ遵守セラレタルヲ以テ本證書ハ……迄之ヲ更新ス

場所……日附……

機關ノ署名又ハ印章及名稱

條約ノ規定ガ本船ニ依リ完全ニ遵守セラレタルヲ以テ本證書ハ……迄之ヲ更新ス

場所……日附……

機關ノ署名又ハ印章及名稱

條約ノ規定ガ本船ニ依リ完全ニ遵守セラレタルヲ以テ本證書ハ……迄之ヲ更新ス

場所……日附……

機關ノ署名又ハ印章及名稱

條約ノ規定ガ本船ニ依リ完全ニ遵守セラレタルヲ以テ本證書ハ……迄之ヲ更新ス

場所……日附……

機關ノ署名又ハ印章及名稱

條約ノ規定ガ本船ニ依リ完全ニ遵守セラレタルヲ以テ本證書ハ……迄之ヲ更新ス

場所……日附……

機關ノ署名又ハ印章及名稱

條約ノ規定ガ本船ニ依リ完全ニ遵守セラレタルヲ以テ本證書ハ……迄之ヲ更新ス

場所……日附……

機關ノ署名又ハ印章及名稱

條約ノ規定ガ本船ニ依リ完全ニ遵守セラレタルヲ以テ本證書ハ……迄之ヲ更新ス

場所……日附……

機關ノ署名又ハ印章及名稱

條約ノ規定ガ本船ニ依リ完全ニ遵守セラレタルヲ以テ本證書ハ……迄之ヲ更新ス

場所……日附……

機關ノ署名又ハ印章及名稱

條約ノ規定ガ本船ニ依リ完全ニ遵守セラレタルヲ以テ本證書ハ……迄之ヲ更新ス

關スル法令及規則ノ名稱

「オーストラリア」聯邦

千九百十二年乃至千九百二十年ノ航海法第四編及千九百二十四年十二月十七日ノ航海(滿載吃水線)規則

白耳義國

船舶ノ安全ニ關スル法律(千九百二十年十二月七日)

「チリ」國

船舶ノ載貨ノ公ノ圓標、記號及線ノ標示ニ關スル規則(千九百十九年十一月十二日ノ命令第千八百九十六號)

丁抹國

千九百二十年三月二十九日ノ商船(船舶ノ検査)法及爾後ノ改正

千九百十八年七月二十五日ノ告示ニ依リ改正セラレタル千九百十九年九月三十日附ノ船舶ニ關スル乾舷ノ規則及表

佛蘭西國

千九百七年四月十七日ノ法律、千九百八年九月五日ノ命令、千九百八年九月二十一日ノ命令、千九百二十五年九月一日ノ命令ニ依リ改正セラレタル千九百八年九月二十一日ノ他ノ命令、千九百二十七年五月十二日ノ命令、千九百二十八年一月十七日ノ命令

獨逸國

千九百八年發布ノ汽船及帆船ノ乾舷ニ關スル海事同業組合ノ規則

香港

千九百一年ノ第三十一號、千九百三年ノ第二號、千九百五年ノ第五號、千九百六年ノ第十六號、千九百九年ノ第九號及千九百十年ノ第六號ノ命令ニ依リ改正セラレタル統一商船令(千八百九十九年ノ第十號)

香港

「アイスランド」國

千九百二十九年六月十四日ノ法律第五十八號第二十五節及第二十六節

印度 千九百二十三年ノ印度商船法

伊太利國 千九百二十九年二月一日附命令ニ依リ承認セラレタル乾舷指定ニ關スル規則及表(伊太利國交通省令第七號)

日本國 千九百二十九年ヨリ前ニ付テハ千九百六年ノ英國商務院規則

船船滿載吃水線法(大正十年(千九百二十一年)法律第二號)並ニ同法關係規則

和蘭國 千九百九年九月二十二日ノ命令(官報第三百十五號)

蘭領印度 千九百九年九月二十二日ノ和蘭國命令(官報第三百十五號)

「ニュー、ジブラント」

千九百六年ノ英國商務院規則

諾威國 千九百九年ノ諾威國乾舷規則及表

「ポルトガル」國 千九百二十五年七月十八日ノ命令第一萬二千二百十號並ニ同命令關係規則及訓令

西班牙

千九百十四年ノ商船ノ最大載貨ノ圓標及記號ノ標示ニ關スル規則

海峽殖民地 千九百六年ノ英國商務院規則

瑞典國 千九百十年五月二十一日ノ命令ニ依リ承認セラレタル乾舷ノ規則及表

聯合王國 千九百六年ノ商務院規則

「アメリカ」合衆國 千九百六年ノ英國商務院規則

「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦 千九百二十八年「ソヴェエト」社會主義共和國聯邦登錄局ニ依リ發布セラレタル航海商船ノ滿載吃水線ニ關スル規則

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕昭和五年七月五日「ロンドン」ニ於テ帝國全權委員ガ關係各國全權委員ト共ニ署名シタル國際滿載吃水線條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千五百九十五年昭和十年三月十六日東京宮城ニ於テ親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

千九百三十年國際滿載吃水線會議最終議定書

獨逸國、「オーストラリア」聯邦、白耳義國、「カナダ」、「チリ」國、「キューバ」國、「丁扶國」、「ダンチツヒ」自由市、西班牙國、「アイルランド」自由國、「アメリカ」合衆國、「フランス」國、「佛蘭西國」、「グレート、ブリテン

〔朝〕

外務大臣 廣田 弘毅

及北部「アイルランド」聯合王國、希臘國、印度、「アイスランド」國、伊太利國、日本國、「ラトヴィア」國、「メキシコ」國、諾威國、「ニュー、ジブラント」、「巴拉グアイ」國、和蘭國、「ペルー」國、「ポータランド」國、「ポルトガル」國、瑞典國及「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦ノ政府ハ合意ヲ以テ國際航海ヲ爲ス船舶ガ積載シ得ル限度ニ關シ劃一ノ主義及規程ヲ設クルコトニ依リ海上ニ於ケル人命及財産ノ安全ヲ増進スルコトヲ希望シ「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國政府ノ招請ニ依リ「ロンドン」ニ於テ開催セラレタル國際會議ニ參加スルコトニ決シ左ノ如ク代表ヲ任命セリ

獨逸國

代表委員

在「ベルリン」高級書記官、獨逸國交通省局長代理「グスターフ、ケーニッヒス」

在「ベルリン」高級法律顧問、獨逸國交通省參事官「アルトゥール、ウエルナー」

在「ベルリン」「ゲルマニッシャー、ロイド」船級協會會長、教授「ウアルター、ラーズ」

在「ハンブルグ」海事同業組合常務理事「カール、ストゥルム」

在「ハンブルグ」「ハンブルグ、ジュウドアメリカ」汽船會社検査員、船長「アー、エヌ、エリンギウス」

在「ベルリン」「ゲルマニッシャー、ロイド」船級協會免許技師「ウィルヘルム、ヘバーリング」

〔朝〕

在「ハンブルグ」「フェンバント、ドイッチナー、カビテーネ、ウント、シフスオフワイツァイレ」爲ノ大西洋タンク・レードライ」検査員、船長「エルンスト、クヌツェン」

在「ベルリン」聯合組合海員部「フランツ、ケーラー」

在「ブレイメン」「ハンザ」汽船會社検査員、船長「ルドヴィヒ、シュミット」

在「ハンブルグ」「ドイッチェ、ゼーヴァルテ」上級參事官、船長「ルドヴィヒ、シュエバルト」

在「フレンスブルヒ」千八百六十九年ダンフシッファールツゲゼールシヤフト」検査員、船員「コンラート、ゼレンゼン」

在「ハンブルグ」海事同業組合、一等船舶検査員、技師長「ヨハン、ウインテル」

代表委員

「オーストラリア」聯邦 在「ロンドン」駐在聯邦海軍代表者、王國「オーストラリア」海軍、海軍大佐「ヘンリー、ブリー、ケーリ」

書記

王國「オーストラリア」海軍、海軍主計少佐「エー、フレイヤ」

代表委員

中央海軍局技術顧問、海軍技師「ラウール、エフ、グリマール」

代表委員

海務次官「アレグザンダー、ジョンストン」

専門委員

造船技師長「シー、エフ、エム、デユギド」
有限責任「カナデアイアン、バシファイック」汽船會社、船長「ジエー、ギリーズ」

汽船検査局長「フランク、マクドネル」
「カナデアイアン、ナシオナル」汽船會社、船長「エイチ、イー、ネド
ウン」

「カナデアイアン、ナシオナル」汽船會社、船長「アール、エー、ゴウデ
」

書記

「エドナ、ストウ」

「チリ」國

代表委員

在「ロンドン」「チリ」國海軍委員會委員、海軍造船少佐「オスカー、
ブンスター」

「キューバ」國

代表委員

英國駐劄「キューバ」國公使「ギリエルモ、バツテルン」

丁抹國

代表委員

海運業及漁業省局長「エミール、クログ」

海運業及漁業省造船技師兼技師長「オーゲ、ホー、ラルセン」
在「コペンハーゲン」聯合汽船會社取締役「イエー、アー、ケールビ
ング」

丁抹船長協會會長、船長「ホー、ペー、ハーゲルベリー」
勞働組合主事「エーリック、ヤコブセン」

専門委員

海運業及漁業省局長補「ペー、ウイラッドセン」
造船技師「ペーデル、フィッシャー」

「ダンチッヒ」自由市

代表委員

在「ロンドン」「ポーランド」國公使館商務參事官「アルフォンス、ボ
クレフスキー、コジエル」

商務參事官「ワルデマール、ジーク」

西班牙國

代表委員

西班牙國海軍、技師「オクタビアーノ、マルタイーネス・バルカ」

「アイルランド」自由國

代表委員

「グレート、ブリテン」國駐在「アイルランド」自由國貿易官「ジエー、
ダブリュー、デランテイ」

工商務省運輸及海務部、船舶検査官「テイ、ジエー、ヘガートイ」

「アメリカ」合衆國

代表委員

〔朝〕

〔朝〕

英國駐劄「フィンランド」國公使「アー、ホー、サニスタモイネン」

「フィンランド」船長協會、海軍中佐「ビルゲル、プラント」

補助委員

在「ロンドン」「フィンランド」國公使館「エー、ヴェリカンガス」

佛蘭西國

代表委員

海運省商船隊及海軍材料部長、造船一等技師長「アンドレ、モリー
ス、アールブレイシエール」

海運省海上勞働及計理部長補「ルネ、イポリット、ジョゼフ、ラン
ドマン」

テオフィル、マリール」

「ヴェリタス」協會代表理事「アー、アッシュユ、アー、ド、ベルル」

補助代表委員

海軍省代表者、艦隊水路二等技師長「ジー、ヴォルマ」

専門委員

「ヴェリタス」協會技師「ジャック、ド、ベルル」
「トランスアトランティック」會社顧問技師長「ブリエ」

「トランスアトランティック」會社艦裝監督長「エム、アー、エール、
ド、カタラノ」

「メッサジュリー、マリテーム」會社艦裝海事監督長「ジー、エー
ル、エル、デヌボア」

「メッサジュリー、マリテーム」會社技師長「ジエー、ファルコー

」

「メッサジュリー、マリテーム」會社技師長「ジエー、ファルコー

」

代表委員

「フィンランド」國

「アメリカ」船級協會「ジー、エー、スミス」

技術顧問

在「サン、フランシスコ」辯護士、技師及造船技師「デーヴィッド、
ダブリュー、デイッキ」

合衆國船院商船隊「ヨーロッパ」部長、船長「ビー、シー、グレニ
ング」

「アメリカ」船級協會「ジー、エー、スミス」

「フィンランド」國

「フィンランド」國

ズ

「シアルジュール、レニニ」會社技師長「セー、ル、ベルティエ」

「シアルジュール、レニニ」會社支配人「アー、ニゼリー」

「ヴェリタス」協會技師長「パトリ」

「コンパニー、オーキジリエール、ド、ナヴィガシオン」副理事「ジ

ー、ペラシオン」

「サン、ナゼール」造船所顧問技師長「ジュール、エム、アー、デー、

パンゾン」

佛蘭西中央船主委員會技術局長「エール、ロッシニエ」

書記

海運省航海監査官、船長「セー、エフ、ジー、デイイー」

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國

代表委員

王國海軍、海軍大將「サー、ヘンリー、エフ、オリヴァー」

商務院海運局航海官、船長「エフ、ダブリュー、ベート」

商務院主任船舶検査官「エー、ジェー、ダニエル」

遠洋航海船長（退職）、船長「ジェー、テイ、エドワーズ」

聯合王國海運會議所「サー、アーネスト、ダブリュー、グラヴァー」

商務院海運諮問委員會會長「サー、ノーマン、ヒル」

商務院「サー、チャールズ、ヒブウッド」

英國船舶及航空機登録協會検査長「ジェー、フォスター、キング」

「ロイド」船級登録協會船舶検査長「ドクトル、ジェー、モンゴムリ

ー」

千九百二十七年乃至千九百二十九年滿載吃水線委員會會長「サー、

チャールズ、ジェー、オー、サンダーズ」

全國海員組合書記長「ウィリアム、ロバート、スペンス」

遠洋航海船長（退職）、船長「エー、スペンサー」

書記

商務院「エー、イー、リー」

補助書記

商務院「ジー、シー、エーガー」

商務院「ダブリュー、グレイナム」

商務院「エイチ、シー、ミラー」

商務院「ジェー、テイ、マンデン」

商務院「ダブリュー、イー、ステインブソン」

希臘國

代表委員

「ロンドン」駐在希臘國總領事「ニコラス、ジー、レリー」

技術顧問

在「ロンドン」希臘國總領事館海運部長、港務部長、海軍中佐「パー

シル、スカルベティス」

在「ロンドン」希臘國海軍軍武官補佐官、海軍中佐「エバンゲロス、

ルッス」

印度

代表委員

印度政府商務省前書記官「サー、ジョッフリー、エル、コーベット」

〔朝〕

〔朝〕

有限責任「シンディア」汽船會社「ロンドン」社長「ノーロジ、ダ

ダボイ、オールプレス」

在「ボンベイ」有限責任「シンディア」汽船會社海務監督、船長「カウ

アス、オーカージー」

「ベルガル」政府前主任技師兼船舶検査官、王國印度海軍、機關中佐

「ジョン、サザーランド、ペーシ」

「アイスランド」國

代表委員

丁抹國海運業及漁業省局長「エミール、クローグ」

丁抹國海運業及漁業省造船技師兼技師長「オーゲ、ホーラルセン」

在「コペンハーゲン」聯合汽船會社取締役「イエー、アー、ケールビ

ング」

丁抹船長協會會長、船長「ホー、ペー、ハーゲルベリー」

丁抹國勞働組合主事「エーリック、ヤコブセン」

専門委員

丁抹國海運業及漁業省局長補「ペー、ヴィラッドセン」

造船技師「ペーデル、フィッシャー」

伊太利國

代表委員

海運局長官、將官「ジュリオ、インジャンニ」

海運局検査官、海軍中將「ジュゼッペ、カンツ」

伊太利國外務省移民參事官、教授「トルクァート、ジアンニーニ」

補助委員

第十一輯 外事 第一章 條約

伊太利國

伊太利國外務省移民副參事官「ドクトル、ガエタノ、ラムベルティ

在「トリエスト」伊太利船舶及航空機登録協會技術部長、造船技師

「カルロ、ドエルフレス」

伊太利船主聯盟代表「アロルド、バランカ」

伊太利船舶及航空機登録協會検査員、造船技師「ジノ、ソルダ」

伊太利全國工業同盟代表、造船技師「ジュゼッペ、ガスパリーニ」

在「ジェノア」伊太利貨物船主聯盟代表、船長「ルイジ、チーノ」

伊太利船長及海員同盟代表、船長「アルツロ、ロマーノ」

日本國

代表委員

大使館一等書記官中山祥一

遞信局技師岩井祐文

専門委員

遞信局技師生野熊一

遞信省事務官小林武治

外交官補松村基樹

遞信省囑託堀長福

「ラトヴィア」國

代表委員

海運局長「アルトゥールス、オゾルス」

「ラトヴィア」船主協會、船長「アンドレイス、ロンフェルズ」

「メキシコ」國

代表委員

在「ロンドン」駐在「メキシコ」國總領事「グスターヴ・オ、ルーデルス、デ、ネグリ」

書記

在「ロンドン」駐在「メキシコ」國副領事「マセドニオ、ガルサ」

諾威國

代表委員

商航務省海運局長「エールリング、プリン」

商航務省検査長「ヨハン、シェーン・ヘイデル」

諾威「ヴェリタス」協會理事「ドクトル、ヨッド、ブルーノ」

船主「ヨッド、ヒーシング、オルセン」

諾威船長協會常務理事「エイヴィンド、トンネセン」

諾威水夫火夫聯合會長「アー、ビルケランド」

顧問

商航務省部長「エー、ヴェッテルグレン」

「ニュー、ジーランド」

代表委員

在「ロンドン」駐在「ニュー、ジーランド」高級委員「サー、トマス、メ

ーソン、ウィルフ・オード」

有限責任「ニュー、ジーランド」聯合汽船會社取締役「サー、チャ

ルズ、ホルズ・ブワース」

「バラグアイ」國

〔朝〕

代表委員

在「ロンドン」代理公使「ドクトル、オラシオ、カリシモ」

和蘭國

代表委員

乾舷指定委員會會長、航海監督長官、海軍中將(退役)「セー、フオ

ック」

一、ファン、ドリール」

第二院議員、和蘭運輸労働者聯合會長「イエー、ブラウティガム」

蘭領東印度船舶検査官「イエー、ヴェー、ランゲレル」

和蘭「アメリカ」汽船會社社長「イエー、ライッペルダ、ヴェー、

マ」

和蘭船主協會書記、船長「ヘー、エル、ヘーリス」

專門委員

和蘭王國氣象學會次長「ハー、カイゼル」

在「デルフト」工科大學造船學教授、教授「エヌ、カル」

遠洋航海船長(退職)「エフ、レーデケル」

遠洋航海船長(退職)「ヘー、ド、ロンド」

造船技師「イエー、カーペンティール・アルティング」

書記

在「ロンドン」和蘭國公使館外交官補「ヨック・ヘーア、オー、ルーク

リン」

「ペルー」國

代表委員

〔朝〕

在「ロンドン」海軍武官、海軍大佐「マヌエル、デー、フ・ウラ」

「ポーランド」國

代表委員

在「ロンドン」駐在「ポーランド」國大使館商務參事官「アルフ・オンス、ボ

クレフスキー・コジエル」

在「ワルソー」工商務省參事官「ボグスラフ、バグニエフスキー」

「ポルトガル」國

代表委員

「ポルトガル」國外務省經濟部長、全權公使「ト・マリス、リベイロ、

デ、メロ」

造船技師、海軍中佐「カルロス、テオドロ、ダ、コスタ」

瑞典國

代表委員

英國駐劄瑞典國公使、男爵「エーリック、キューレ、バルムシエー

ルナ」

商務院次長補「ペール、アクセル、リンドブラード」

社會局海軍官、船長「エーリック、アクセル、フレドリック、エッ

ゲルト」

專門委員及補助委員

商務院一等書記官「ゲー、マク・エーリック、ビュース」

「ゴテンブルグ」區船舶積量検査官「アー、ヴェー、バルムクヴィス

ト」

瑞典船主協會理事、上院議員、船長「オー、アー、ノルドボリー」

瑞典商船船長及運轉士協會會長、船長「エヌ、ペー、ラルソン」

瑞典海員聯合會長「エヌ、オルソン」

「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦

代表委員

在「ロンドン」駐在「ソヴィエト」聯邦大使館參事官「デイミトリ、ボゴモ

ロフ」

專門委員

海軍技師「ペー、マトヴェフ」

「アングロ、ソヴィエト」汽船會社「アー、アー、カウクル」

奧地利國、「エストニア」國、「ハンガリー」國及「トルコ」國ノ政府ハ左ノ如

ク傍聴者ヲ任命セリ

奧地利國

在「ロンドン」奧地利國公使館書記官「カー、ツァイライゼン」

「エストニア」國

在「ロンドン」駐在「エストニア」國公使館參事官「アー、エー、モイラ

ーソン」

「ハンガリー」國

英國駐劄「ハンガリー」國公使、男爵「イヴァン、ルビド、ジッヒー」

「トルコ」國

在「ロンドン」駐在「トルコ」國大使館參事官「メヘメット、アリ、シエウ

キ、パシヤ」

國際聯盟ハ傍聴者トシテ會議ニ代表者ヲ派遣スルコトヲ招請セラレタルヲ

以テ右目的ノ爲左ノ如ク代表ヲ任命セリ

交通及通過ニ關スル諮問及專門委員會書記長「ロベール、アース」
港及海洋航行ニ關スル常設委員會書記「イ、エー、エム、エフ、ロメ
イン」

依テ右員ハ「ロンドン」ニ會合セリ
海軍大將「サー、ヘンリー、エフ、オリヴァー」ハ會議ノ議長ニ又「エー、
イー、リー」ハ事務總長ニ任命セラレタリ
會議ハ其ノ事業ノ目的ノ爲ニ左ニ掲グル者ヲ委員長トスル左ノ委員會ヲ設
置セリ

- 管理委員會 「ケーニッヒス」
- 主要技術委員會 「サー、チャールズ、サンダース」
- 槽船委員會 「ケネディ」
- 木材船委員會 「エミール、クローグ」
- 特殊型船委員會 海軍中將「フオック」
- 帶域委員會 將官「インジャンニ」
- 起草委員會 「アール、ブレイシエール」
- 資格審査委員會 中山祥一

千九百三十年五月二十日ト千九百三十年七月五日トノ間ニ於ケル累次ノ會
合ニ於テ千九百三十年七月五日附ノ滿載吃水線條約作成セラレタリ

第一

會議ハ左ニ掲グル代表ニ依リテ爲サレタル左ノ宣言ヲ了承ス
「アメリカ」合衆國全權委員ハ本日「アメリカ」合衆國ノ爲ニ國際滿載吃水線
條約ニ署名スルコトハ本條約ニ署名シ又ハ加入スル組織又ハ實體ガ一國ノ
政府ナリトシテ「アメリカ」合衆國政府ニ依リ未ダ承認セラレザル限り「ア

メリカ」合衆國政府ガ右組織又ハ實體ヲ右ノ國ノ政府トシテ承認スルモノ
ナリトノ意義ニ解セラルベキニ非ザルコトヲ正式ニ宣言ス

「アメリカ」合衆國全權委員ハ本日署名セラレタル國際滿載吃水線條約ヘノ
「アメリカ」合衆國ノ參加ハ「アメリカ」合衆國政府ガ一國ノ政府トシテ承認
セザル組織又ハ實體ニ依リ代表セララルル國ニ對シ該國ガ「アメリカ」合衆國
政府ニ依リ承認セラレタル政府ヲ有スルニ至ル迄「アメリカ」合衆國ノ條
約上ノ何等ノ義務ヲモ包含スルモノニ非ザルコトヲ更ニ宣言ス

第二

會議ハ又左ノ勸告ヲ採擇ス
國際航海ニ從事スル總噸數百五十噸未滿ノ船舶
會議ハ國際航海ニ從事スル總噸數百五十噸未滿ノ船舶ニ付締約政府ノ何レ
カニ依リ制定セララルコトアルベキ規程ガ實行可能且合理的ナル限り本條
約ニ規定スル主義及規程ニ從ヒ作成セラレベク且可能ナル場合ニ於テハ右
國際航海ニ關係アル他ノ國ノ政府トノ協議及合意ノ上制定セララルベキコト
ヲ勸告ス

強サ

本條約ニ附屬スル規則ニ依リ、主管廳ノ承認シタル船級協會ノ規則ニ規定
セラルル最高標準ニ適合スル船舶ハ該規則ニ依リ許サラルル最小乾舷ニ對シ
十分ナル強サヲ有スルモノト認メラルルヲ以テ會議ハ各主管廳ガ乾舷ノ基
準タル強サノ標準ノ適用ニ付能フ限りノ劃一ヲ確保スル爲其ノ承認シタル
協會ニ對シ他ノ主管廳ノ承認シタル協會ト隨時協議スル様請求スベキコト
ヲ勸告ス

年次検査

〔朝〕

會議ハ可能ナルトキハ各主管廳ガ第十四條第三項丙ニ掲グル定期的検査ヲ
同條第三項ノ條件乙ニ掲グル装置及設備(即チ(一)開口ノ保護、(二)保護欄干、
(三)放水口及(四)船員室區域ヘノ通路装置ノ爲ノ装置及設備)ノ維持ニ關スル
限り略十二月ノ間隔ヲ以テ行フ様措置ヲ執ルベキコトヲ勸告ス

槽船ノ損傷ニ關スル情報

會議ハ槽船ノ屬スル國ノ政府ガ荒天ノ爲該船ニ生ジタル一切ノ構造及甲板
ニ於ケル損傷ニ關スル情報ヲ利用シ得シムル様之ガ情報ヲ蒐集スベキコト
ヲ勸告ス

右證據トシテ下名ハ本議定書ニ署名セリ

千九百三十年七月五日「ロンドン」ニ於テ本書一通ヲ作成ス右本書ハ「グレ
イト、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國政府ノ記録ニ寄託セラレ
ベク同政府ハ其ノ認證原本一切ノ署名政府ニ送付スベシ

- グスターア、ケーニッヒス
- ウアルター、ラーズ
- カール、ストウラム
- ウイヘルム、ヘバーリング
- エイチ、ビー、ケーリ
- ヴィー、シー、ダッファイ
- エール、ダリマール
- エー、ジョンストン
- シー、デューギド
- フランク、マクドネル
- エドナ、ストウ

〔朝〕

- オスカール、ブンステール
- ギリエルモ、バツテルソン
- エミール、クローグ
- オーゲ、ホー、ラルセン
- ホー、ペー、ハーゲルベリ
- ペー、ヴ、ラッドセン
- ペー、フ、ウシャア
- オクタビアーノ、エメ、バルカ
- シーン、ダルカオンタイ
- テイ、ジ、エー、ヘガートイ
- ハーバート、ビー、ウオーカー
- デーヴイッド、アーノット
- ローレンス、ブライアー
- ハーワード、シー、ドゥール
- アルバート、エフ、ビルスプリ
- ロバート、エフ、ハンド
- ジ、エー、ケネデ
- エイチ、ダブリュー、ウオーリ
- ジョン、ジー、トリーシー
- デーヴイッド、ダブリュー、ディッキ
- ポール、シー、グレニング
- ジョージ、エー、スミス
- アー、ホー、サースタマイネン
- ジャン、マリ

アー、ド、ベルル
 ジー、ヴォルマ
 ジー、ド、ベルル
 エール、ロツシニユー
 セー、デ、イー
 エイチ、エフ、オリヴァー
 エフ、ダブリュー、ベート
 アルフレド、ジエー、ダニエル
 ジオン、テイー、エドワーズ
 アーネスト、ダブリュー、グラヴァー
 ノーマン、ヒル
 シー、ヒアウッド
 ジエー、フォスター、キング
 ジエー、モンゴムリー
 チェールズ、ジエー、オー、サンダーズ
 ダブリュー、アール、スペンス
 エー、スペンサー
 エー、イー、リー
 ジー、シー、エーガー
 ダブリュー、グレイナム
 エイチ、シー、ミラー
 ジエー、テイー、マンデン
 ダブリュー、イー、ステインブロン
 エー、バルムジエールナ
 エー、エッゲルト

ダンナル、ビニース
 エヌ、ジー、レリー
 イー、ルツス
 ジー、エル、コーベツト
 ノーロジ、ダダボイ、オールブシス
 カヴァス、オーカージー
 ジエー、エス、ページ
 エミール、クローグ
 オーゲ、ホー、ラルセン
 ホー、ペー、ハーゲルベリー
 ペー、ウイラッドセン
 ペー、フィッシャー
 ジエー、インジアン
 ジエー、ベ、カンツ
 技師カルロ、ドエルフレス
 ジ、ソルダ
 ジ、ガスバリーニ
 中山祥一
 岩井祐文
 生野熊一
 小林武治
 松村基樹
 堀長福
 アー、オゾルス
 ヘー、ルーデルス、デ、ネグリ

〔朝〕

エー、プリン
 ヨッド、シエーンヘイデル
 トマス、エム、ウイルフォード
 シー、ホルズワース
 セー、フォック
 アー、ファン、ドリール
 イエー、ブラウティガム
 ランゲレル
 イエー、エル、グイールスマ
 エメ、デー、フアウラ
 アー、ボクレフスキー、コジエル
 ペー、バクニエフスキー
 トマース、リベイロ、デ、メロ
 カルロス、テオドロ、ダ、ゴスタ
 デー、ボゴモロフ
 ペー、マトヴェフ
 アー、カウクル
 イエー、エム、エフ、ロメイシ
 エセ、オラシオ、カリシモ
 ティー、チー、ジアンニニ

●昭和七年九月十五日ノ日滿議定書

昭和七年九月十五日
 條約第九號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和七年九月十五日滿洲國新京ニ於テ帝國
 特命全權大使ガ滿洲國國務總理ト共ニ署名調印シタル議定書ヲ茲ニ公布セ
 シム

議定書

日本國ハ滿洲國ガ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成
 スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ
 滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ベキ限り之ヲ尊重
 スベキコトヲ宣言セルニ因リ
 日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ
 其ノ領土主權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センガ爲メ左ノ如ク協定セリ
 一 滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セザル限り滿洲國領域内
 ニ於テ日本國又ハ日本國臣民ガ從來ノ日支間ノ條約、協定其ノ他ノ取極
 及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スベシ
 二 日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同
 時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共
 同シテ國家ノ防衛ニ當ルベキコトヲ約ス之ガ爲メ所要ノ日本國軍ハ滿洲國
 内ニ駐屯スルモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ效力ヲ生ズベシ
 本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本文本文ト漢文本文トノ

間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

日本帝國特命全權大使 武藤信義(印)
滿洲國國務總理 鄭孝胥(印)

●日滿經濟共同委員會設置ニ關スル協定

昭和十年七月十七日
條約第七號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十年七月十五日新京ニ於テ帝國特命全權大使ガ滿洲帝國外交部大臣ト共ニ署名調印シタル日滿經濟共同委員會設置ニ關スル協定ヲ茲ニ公布セシム

日滿經濟共同委員會設置ニ關スル協定

日本國政府及滿洲國政府ハ日本國及滿洲國ノ間ニ現ニ存スル日滿兩國ノ經濟上ノ依存關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシムル爲日滿兩國經濟ノ合理的融合ヲ實現センコトヲ希望シタルニ因リ

兩國政府ハ昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日調印ノ日本國滿洲國間議定書ノ趣旨ニ據リ日滿兩國相互間ノ重要ナル經濟問題ニ關シテモ日滿兩國ハ充分且緊密ニ共同ノ實ヲ擧グルノ必要ナルヲ認メタルニ因リ

兩國政府ハ日滿經濟共同委員會ヲ設置スルコトニ決シ茲ニ左ノ如ク協定セリ

第一條 滿洲國新京ニ日滿經濟共同委員會ヲ設置ス

第二條

委員會ハ日滿兩國經濟ノ連繫ニ關スル重要事項及日滿合辦特殊會社ノ業務ノ監督ニ關スル重要事項ニ付日滿兩國政府ノ諮問ニ應ジ其ノ意見ヲ兩國政府ニ具申スベキモノトス

第三條

日滿兩國政府ハ前條ノ事項ニ付テハ豫メ之ヲ委員會ニ諮問シ其ノ意見ヲ俟テ之ヲ處理スベキモノトス

第四條

委員會ハ必要ニ應ジ日滿兩國經濟ノ合理的融合ニ關スル一切ノ事項ニ付日滿兩國政府ニ建議スルコトヲ得

第五條

委員會ノ組織及運用ニ付テハ本協定附屬書ノ定ムル所ニ依ル

第六條

本協定ハ署名ノ日ヨリ實施セラレベシ
本協定ノ正文ハ日本文及漢文トシ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ依リ之ヲ決ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本協定ニ署名調印セリ
昭和十年七月十五日即チ康德二年七月十五日新京ニ於テ本書ニ通テ作成ス

〔朝〕

日本帝國特命全權大使 南 次郎(印)
滿洲國外交部 大臣 張 燕 卿(印)

附屬書

一 委員會ノ委員ハ八名トシ日滿兩國政府ハ各四名ヲ任命シ相互ニ之ヲ通報スベシ委員事故アルトキハ其ノ代理者ニ付滿洲國駐劄日本帝國特命全權大使滿洲國國務總理大臣相互協議ノ上之ヲ出席セシムルコトヲ得代理者ハ委員ノ名ニ於テ其ノ職ヲ行フ

右ノ外日滿兩國政府ハ必要ニ應ジ協議ノ上各同數ノ臨時委員ヲ任命スルコトヲ得

二 議長ハ委員中ヨリ之ヲ互選ス

三 委員會ニ幹事若干名ヲ置ク幹事ハ庶務ヲ整理ス

幹事ハ隨員中ヨリ日滿兩國政府各同數ヲ任命スルモノトス

四 委員會ノ議事ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

議長ハ委員トシテ議決ニ加ハルコトヲ妨ゲズ

五 委員會ハ日滿兩國政府ノ承認ヲ經テ其ノ議事規則ヲ定ム

●日本國滿洲國間郵便業務ニ關スル條約

昭和十年十二月二十八日
條約第十號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十年十二月二十六日新京ニ於テ帝國特命全權大使及遞信省郵務局長ガ滿洲帝國外交部大臣及交通部郵務司長ト共ニ署名調印シタル日本國滿洲國間郵便業務ニ關スル條約及署名議定書ヲ茲

〔朝〕

ニ公布セシム

日本國滿洲國間郵便業務ニ關スル條約

大日本帝國政府及滿洲帝國政府ハ日滿兩國間ニ於ケル郵便關係ヲ改善スル爲左ノ如ク協定セリ

第一條

締約國ハ郵便物、郵便爲替及郵便振替ノ交換ヲ行ヒ且相手國ヨリ委託セラレル内國郵便物ノ遞送ヲ爲ス

第二條

締約國ハ自國ガ業務ノ連絡ヲ有スル第三國ヨリ發シ又ハ之ニ宛ツル郵便物ノ繼越ヲ爲ス

締約國ハ相手國ト自國ガ業務ノ連絡ヲ有スル第三國トノ間ニ於ケル郵便爲替ノ媒介ヲ爲ス

第三條

本條約ニ於テ郵便物トハ通常郵便物及小包郵便物ヲ、郵便爲替トハ通常爲替、電信爲替及小爲替ヲ、郵便振替トハ通常振替及電信振替ヲ謂フ

第四條

郵便物ノ寸尺及重量並ニ郵便爲替及郵便振替ノ金額ノ制限、郵便物郵便爲替及郵便振替ノ特殊取扱ノ種類其ノ他本條約ノ施行ニ關スル事項ハ締約國郵政廳間ノ業務協定ヲ以テ之ヲ定ム

第五條

郵便爲替及郵便振替ノ金額ハ日本國通貨圓及錢ヲ以テ之ヲ表示ス
滿洲國郵政廳ハ郵便爲替及郵便振替ノ自國通貨ニ依ル受拂ニ付適用スベキ兩國通貨ノ換算割合ヲ定ム

第六條

郵便物、郵便爲替及郵便振替ニ關スル料金ハ之ヲ徵收スル締約國郵政廳各自國ノ内國制度ニ於ケル類似ノ取扱ニ對スル料金ヲ超過セザル範圍内ニ於テ之ヲ定ム但シ内國制度ニ類似ノ取扱ナキモノニ對スル料金及相手國郵政廳ノ收得分ヲ含ム料金ハ業務協定ヲ以テ之ヲ定ム

第七條

郵便物、郵便爲替及郵便振替ニ關スル料金ハ業務協定ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外郵便切手其ノ他料金ヲ表示スベキ證票ヲ以テ之ヲ徵收ス

第八條

締約國郵政廳ハ業務協定ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ徵收シタル料金ヲ全部取得ス

第九條

締約國郵政廳ノ事務ニ付郵政廳ノ發受スル郵便物、郵便爲替及郵便振替ハ業務協定ノ定ムル場合ニ限り之ヲ無料トス

第十條

特殊取扱ト爲サザル通常郵便物ニシテ料金ノ未納又ハ不足ノモノニ付テハ名宛人ヨリ其ノ不納額ノ二倍ノ料金ヲ徵收ス名宛人其ノ納付ヲ拒ミタル爲又ハ他ノ事由ニ因リ郵便物ヲ差出人ニ還付スル場合ニハ差出人ヨリ之ヲ徵收ス

第十一條

郵便爲替金及郵便振替拂出金ニ對スル權利ハ之ヲ讓渡スコトヲ得ズ但シ拂渡國郵政廳ニ於テ線引ニ依ル銀行ヘノ讓渡ヲ認ムルトキ及小爲替ニシテ受取人ヲ指定セザルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十二條

成規ノ手續ヲ經テ郵便物、郵便爲替金又ハ郵便振替拂出金ヲ交付シタルトキハ正當ノ交付又ハ拂渡ヲ爲シタルモノト看做ス

第十三條

締約國郵政廳ハ成規ニ依リ差出シタル郵便物ノ取扱ニ關シ業務協定ノ定ムル場合ニ限り賠償ノ責ニ任ズ

第十四條

前項ノ規定ニ依ル賠償ノ金額ハ業務協定ノ定ムル所ニ依ル

第十五條

締約國郵政廳ハ郵便爲替金拂渡ノ遲延ニ因リ生ジタル損害ニ付賠償ノ責ニ任ゼズ

第十六條

前條ノ規定ハ郵便振替ノ取扱ノ遲延ニ付之ヲ準用ス

第十七條

締約國郵政廳ハ業務協定ノ定ムル所ニ依リ相手國ノ郵便切手ト引換ヘラルベキ返信切手券ヲ發行ス

第十八條

締約國郵政廳已ムラ得ザル事由ニ因リ其ノ業務ヲ一時停止スルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ相手國郵政廳ニ通知スベシ

第十九條

本條約ノ正文ハ日本文及漢文トシ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニシタルトキハ日本文本文ニ依リ之ヲ決ス

シテハ兩締約國郵政廳ノ協議ヲ以テ其ノ實施期日ヲ定ム
締約國ハ六月前ニ相手國ニ對シテ爲ス通告ニ依リ本條約ヲ廢棄スルコトヲ得
本條約ハ兩締約國間ノ郵便業務ニ關スル從來ノ諸取極ニ代ルベキモノトス
右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印ス

昭和十年十二月二十六日即チ康德二年十二月二十六日新京ニ於テ本書ニ通ヲ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本
帝國特命全權大使 南 次 郎
大日本帝國
信省郵務局長 久 埜 茂
滿洲帝國外交部大臣 張 燕 卿
滿洲帝國交通
部郵務司長 藤 原 保 明

署名議定書

本日附ノ日本國滿洲國間郵便業務ニ關スル條約ニ署名スルニ當リ兩國代表者ハ暫行ノ措置トシテ左ノ如ク協定セリ

一 南滿洲鐵道附屬地帶日滿兩國郵便施設ニ關シテハ現狀ヲ維持スベク必要アル場合ニ於ケル其ノ改善ニ付テハ從來ノ慣行ニ依リ之ヲ行フベキモノトス

第十一輯 外事 第一章 條約

二 日本國ノ南滿洲鐵道附屬地帶郵便業務ト滿洲國ノ郵便業務トノ間ノ關係ハ前記條約ト同一條件ニ依ルモノトス
三 南滿洲鐵道附屬地帶日本國郵便業務ヨリ發シ又ハ之ニ宛ツル郵便物ニ對スル滿洲國通關ノ手續ニ關シテハ現狀ヲ維持スベク必要アル場合ニ於ケル其ノ改善ニ付テハ關東遞信官署遞信局ト滿洲國財政部トノ間ニ協定ヲ爲スコトヲ得

昭和十年十二月二十六日即チ康德二年十二月二十六日新京ニ於テ

南 次 郎
久 埜 茂
張 燕 卿
藤 原 保 明

滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約

昭和十一年六月十二日 條約第五號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十一年六月十日新京ニ於テ帝國特命全權大使ガ滿洲帝國外交部大臣ト共ニ署名調印シタル滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約ヲ茲ニ公布セシ

滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約

大日本帝國政府ハ昭和七年九月十五日調印ノ日本國滿洲國間議定書ノ趣旨ニ據リ滿洲國ノ健全ナル發達ヲ促進シ且日滿兩國ニ現存スル緊密不可分ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ナラシムル爲現ニ日本國ガ滿洲國ニ於テ有スル治外法權ヲ漸進的ニ撤廢シ且南滿洲鐵道附屬地行政權ヲ調整乃至移讓スルコトニ決シタルニ因リ

滿洲帝國政府ハ右日本國政府ノ決定ヲ多トスルト共ニ之ニ對應シテ日滿兩國臣民ノ滿洲國領域内ニ於ケル融合發展ヲ確保増進スルノ必要ナルヲ認メタルニ因リ

兩國政府ハ日本國ガ滿洲國ニ於テ有スル治外法權及南滿洲鐵道附屬地行政權ニ關シ先ヅ日本國臣民ノ居住及各種權利利益ノ享有並ニ滿洲國ノ課稅、産業等ニ關スル法令ノ適用ニ付左ノ通協定セリ

第一條

日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ自由ニ居住往來シ農業、商工業其ノ他公私各種ノ業務及職務ニ從事スルコトヲ得ベク且土地ニ關スル一切ノ權利ヲ享有スベシ

日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ一切ノ權利ノ享有及利益ノ享受ニ關シ滿洲國臣民ニ比シ不利ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

第二條

日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ同國ノ課稅、産業等ニ關スル行政法令ニ服スベシ

附屬協定

本日滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通協定セリ

第一條

滿洲國政府ハ從來日本國臣民ノ有スル商租權ヲ其ノ内容ニ應ジ土地所有權其ノ他ノ土地ニ關スル權利ニ變更スル爲速ニ必要ノ措置ヲ執ルベシ

第二條

條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スベキ滿洲國ノ課稅、産業等ニ關スル行政法令ノ範圍及其ノ適用ノ態様ハ豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セララルベシ
前項ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スベキ滿洲國法令ニ付滿洲國政府ニ於テ重要ナル變更ヲ加ヘントスルトキハ日本國臣民ガ滿洲國ノ裁判管轄權ニ服スルニ至ル迄豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ノ承認ヲ經ベシ
本條第一項ノ規定ニ依リ條約實施後直ニ協議決定セララルベキ滿洲國法令ハ概ネ地稅、契稅、營業稅、法人營業稅、出產糧石稅、木稅、鑛業稅、鑛業登錄稅、酒稅、捲菸稅、統稅、商業登記稅、特許登錄稅、意匠登錄稅及地方稅ニ關スル課稅法令並ニ工業所有權、度量衡、計量、鑛業、市場、畜産、金融及專賣ニ關スル行政法令ニ限ラルベシ

滿洲國政府ハ前項ニ掲グル諸稅中營業稅及法人營業稅並ニ地方稅中房捐及戶別捐ヲ日本國臣民ニ課スルニ當リテハ條約實施後當分ノ内豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セララル所ニ從ヒ輕減稅率ヲ適用スベク地方稅中營業稅附加捐ハ右輕減稅率ニ依ル稅額ヲ基準トスベシ但シ條約實施後直ニ適用スベキ輕減稅率ハ營業稅、戶別捐及個人ニ賦課スル房捐ニ付テハ原稅率ノ四分ノ一タルベク法人

南滿洲鐵道附屬地ニ在リテハ日本國政府ハ前項ノ滿洲國法令ガ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ屬地的ニ施行セラルルコトヲ承認ス
本條ノ適用ニ關シ日本國臣民ハ如何ナル場合ニ於テモ滿洲國臣民ニ比シ不利ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

第三條

前二條ノ規定ハ之ヲ法人ニ適用シ得ル限リ日本國法人ニ適用スルモノトス

第四條

本條約ノ規定ハ日滿兩國間ノ特別ノ約定ニ基ク特定ノ日本國ノ臣民又ハ法人ノ權利、特權、特典及免除ニ影響ヲ及ボサザルモノトス

第五條

本條約ハ昭和十一年七月一日即チ康德三年七月一日ヨリ實施セラルベシ

第六條

本條約ノ正文ハ日本文及漢文トシ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ依リ之ヲ決ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田 謙吉
滿洲帝國外交部大臣 張 燕 卿

〔朝〕

營業稅及法人ニ賦課スル房捐ニ付テハ原稅率ノ三分ノ一タルベシ

第三條

條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スベキ滿洲國法令ノ日本國臣民ニ對スル適用及執行ニシテ司法手續ニ依ルベキモノハ日本國臣民ガ滿洲國ノ裁判管轄權ニ服スルニ至ル迄日本國領事官ニ於テ之ヲ行フモノトス
前項ノ場合ニ於テハ日本國領事官ハ領事裁判ノ一般準則ニ從ヒ滿洲國當該法令ヲ適用スベシ但シ右法令ニ掲グル刑ノ中有期徒刑トアルハ懲役又ハ禁錮、拘役トアルハ懲役若ハ禁錮又ハ拘留、罰金トアルハ罰金又ハ科料、過怠金トアルハ過料ト看做シテ之ヲ適用スベシ
本條ノ規定ニ依リ罰金、科料、過料又ハ沒收ノ言渡アリタル場合ニ於テ其ノ罰金、科料、過料又ハ沒收物ハ滿洲國政府ニ歸屬スベシ

第四條

日本國政府ハ別ニ滿洲國政府ト協定スル所ニ從ヒ遅クモ昭和十二年十二月三十一日即チ康德四年十二月三十一日迄ニ滿洲國領域内ニ於ケル行政警察ヲ撤廢又ハ移讓スベク右撤廢又ハ移讓ニ至ル迄ハ條約第二條ノ滿洲國法令中課稅ニ關スルモノ及特ニ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル行政警察ト關係アルモノハ同附屬地ニ施行セララルベシ右ノ特ニ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル行政警察ト關係アル法令ノ範圍ハ豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セララルベシ
滿洲國政府ハ前項ノ規定ニ鑑ミ其ノ警察制度ヲ整備スベク且關係日本側ノ施設及職員ノ引繼ニ付必要ナル準備ヲ爲スベシ
日本國政府ハ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル行政警察ノ移讓ニ至ル迄同附屬地内外ニ於ケル日本國臣民ノ課稅上ノ負擔均衡ヲ確保スル爲條約實施ノ日ヨ

〔朝〕

リ滿洲國ガ日本國臣民ニ課スル國稅ト成ルベク同様ノ課稅ヲ同附屬地ニ於テ實施スベシ

滿洲國政府ハ日滿兩國政府ガ別ニ協定スル所ニ從ヒ南滿洲鐵道附屬地ニ於ケル南滿洲鐵道株式會社ノ土木、教育、衛生等ニ關スル施設ノ處理ヲ經タル後ニ非ザレバ同附屬地ニ於テ地方稅ヲ課セザルベシ

第五條

條約第二條ノ規定ニ依リ滿洲國法令ガ南滿洲鐵道附屬地ニ施行セラルルト同時ニ滿洲國政府ハ豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ關係日本側ノ施設及職員ヲ右施行當時ノ狀態ニ於テ引續クベシ

第六條

條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スベキ滿洲國法令ニ關スル滿洲國當該官憲ノ行政處分ニ對シ日本國臣民ニ於テ不服アルトキハ滿洲國政府ハ之ガ救正ニ付適當ナル措置ヲ講ズベシ

第七條

本協定ノ條項ニ從ヒ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラレタル事項及滿洲國政府ガ同大使ノ承認ヲ經タル事項ハ夫々日滿兩國ノ官報ニ公示セラルベシ

第八條

本協定ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本協定ニ署名調印セリ

昭和十一年六月十日即チ康德三年六月十日新京ニ於テ之ヲ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田 謙吉
滿洲國外交部大臣 張 燕 卿

第一條 條約第一條ニ付

未開放蒙地ニ於テ日本國臣民ガ土地ニ關スル權利ヲ取得スル場合ニハ滿洲國當該官憲ノ許可ヲ要スルモノトス

第二條 條約第二條ニ付

一 滿洲國政府ハ滿洲國領域内ニ於テ現ニ日本人居留民團體ガ日本國臣民ノ教育事業ヲ經營シ居ルノ事情ニ鑑ミ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國外交部大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ日本國臣民ノ教育事業ニ要スル費用ヲ毎年分擔スベシ

二 滿洲國政府ハ現行租稅制度ヲ更ニ整備スベシ

三 滿洲國政府ハ條約第二條ノ規定ニ依リ日本國臣民ノ服スベキ滿洲國法令ノ適用ニ當リ日本國臣民ガ日本國法令又ハ慣行ニ依リ現ニ享受スル權利又ハ利益ノ保護ニ付必要ナル措置ヲ講ズベシ

第三條 附屬協定第四條ニ付

南滿洲鐵道附屬地内ニ於テ生産セラレ同附屬地外ニ於テ消費セラルル物

〔朝〕

品及同附屬地外ニ於テ生産セラレ同附屬地内ニ於テ消費セラルル物品ニ對スル消費稅ノ賦課徵收ニ關シテハ日滿兩國當該官憲間ニ於テ協議決定スベシ

昭和十一年六月十日即チ康德三年六月十日新京ニ於テ

植田 謙吉
張 燕 卿

●滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約

昭和十二年十一月九日 條約第十五號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十二年十一月五日新京ニ於テ帝國特命全權大使ガ滿洲帝國國務總理大臣ト共ニ署名調印シタル滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約ヲ附屬文書ト共ニ茲ニ公布セシム

ニ關スル日本國滿洲國間條約

大日本帝國政府ハ昭和十一年六月十日即チ康德三年六月十日調印ノ滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課稅等ニ關スル日本國滿洲國間條約

第一條

日本國政府ハ現ニ日本國ガ滿洲國ニ於テ有スル治外法權ヲ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ撤廢スベシ

第二條

日本國政府ハ南滿洲鐵道附屬地行政權ヲ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ滿洲國政府ニ移讓スベシ

第三條

日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ本條約附屬協定ノ定ムル所ニ從ヒ同國ノ法令ニ服スベシ

前項ノ規定ノ適用ニ關シ日本國臣民ハ如何ナル場合ニ於テモ滿洲國人民ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受クルコトナカルベシ

第四條

日本國法令ニ依リ成立シタル會社其ノ他ノ法人ニシテ本條約實施當時滿洲國ノ領域内ニ本店又ハ主たる事務所ヲ有スルモノハ本條約ノ實施ト同時ニ

滿洲國法令ニ依リ成立スル同種ノ會社其ノ他ノ法人又ハ最之ニ類似スル法人ト認メラルベシ

滿洲國政府ハ日本國法令ニ依リ成立シタル會社其ノ他ノ法人ニシテ本條約實施當時滿洲國ノ領域内ニ支店又ハ從タル事務所ヲ有スルモノノ成立ヲ承認ス

第五條

本條約ノ規定ハ日滿兩國間ノ特別ノ約定ニ基ク特定ノ日本國ノ臣民又ハ法人ノ權利、特權、特典及免除ニ影響ヲ及ボサザルモノトス

第六條

本條約ハ昭和十二年十二月一日即チ康德四年十二月一日ヨリ實施セラルベシ

第七條

本條約ノ正文ハ日本文及漢文トシ日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ依リ之ヲ決ス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十二年十一月五日即チ康德四年十一月五日新京ニ於テ本書ニ通テ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田謙吉(印)
滿洲帝國國務總理大臣 張景惠(印)

附屬協定(甲)

本日滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ左ノ通協定セリ

第一章 裁判管轄

第一條

滿洲國ニ於テ日本國臣民ノ爲ニ存スル領事裁判制度ハ條約實施ト同時ニ終止スベク爾後日本國臣民ハ滿洲國ノ裁判管轄權ニ服スベシ

第二條

滿洲國政府ハ日本國臣民ノ身體及財產ニ對シ國際法及法ノ一般原則ニ適合スル裁判上ノ保護ヲ保障スベキコトヲ約ス

第三條

條約實施當時日本國領事裁判所ニ於テ未決ニ係ル民事及刑事ノ訴訟事件並ニ非訟事件ニ關シテハ引續キ從前ノ例ニ依リ處理セラルベク日本國ノ裁判管轄權ハ此ノ目的ニ付テハ十分ノ效力ヲ持續スベシ

前項ノ規定ニ依リ處理セラルベキ事件ニ關シテハ滿洲國當該官憲ハ日本國當該官憲ノ請求ニ應ジ該事件ニ關スル一切ノ事項ニ付援助ヲ與フベシ

第四條

條約實施前ノ日本國臣民ノ行爲ニ付テハ右行爲カ行爲當時ニ於ケル日本國刑罰法規ニ觸ルト共ニ滿洲國刑罰法規ニ依ルモ亦犯罪トセラルモノナルカ又ハ日本國カ日本國臣民ニ適用スルコトヲ承認シタル滿洲國刑罰法規ニ觸ルモノナル場合ニ限り滿洲國裁判所ハ之ニ關スル事件ヲ審理裁判スルコトヲ得

滿洲國政府ハ前項ノ日本國臣民ノ犯罪行爲ニ付テハ日本國法令ニ依ル場合ヨリ重ク處斷セザルベキコトヲ約ス

第五條

日本國臣民カ滿洲國領域内ニ於テ條約實施前犯シタル日本國刑法第七十三條乃至第七十九條、第八十一條乃至第八十九條及第九十七條ノ罪竝ニ治安維持法違反ノ罪ニ付テハ滿洲國政府ハ犯人ヲ證據物ト共ト日本國政府ニ引渡スベシ

第六條

條約實施當時日本國領事官ニ於テ捜査中ノ刑事事件ニシテ滿洲國法令ニ依リ處罰スルコトヲ得ベキモノハ之ヲ書類及證據物ト共ニ滿洲國當該官憲ニ引繼グベシ

前項ノ規定ニ依リ引繼ギタル事件ニ關シ滿洲國政府ハ其ノ引繼前日本國法令ニ依リ爲サレタル告訴、告發、自首及捜査手續ニ付滿洲國法令ニ依リ爲サレタル同一ノ效力ヲ認ムベシ

第七條

滿洲國政府ハ條約實施前日本國法令ニ依リ作成セラレタル債務名義ノ效力ヲ承認ス本協定第三條第一項ノ規定ニ依リ處理セララル事件ニ關シ作成セラレタルモノニ付亦同シ

第八條

滿洲國政府ハ條約實施前日本國領事官カ日本國法令ニ依リ爲シタル登記ニ付滿洲國當該官憲カ滿洲國法令ニ依リ爲シタル同一ノ效力ヲ認ムベシ

第二章 南滿洲鐵道附屬地ノ行政

第九條

日本國政府ハ條約實施ト同時ニ南滿洲鐵道附屬地ノ課稅、警察、通信其ノ他ノ行政ヲ滿洲國政府ニ移讓スベシ

第十條

滿洲國政府ハ前條ノ規定ニ依リ行政ノ移讓アリタル後ニ於テハ南滿洲鐵道附屬地ノ行政ヲ行フニ付一般文化ノ向上及産業ノ進展等ヲ阻害セザル様適當ナル措置ヲ講ズベキコトヲ約ス

第十一條

南滿洲鐵道附屬地ノ行政ノ移讓ノ際日本國政府ノ課稅權ニ屬シタル租稅ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セララル所ニ從ヒ滿洲國政府ニ於テ之ヲ賦課又ハ徵收スベシ
前項ノ規定ニ關シ滿洲國政府ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セララル所ノ金額ヲ日本國政府ニ交付スベシ

第三章 警察其ノ他ノ行政

第十二條

日本國政府ハ條約實施ト同時ニ滿洲國領域内ニ於テ日本國臣民ニ對シ警察其ノ他ノ行政ヲ行ハザルベク爾後日本國臣民ハ滿洲國ノ警察其ノ他ノ行政ニ服スベシ

第十三條

滿洲國政府ハ日本國臣民ニ對シ警察其ノ他ノ行政ヲ行フニ付日本國臣民ノ身體及財產ノ保護ニ關シ一切ノ保障ヲ與フベキコトヲ約ス
條約實施當時日本國當該官憲ニ於テ處理中ノ警察其ノ他ノ事件ハ書類ト共ニ原則トシテ之ヲ滿洲國當該官憲ニ引繼グベシ

第四章 神社、教育及兵事ニ關スル行政

第十四條

滿洲國政府ハ條約實施後滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ其ノ臣民ガ日本國法令ニ依リ神社ヲ設置スルコト及日本國政府ガ其ノ神社ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スベシ

第十五條

滿洲國政府ハ其ノ日本國臣民ニ對シ行フベキ教育行政ニ關シ重要ナル事項ニ付テハ當分ノ間豫メ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從フベキコトヲ約ス

滿洲國政府ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ條約實施後當分ノ間滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ其ノ臣民ガ日本國法令ニ依リ學校其ノ他ノ教育施設ヲ開設、經營又ハ管理スルコト及日本國政府ガ日本國臣民ノ教育ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スベシ

第十六條

滿洲國政府ハ條約實施後日本國政府ガ滿洲國領域内ニ於テ日本國臣民ニ對スル徵集、服役、召集等兵事ニ關スル行政ヲ行フコトヲ承認スベシ

第十七條

本章ノ規定ニ依ル日本國法令ノ適用ニシテ司法手續ニ依ルベキモノハ日本

國司法官憲ニ於テ之ヲ行フ

第十八條

滿洲國政府ハ本章ノ規定ニ依ル日本國法令ノ適用ヲ援助スベク且之ガ爲日滿兩國當該官憲間ニ於テ協議決定セラルル所ニ從ヒ必要ナル措置ヲ講ズベキコトヲ約ス

第五章 施設及職員ノ引繼

第十九條

滿洲國政府ハ治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地ノ行政ノ移讓ニ伴ヒ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ關係日本側ノ施設(土地、建物及附屬諸設備ヲ含ム)及職員ヲ原則トシテ條約實施當時ノ狀態ニ於テ引繼ケベシ

第六章 雜則

第二十條

滿洲國政府ハ條約實施前日本國當該官憲ガ日本國法令ニ依リ爲シタル認可、免許等ノ行政處分ニ付滿洲國當該官憲ガ滿洲國法令ニ依リ爲シタル同一ノ效力ヲ認ムベシ

滿洲國政府ハ前項ノ行政處分ニ付滿洲國法令ト日本國法令トノ間ニ其ノ條件ヲ異ニスル場合ニ於テハ一定ノ猶豫期間ヲ設ケ當該行政處分ヲ受ケタル者ヲシテ滿洲國法令ノ定ムル條件ニ依ラシムルコトヲ得ベシ

第二十一條

日本國政府ハ本協定ノ實施ニ必要ナル司法、警察、課稅、通信其ノ他ニ關スル記録、登記簿、圖面、證書其ノ他ノ物件ヲ滿洲國政府ニ引渡スベシ

第二十二條

本協定ノ實施ニ關スル細目ハ必要ニ應ジ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルベシ

第二十三條

本協定ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本協定ニ署名調印セリ

昭和十二年十一月五日即チ康德四年十一月五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田謙吉(印)
滿洲 帝 國 國 務 總 理 大 臣 張 景 惠(印)

滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關スル日本國滿洲國間條約及附屬協定(甲)ニ關スル日滿兩國全

權委員間了解事項

第一 條約第三條及附屬協定第一條ニ付

一 日本國臣民ノ身分ニ關スル事項ニ付テハ滿洲國裁判所ハ日本國法令ニ準據スベキモノトス

二 滿洲國政府ハ條約實施當時日本國臣民ガ日本國法令又ハ慣行ニ依リ現ニ享受スル權利又ハ利益ノ保護ニ付必要ナル措置ヲ講ズベシ

第二 條約第四條ニ付

一 滿洲國政府ハ本條ノ規定ニ依リ法人ノ成立ヲ認ムルニ付テハ何等ノ手数料ヲ徵セザルベシ

國司法官憲ニ於テ之ヲ行フ

第十八條

滿洲國政府ハ本章ノ規定ニ依ル日本國法令ノ適用ヲ援助スベク且之ガ爲日滿兩國當該官憲間ニ於テ協議決定セラルル所ニ從ヒ必要ナル措置ヲ講ズベキコトヲ約ス

第五章 施設及職員ノ引繼

第十九條

滿洲國政府ハ治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地ノ行政ノ移讓ニ伴ヒ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ關係日本側ノ施設(土地、建物及附屬諸設備ヲ含ム)及職員ヲ原則トシテ條約實施當時ノ狀態ニ於テ引繼ケベシ

第六章 雜則

第二十條

滿洲國政府ハ條約實施前日本國當該官憲ガ日本國法令ニ依リ爲シタル認可、免許等ノ行政處分ニ付滿洲國當該官憲ガ滿洲國法令ニ依リ爲シタル同一ノ效力ヲ認ムベシ

滿洲國政府ハ前項ノ行政處分ニ付滿洲國法令ト日本國法令トノ間ニ其ノ條件ヲ異ニスル場合ニ於テハ一定ノ猶豫期間ヲ設ケ當該行政處分ヲ受ケタル者ヲシテ滿洲國法令ノ定ムル條件ニ依ラシムルコトヲ得ベシ

第二十一條

日本國政府ハ本協定ノ實施ニ必要ナル司法、警察、課稅、通信其ノ他ニ關スル記録、登記簿、圖面、證書其ノ他ノ物件ヲ滿洲國政府ニ引渡スベシ

第二十二條

二 滿洲國政府ハ本條ノ規定ニ依リ法人ノ成立ヲ認メタルモノニ付テハ其ノ現ニ享受スル輕減稅率ノ利益ヲ保護スベシ

第三 附屬協定第三條ニ付

一 本條第一項ノ規定ニ依リ處理セラルベキ事件ハ條約實施前日本國領事官ニ於テ取扱ヒタル事件及本條第一項ノ規定ニ依リ日本國領事官ノ取扱フ事件ニ關聯シテ生ズル爾後ノ手續ヲ包含スルモノトス

二 本條第一項ノ規定ニ依リ日本國領事官ノ行フベキ司法手續ニ關聯シテ生ズル刑事事件ハ本條第一項ノ事件ト同様ニ處理セラルベキモノトス

第四 附屬協定第八條ニ付

滿洲國政府ハ日本國法令ニ依リ爲サントル登記ニ付不動産上ノ權利ハ滿洲國法令ニ於ケル同種ノ權利又ハ最之ニ類似スル權利ト又商號及支配人ハ夫々滿洲國法令ニ於ケル商號及經理人ト看做スベシ

第五 附屬協定第九條ニ付

一 滿洲國政府ハ南滿洲鐵道附屬地居住民ノ福祉及利益ニ直接ノ影響アルベキ地方行政ニ付滿洲國地方官憲ガ該居住民ノ意見ヲ確ムルコトヲ得ル爲從前地方委員會ノ存シタル地ニハ原則トシテ諮問機關ヲ設置スベキモノトス

二 南滿洲鐵道株式會社ガ南滿洲鐵道附屬地ニ於テ現ニ徵收スル公費ハ同附屬地ノ行政ノ移讓ト同時ニ廢止セラルベシ

第六 附屬協定第十五條ニ付

一 本條第一項ノ教育行政ハ原則トシテ初等教育ニ關スル行政トス

二 滿洲國政府ハ日本國臣民ニ對スル初等教育ヲ出來得ル限り整備充實

スベク且之が經營團體ニ對シ必要ニ應ジ滿洲國政府ヨリ相當ノ補助金ヲ交付シ又日本國政府ヨリ之ニ財政的援助ヲ爲スベシ

三 滿洲國政府ハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル所ニ從ヒ滿洲國領域内ニ於テ日本國側ノ行フ日本國臣民ニ對スル教育事業ニ要スル費用ヲ每年分擔スベシ

第七 附屬協定第十七條ニ付

本條ノ日本國司法官憲ハ當分ノ間日本國領事官トス

第八 附屬協定第十九條ニ付

滿洲國政府ハ本條ノ規定ニ依リ引繼ギタル關係施設ノ組織、職員ノ配置等ニ付事務ノ處理ヲ圓滑ナラシムル爲適切ナル措置ヲ講ズベシ

第九 附屬協定第二十條ニ付

滿洲國政府ハ日本國臣民ヲシテ條約實施前日本國當該官憲ヨリ發給ヲ受ケタル認可證、許可證、免計證等ノ書替ヲ受ケシムルコトヲ得ベシ但シ此ノ場合手数料ヲ徵セザルベシ

昭和十二年十一月五日即チ康德四年十一月五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田謙吉(印)

滿洲帝國國務總理大臣 張景惠(印)

附屬協定(乙)

本日滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及南滿洲鐵道附屬地行政權ノ移讓ニ關

スル日本國滿洲國間條約ニ署名スルニ當リ兩國全權委員ハ滿洲國ニ於ケル通信業務及其ノ附帶業務ニ關シ左ノ通協定セリ

第一條

南滿洲鐵道附屬地通信業務中第三國ト關係アルモノハ滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使ト滿洲帝國國務總理大臣トノ間ニ協議決定セラルル時ニ至ル迄日本國業務トス

第二條

日本國政府ハ其ノ内國制度ニ於ケル取扱ニシテ滿洲國ノ内國制度ニ類似ノ取扱ナキモノ其ノ他特ニ必要アル事務ノ取扱ヲ滿洲國政府ニ委託スルコトヲ得委託セラルベキ事務ノ種類及範圍ハ日滿兩國主管廳間ノ業務協定ヲ以テ之ヲ定ム

第三條

滿洲國政府ハ前項ノ委託事務ニ付善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ日本國政府ノ爲ニ日本國法令ニ準據シテ之ガ處理ヲ爲スベシ

第四條

日本國政府ハ委託事務ノ處理ニ付滿洲國政府ニ手数料ヲ支拂フモノトス

第五條

委託事務ニ使用セラルル通貨ハ滿洲國通貨トス

第六條

日滿兩國通貨ノ換算割合ハ日滿兩國主管廳間ノ協議ニ依リ之ヲ定ム

第七條

本協定ノ施行ニ關スル事項ハ日滿兩國主管廳間ノ業務協定ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十年十二月二十六日即チ康德二年十二月二十六日新京ニ於テ署名セラレタル日本國滿洲國間郵便業務ニ關スル條約附屬ノ署名議定書ハ之ヲ廢止ス

第六條

本協定ハ條約ト同時ニ實施セラルベシ

右證據トシテ兩國全權委員ハ本協定ニ署名調印セリ

昭和十二年十一月五日即チ康德四年十一月五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田謙吉(印)

滿洲帝國國務總理大臣 張景惠(印)

滿洲國ニ於ケル通信業務及其ノ附帶業務ニ關スル日滿兩國全權委員間ノ解事項

第一 滿洲國政府ハ日滿兩國主管廳間ニ協議決定セラルル時ニ至ル迄日本國通貨ノ使用ヲ認ムルモノトス

第二 滿洲國主管廳ハ委託事務ニ關スル制度及施設ノ整備及運用ニ付日本國主管廳ト緊密ニ連絡スベシ

第三 滿洲國政府ハ委託事務ニ關シテハ現ニ日本國ニ於テ課セラレザル公課及手数料ニ該當スルモノヲ課セザルベシ

昭和十二年十一月五日即チ康德四年十一月五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

滿洲帝國駐劄大日本帝國特命全權大使 植田謙吉(印)

滿洲帝國國務總理大臣 張景惠(印)

第二章 渡航 在留

● 移民保護法

光武十年七月
法律第二號

- 第一條 移民者ハ勞働ニ從事スル目的ヲ以テ外國ニ前往スル者及其家族ヲ同伴シ又其所在地ニ前往スル者ヲ謂フ
移民處辦人者ハ移民ヲ募集シ又其前往ヲ周旋スル事ヲ營業トスル者ヲ謂ス
- 第二條 移民ハ【農商工部大臣】ノ許可ヲ受ケサレハ外國ニ前往スルヲ得ス
前往許可ハ其許可日ヨリ六箇月以内ニ出發セサル時ハ其效力ヲ失フ
- 第三條 【農商工部大臣】ハ必要ナリト認ムル時ハ移民ノ前往ヲ停禁シ又其許可ヲ取消スコトヲ得
前往停禁中日數ハ前條第二項期間ニ算入セス
- 第四條 移民處辦人タラントスル者ハ【農商工部大臣】ノ許可ヲ受ケヘシ
移民處辦人カ代理人ヲ置ク時モ亦同シ
移民處辦人ニアラサレハ移民前往ノ周旋又募集ヲ行フコトヲ得ス
第一項ノ許可ハ許可日ヨリ六箇月以内ニ營業ヲ開始セサル時ハ其效力ヲ失フ
- 第五條 移民處辦人ハ【農商工部大臣】ニ保證金ヲ捧納シタル後ニアラサレハ營業ヲ開始スルヲ得ス
保證金ハ一萬圓以上トシ【農商工部大臣】之ヲ定ム
【農商工部大臣】ハ必要ナリト認ムル時ハ保證金額ヲ増減スルコトヲ得但前項金額以下ニ減スルコトヲ得ス

第六條 移民處辦人ハ前往ヲ周旋シタル移民カ罹病シ其他困難ヲ極ムル場合ニハ救助シ又歸國セシムル義務有リ
前項義務ヲ負擔スル期間ハ移民ヲ前往セシメタル其月ヨリ十箇年トス

第七條 移民處辦人ハ其代理人又代表者ノ在留セサルニ移民ヲ前往セシムルコトヲ得ス

第八條 移民處辦人ハ手数料外ニ移民ヨリ何等利益ヲ受クルコトヲ得ス但手数料ハアラカシメ【農商工部大臣】ノ認可ヲ受ケ可シ

第九條 移民處辦人ハ勞働契約ニ由リ前往スル移民ヲ募集シ又其前往ヲ周旋スル時ハ移民ト文書ヲ以テ契約ス可シ其契約條件ハアラカシメ【農商工部大臣】ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第十條 【農商工部大臣】ハ左ノ場合ニ當リ移民處辦人ノ營業ヲ停止シ又營業許可ヲ取消スコトヲ得
一 移民處辦人又ハ代理人若ハ代表者ノ行爲カ法令ニ違背シ又ハ公益ヲ害スルトキ

二 移民處辦人又ハ代理人若ハ代表者カ指定シタル期間内ニ罰金ヲ捧納セサルトキ

三 第五條第一項ニ違背シタル時又第五條第三項ニ由リ保證金ノ増加ヲ命セラレタル場合ニ當リ指定シタル期限内ニ其捧納ヲナサルトキ
移民處辦人カ前項處分ヲ受ケ又ハ營業ヲ休止シ若ハ廢止スル時ト雖モ既經前項ノ移民ニ對スル義務ノ履行ヲ中止スルコトヲ得ス

第十一條 移民ト移民處辦人間ニ生スル爭議ニ關シテハ【農商工部大臣】之ヲ決定ス

●移民保護法施行細則

光武十年七月
農令第四十四號

改正 舊照二年四月内令第八號

第一條 移民前往ノ許可ヲ受ケムトスル時ハ其前往地名前往ノ目的及前往年限ヲ詳記シテ地方長官(京畿道ハ【警視總監】)ヲ經由シテ【内部大臣】ニ請願ス可シ

第二條 移民處辦人ニ依ル移民前往ニ關シテハ移民處辦人ハ前條請願書ニ聯署ス可シ

移民處辦人ニ依ラス移民前往ニ關シテハ【内部大臣】ハ其前往地ノ狀況ニ依リ前條ノ請願書ニ二人以上保證人ヲ以テ聯署セシムル事有ルヘシ

前項保證人ハ移民保護法第六條ニ規定スル移民處辦人ノ義務ヲ負擔ス

第三條 移民労働契約ニ依リ前往セムトスル時ハ其請願書ニ移民保護法第九條ニ規定セル契約書ヲ添付ス可シ

【内部大臣】ハ契約移民ヲ禁止セル國ニ對シテハ契約移民ノ前往ヲ許可セ

第四條 移民處辦人タラトスル者ハ左記事項ヲ詳記シ【内部大臣】ニ請願ス可シ

- 一 營業所
- 二 營業資本金額
- 三 營業期間ヲ定ムル者ハ其期間
- 四 移民スル土地及其土地ノ事情
- 五 移民ノ目的

第十二條 前往許可ヲ受ケヌ又ハ不正手段ヲ以テ許可ヲ受ケ又ハ前往停禁命令ニ違背シタル移民ハ五十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 移民處辦人カ許可ヲ受ケサル代理人ヲシテ其行爲ヲ行ハシメタル時ハ貳拾圓以上貳百圓以下ノ罰金ニ處ス其行爲ヲ行ヒタル代理人モ亦同シ

第十四條 第五條第一項第七條第八條第九條ニ違背シ又ハ法令ニ違背シタル移民ノ前往ヲ周旋シ前往停禁中ニ移民ヲ前往セシメタル移民處辦人及代理人ハ五十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十五條 許可ヲ受ケヌシテ移民處辦人ノ行爲ヲ行フ者及代理人又ハ營業停止處分ニ違背シタル移民處辦人及代理人ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 誘惑手段ヲ以テ移民ヲ募集シ又ハ前往ヲ周旋シタル移民處辦人及代理人ハ貳百圓以上貳千圓以下ノ罰金ニ處ス移民處辦人ニアラサル者ニシテ前項行爲ヲ行フ者亦同シ

第十七條 本法ノ細則ハ移民會社ニ在リテハ其各條ニ掲ケタル行爲ヲ行フ會社代表者ニ對シテモ亦是ヲ適用ス

第十八條 第十二條乃至第十七條ニ由ル處分ハ【農商工部大臣】之ヲ行フ

第十九條 本法施行ニ當リ必要ナル命令ハ【農商工部大臣】之ヲ定ム

第二十條 本法及施行細則ノ規定ニ由ル處分ハ外國關係有ルカ故ニ【日本國統監】ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

附則

第二十一條 本令ハ光武十年九月十五日ヨリ施行ス

- 六 處辦スル移民ノ豫定人員
- 七 移民ノ前往後ノ周旋方法
- 八 請願者ノ履歷及財產

會社ニ在リテハ會社ノ資本並其代表者姓名履歷及財產

前項第二號及第四號乃至第七號ニ規定スル事項ニ變更ヲ生シ又ハ變更スル時ハ前項ノ規定ニ準シ更ニ認可ヲ受ケ可シ

移民處辦人ノ營業ヲ相續シ又ハ讓受ケムトスル者ハ本條規定ニ依ル可シ

第五條 移民處辦人カ代理人ヲ定メ其許可ヲ受ケムトスル時ハ其請願書ニ代理人ノ履歷及財產ヲ詳記セル文書ヲ添付ス可シ

第六條 移民處辦人ハ左記事項ニ對シテハ其事項發生後ニ即時【内部大臣】ニ通告ス可シ

- 一 開業シタル時ハ其年月日
- 二 營業所支店又ハ出張所ノ廢置移轉
- 三 營業期間ノ變更
- 四 會社代表者ノ變更有リタル時ハ其姓名履歷及財產

第七條 移民處辦人ノ納付スル保證金ノ全部或ハ一部ハ【内部大臣】適當ト認ムル有價證券ヲ以テ代用スルヲ得其有價證券ノ價格ハ【内部大臣】之ヲ定ム有價證券價格ノ改定ニヨリ保證金額ニ不足ヲ生スル時ハ【内部大臣】ハ期限ヲ定メ填補セシム可シ

前項期間内ニ填補セサル時ハ營業ヲ停止シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第八條 【内部大臣】移民處辦人カ移民ニ對スル義務ヲ履行セサルコトヲ認メタル時ハ保證金ヨリ其費用ヲ支拂ヒ移民ヲ救助シ又ハ歸國セシムルコトヲ得

移民前往地ヲ管轄スル日本官廳移民處辦人カ移民ニ對スル義務ヲ履行セサルコトヲ認メ其費用ヲ以テ移民ヲ救助シ又ハ歸國セシムル時ニハ【内部大臣】ハ即時保證金ヨリ其費用ヲ當該日本官廳ニ還付ス可シ

前項費用還付ノ爲メ要スル費用ハ保證金ヨリ支辨ス

第九條 移民處辦人ノ死亡、營業ノ取消及其他ノ事由ニ依リ營業ヲ廢止セル後ニ於テモ保證金ハ【内部大臣】領置スル必要有リト認ムル期間ハ其全部又ハ一部ヲ還付セサルコトヲ得

第十條 移民處辦人ノ營業中又ハ前條ニ依リ保證金領置ノ必要有リト認ムル期間ハ移民又其相續人移民保護法又ハ契約ニ依リ有スル權利ヲ執行スル場合ノ外ニハ何人タリトモ保證金ニ對シ債權ノ還付ヲ索ムルコトヲ得

第十一條 移民保護法第七條ニ依リ在留セシムル代理人又ハ代表者ノ所在地ハ【内部大臣】之ヲ指定ス

代理人又ハ代表者ヲ在留セシメ或ハ歸國ノ解任又ハ死亡スル時ハ姓名及在留地ヲ詳記シ其事實ヲ【内部大臣】及在留地地方ヲ管轄スル日本官廳ニ通告ス可シ

第十二條 代理人業務ヲ行フ時ハ代理人タル認可書ヲ携持ス可シ

移民處辦人外國ニ在留スル者ヲ代理人トスル時ニ其許可書ノ代理人ニ到達スル前ニ業務ヲ行ハシムル必要有ル時ハ移民處辦人ノ費用ヲ以テ【内部大臣】ヲ經由シ其在留地地方ヲ管轄スル日本官廳ニ通告ス可シ

第十三條 移民保護法第九條所掲文書契約ニ對シ許可ヲ受ケムトスル其請願書ニ契約書全文並移民ヲ前往セシムル土地ノ概況ヲ記載セル文書ヲ添付ス可シ

契約書ニハ左記事項ヲ掲載スルヲ要ス

- 一 契約期限
- 二 雇主ノ姓名住所労働ノ種類労働時間及勞銀
- 三 手數料
- 四 前往及歸還費用ノ支辦方法
- 五 前往地ニ於ケル周旋方法

六 疾病其他困難ナル場合ニ當リ救助又ハ歸國セシムル方法

第十四條 移民處辦人移民ヲ前往セシムル時ハ移民ノ出發ト同時ニ其姓名ヲ【内部大臣】並其前往地ヲ管轄スル日本官廳ニ通告ス可シ

第十五條 移民力他地方日本官廳ノ管轄區域内ニ轉住スル時ハ代理人及代表者ハ此ノ由ヲ其在留地及轉住地ヲ管轄スル日本官廳ニ各別ニ通告ス可シ

第十六條 移民處辦人ハ毎年六月及十二月ニ前往者名簿、歸國者名簿及死亡者名簿並移民狀況ニ關スル報告書ヲ【内部大臣】ニ通告ス可シ

移民前往地ニ在留スル代理人又ハ代表者ハ前項時期ニ其地移民ノ狀況ヲ其地ヲ管轄スル日本官廳ニ通告ス可シ
當該日本官廳ハ何時タリトモ必要有ル時ニハ代理人或ハ代表者ニ對シ移民ノ狀況ヲ通知セシムルコトヲ得

第十七條 第四條第二項第三項第六條第十一條第二項第十二條第一項第十四條第十五條第十六條第一項第二項ノ規定又第十六條第三項ノ命令ニ違背スル者ハ五十圓以上五十圓以下ノ罰金ニ處ス
前項處分ハ【内部大臣】之ヲ施行ス

附則

六號及第七號ノ事項ヲ開申スヘシ家族又ハ從者ヲ同行スルトキハ同行者ニ係ル第一條第一項第一號乃至第四號ノ事項ヲ併テ開申スヘシ

前條第二項ノ規定ハ本條ノ出願ニ之ヲ準用ス

第三條 移民保護法ノ規定ニ依リ移民取扱人ニ依リ移民又ハ保證人ヲ要スル移民ニシテ第一條ノ出願ヲ爲ストキハ移民取扱人又ハ保證人ノ連署ヲ要ス

第四條 第一條ノ規定ニ依リ旅券ノ下付ヲ受ケル者ハ一枚ニ付非移民旅券ニ在リテハ金十圓、移民旅券ニ在リテハ金五圓ニ相當スル收入印紙ヲ旅券領收證ニ貼付スヘシ

第五條 旅券ノ下付ヲ受ケル者ハ其ノ券面ニ署名スヘシ若署名スルコト能ハサルトキハ代署セシメ本人之ニ實印ヲ捺捺スヘシ
旅券面ニ查證アルコトヲ必要トスル國ニ旅行スル者ハ其ノ定ムル所ニ依リ查證ヲ受ケヘシ

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ旅券ノ下付ヲ受ケルコトヲ得ス
一 豫戒命令中ノ者

二 【清國】在留禁止命令中ノ者

第七條 第一條ノ規定ニ依リ旅券ノ下付ヲ受ケタル後六箇月内ニ出發セザル者ハ旅券ヲ返納スヘシ

第八條 旅行者歸國シタルトキハ旅券ヲ返納スヘシ
旅券ノ下付ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ其ノ遺族ヨリ之ヲ返納スヘシ
第九條 商業、漁業其ノ他ノ職業ノ爲特定ノ地ニ數次往復スル者ハ歸國毎ニ其ノ旅券ヲ返納スルコトヲ要セス但シ旅券領收ノ日ヨリ三箇年ヲ過キテ歸國シタルトキ又ハ歸國後何時ニテモ本人所在地ヲ管轄スル道ヨリ命

本令ハ移民保護法施行ノ日ヨリ施行ス

外國旅券規則

明治四十三年十月十五日 朝鮮總督府令第二十七號

改正 明治四十四年二月第三〇號

大正三年一月第一號、六年一月第七號、一〇年四月第五七號

外國旅券規則左ノ通定ム

外國旅券規則

第一條 朝鮮ヨリ直ニ外國ニ旅行セムトスル帝國臣民ニシテ旅券ノ下付ヲ請フ者ハ書面ニ左ノ事項ヲ記載シ之ニ「戶籍若ハ民籍ノ謄本又ハ其ノ氏名、本籍地及身分ヲ證明スヘキ文書ヲ添附シ道ニ出願スヘシ但シ道知事ノ認定ニ依リ其ノ添附ヲ省略セシムルコトヲ得

一 氏名 (片假名又ハ諺文ヲ以テ傍訓ヲ附スヘシ)

二 本籍地 (本籍地ト所在地ト異ナルトキハ所在地ヲ併記スヘシ)

三 身分 (戶主、家族ノ別、家族ナルトキハ戶主ノ氏名及戶主トノ續柄ヲ記載スヘシ)

四 年 齡 (滿何年若ハ何年何月何日生)

五 職業

六 旅行地名

七 旅行ノ目的

前項ノ願書ニハ最近ノ撮影ニ係ル本人ノ寫眞二葉(手札形、半身、無臺紙)ヲ添附スヘシ但シ父又ハ母ノ旅券ニ併記スル五歲未滿ノ子ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 官命ニ依リ外國ニ旅行セムトスル者ハ其ノ所管官廳ヲ經由シテ朝鮮總督府ニ旅券ノ下付ヲ出願スルコトヲ得但シ第一條第一項第一號、第

令アリタルトキハ之ヲ返納スヘシ

前項特定ノ地ハ朝鮮總督府之ヲ告示ス

第十條 旅行十年以上ニ及ヒ歸國セサル者ハ十年毎ニ帝國大使、公使、領事官又ハ貿易事務官ノ查證ヲ受ケヘシ但シ【清國】及露國薩哈噠島、沿海州並黑龍州ニ旅行スル者ニ在リテハ五年毎ニ之ヲ受ケヘシ

第十一條 旅券ノ下付ヲ受ケタル者第六條各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキ又ハ第一條第一項第一號乃至第三號、第六號及第七號ノ事項ニ變更ヲ生シタルトキハ直ニ旅券ヲ返納スヘシ

第十二條 旅券ヲ紛失シタルトキハ直ニ届出ツヘシ之ヲ發見シタルトキ亦同シ

第十三條 朝鮮ニ於テ旅券ノ返納又ハ其ノ紛失若ハ發見ノ届出ヲ受ケヘキ官廳ハ朝鮮總督府及道トス

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ旅券ヲ沒收シ百圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ三箇月以下ノ懲役若ハ拘留ニ處ス

- 一 第一條第一項各號ノ事項ヲ詐稱シ、旅券下付ノ願書ニ他人ノ寫眞ヲ添付シ又ハ第六條各號ノ一ニ該當スル者其ノ事實ヲ申告セス其ノ他詐欺ノ行爲ヲ以テ旅券ノ下付ヲ受ケタル者及之ヲ幫助シタル者
- 二 他人ノ氏名ヲ記載シタル旅券ヲ使用シ又ハ之ヲ使用セシメ其ノ他不正ノ目的ヲ以テ旅券ヲ授受シタル者及之ヲ幫助シタル者
- 三 本令ニ依リ返納スヘキ旅券ヲ返納セスシテ使用シ又ハ事實ヲ偽リテ旅券紛失ノ旨ヲ届出テタル者
- 四 旅券ニ貼付シタル寫眞ヲ取換ヘ該旅券ヲ使用シ又ハ使用セシメタル者

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
舊規則ニ依リ旅券ノ下付ヲ受ケタル者ニ對スル第七條ノ期間ハ該旅券面ニ
記載シタル下付ノ日ヨリ之ヲ起算ス
明治四十年^四月統監府令第十六號外國旅券規則ハ之ヲ廢止ス

●同一ノ旅券ヲ以テ數次往復シ得

へキ地 明治四十三年十月十五日
朝鮮總督府告示第二十三號

改正 大正八年四月第七四號

明治四十三年朝鮮總督府令第二十七號外國旅券規則第九條ニ依リ同一旅券
ヲ以テ數次往復シ得へキ地左ノ通定ム

- 一 【清國】盛京省、吉林省及黑龍江省
- 二 露頭薩哈噠島、沿海州及黑龍州
- 三 香港

●外國旅券規則取扱手續

明治四十三年十月十五日
朝鮮總督府訓令第四十八號

改正 明治四十四年三月第二二號、四十五年三月第四〇號
大正六年二月第四號、一〇年四月第二四號、一四年七月第四一號、一二月第四九號、
一五年一〇月第三〇號

明治四十三年^十月朝鮮總督府令第二十七號外國旅券規則取扱手續左ノ通定ム
外國旅券規則取扱手續

第一條 外國旅券規則ニ依リ道ニ於テ下付スル旅券用紙ハ朝鮮總督府ヨリ
之ヲ配付ス

第二條 道ニ於テ外國旅券規則第一條ニ依リ旅券下付ノ願出ヲ受ケタルト
キハ願書記載事項ノ事實相違ナキコトヲ認メタルモノニ限リ雛形各號朱
書ノ例ニ準シ邦文及相當譯文中ニ記入シ旅行地記載ノ次ニ「以下餘白」ノ
文字ヲ附記シ旅券面指定ノ個所ニ下付官廳名ヲ朱記シ之ヲ出願人ニ下付
スヘシ

外國旅券規則第一條第二項ニ依リ願書ニ添附シタル寫眞ハ其ノ一葉ヲ旅
券面指定ノ個所ニ貼付シ之ニ官ノ契印ヲ捺捺スヘシ

第三條 削除

第四條 戶主ト同行スル家族、夫ト同行スル妻又ハ父若ハ母ト同行スル子
ニシテ旅券ノ下付ヲ出願スルトキハ一通ハ願書ニ其ノ旨ヲ併記セシムル
コトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ其ノ同行者ノ氏名、身分及年齢ヲ戶主、夫又ハ父若
ハ母ノ旅券ニ併記スルコトヲ得但シ夫ト同行スル妻ヲ除クノ外未成年者
タル場合ニ限ル

第五條 道ニ於テ旅券ヲ下付シタルトキハ第一號書式ニ依リ外國旅券下付
表ヲ作ルヘシ但シ移民專用旅券下付表ハ別冊ト爲スヘシ

旅券下付表ハ旅行地ノ國別ヲ以テ各別紙トシ成ルヘク旅券番號順ニ依リ
記入ヲ爲シ毎年三月六月九月十二月末ノ四回ニ其ノ前三箇月分ヲ一括シ
翌月十日迄ニ朝鮮總督府ニ送付スヘシ

第六條 道ニ於テ其ノ下付シタル旅券ノ返納ヲ受ケタルトキハ之ヲ廢棄シ
第二號書式ニ依リ渡航地ノ國別ヲ以テ各別紙ト爲シ毎年十二月末ニ於

テ其ノ一箇年分ノ外國旅券返納表ヲ作り之ヲ翌年一月末日迄ニ朝鮮總督
府ニ送付スヘシ但シ移民專用旅券返納表ハ別冊ト爲スヘシ

第七條 書損、汚損其ノ他ノ事由ニ因リ不用ニ歸シタル旅券用紙ハ總テ券
面ノ各證印ヲ抹消シテ廢棄スヘシ

第八條 道ニ於テ其ノ下付シタル旅券ノ紛失又ハ發見ノ届出ヲ受ケタルト
キハ其ノ都度之ヲ朝鮮總督府ニ報告スヘシ

第九條 道ニ於テ他官廳ノ下付シタル旅券ノ返納又ハ其ノ紛失若ハ發見ノ
届出ヲ受ケタルトキハ當該下付官廳ニ該旅券ヲ送付シ又ハ届出ノ旨ヲ報

告スヘシ但シ在外公館ノ下付シタル旅券ニ保ルトキハ朝鮮總督府ニ該旅
券ヲ送付シ又ハ届出ノ旨ヲ報告スヘシ
第十條 道ハ第三號書式ニ依リ每三箇月末ニ於テ外國旅券用紙受拂數及現
在數表ヲ作り之ヲ翌月十日迄ニ外國旅券下付表ト共ニ朝鮮總督府ニ送付
スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第一號書式)

【明治】何年何月 外國旅券下付表 (何部)

旅券番號	氏名	身分	本籍地	所在地	年	齡	保證人又ハ移民取扱人ノ氏名若ハ會社名	旅行地	旅行目的	下付月日
合計何人										

前項ノ査證ハ入國査證又ハ通過査證トス入國査證ハ査證ニ別段ノ記載ナキ限り入國一回限り、通過査證ハ通過一回限り有效トス

帝國臣民ノ入國ニ關シ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ノ呈示ヲ必要トセザル國ノ國民ニ付テハ第一項第一號ノ規定ヲ、其ノ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ニ當該國官憲ノ査證ヲ必要トセザル國ノ國民ニ付テハ第二項中査證ニ關スル規定ヲ適用セザルコトヲ得

第二條 朝鮮ニ渡來スル外國人ハ入國地又ハ上陸地ニ於テ警察官吏ニ第一號樣式ノ申告書ヲ提出シ其ノ査閱ヲ受クベシ

第三條 外國人第一條第一號ノ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ所持セザル場合及在外帝國大使又ハ領事官ノ査證又ハ渡航證明書ニ記載シタル條件ニ依リ難キ場合ニ於テ相當ノ事由アリト認ムルトキハ道知事ハ第一條第一號又ハ第六號ノ規定ニ拘ラズ特ニ其ノ渡來ヲ許可スルコトヲ得

第一條第一項第五號ニ該當スル外國人ニシテ確實ナル監護人又ハ身元引受人アル者ニ付道知事支障ナシト認ムルトキハ第一條第一項第五號ノ規定ニ拘ラズ特ニ其ノ渡來ヲ許可スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル外國人ハ第二號樣式ノ願書ヲ入國地又ハ上陸地ヲ管轄スル道知事ニ提出スベシ

道知事外國人ニ對シ第一項又ハ第二項ノ許可ヲ與フル場合ハ十五日未滿滞在セントスル者ニ對シテハ第三號樣式、十五日以上滞在セントスル者ニ對シテハ第三號樣式ノ二ノ特許證ヲ發給スベシ但シ旅券其ノ他ノ證明書ヲ所持スル場合ニ於テハ其ノ滞在セントスル期間ニ應ジ之ニ第四號樣式又ハ第四號樣式ノ二ノ證印ヲ捺捺シ特許證ノ發給ニ代フルコトヲ得

道知事第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ許可スル場合ニ於テハ滞鮮期間及滞在地方指定スルコトヲ得

第四條 通過査證ヲ經タル旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ所持スル外國人ハ十四日ヲ限り朝鮮ニ滞在スルコトヲ得
前項ノ外國人内地、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ヲ經テ朝鮮ニ渡來シタル場合ニ於テハ右各地ニ於ケル滞在日數ハ之ヲ前項ノ期間中ニ通算スルモノトス

第一項ノ外國人及前條ニ依リ十五日未滿滞在スルコトヲ許可セラレタル外國人ニシテ十五日以上滞在セントスル者ニ對シテハ道知事ニ於テ相當ノ事由アリト認ムルトキハ前條第三項、第四項後段及同項但書ノ規定ニ準ジ特ニ之ヲ許可スルコトヲ得

第五條 三十日以上朝鮮ニ滞在セントスル外國人ハ朝鮮ニ渡來シタル日ヨリ十日以内ニ第五號樣式ノ願書ニ最近六月以内ニ撮影シタル寫眞(正面、脱帽、半身像、縱六糎橫四糎五種以下之ニ同ジ)二葉ヲ添へ之ヲ入國地、上陸地又ハ滞在地ヲ管轄スル道知事ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ但シ十五歲未滿ノ者ニ在リテハ寫眞ヲ添附スルコトヲ要セズ

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル滞鮮期間滿了後引續キ朝鮮ニ滞在セントスル外國人ハ期間滿了前日迄ニ第六號樣式ノ願書ヲ滞在地ヲ管轄スル道知事ニ提出シ滞鮮期間延長ノ許可ヲ受クベシ滞鮮期間延長ノ許可ヲ受ケタル外國人其ノ許可期間滿了後引續キ朝鮮ニ滞在セントスル場合亦同ジ

前二項ノ規定ニ依リ許可ノ期間ハ各一年以内トス

第六條 六十日以上朝鮮ニ滞在セントスル外國人ハ朝鮮ニ渡來シタル日ヨリ五十日以内ニ第七號樣式ノ居住届ニ最近六月以内ニ撮影シタル寫眞二葉ヲ添へ居住地方管轄スル警察署長ニ提出スベシ但シ十五歲未滿ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル事項ニ變更アリタルトキハ變更ノ日ヨリ十日以内ニ所轄警察署長ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ但シ其ノ居住スル場所ノ變更ニ付テハ移轉先ノ所轄警察署長ニ届出ヅルモノトス

第七條 前條第一項ノ届出ヲ爲シタル外國人ハ最近六月以内ニ撮影シタル寫眞一葉ヲ所轄警察署長ニ提出シ居住證明書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第八條 第六條第一項ノ届出ヲ爲シタル外國人ニシテ第一條第一項第一號ノ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ取得シ得ザル者滿洲國又ハ支那ニ旅行セントスルトキハ第八號樣式ノ願書ニ最近六月以内ニ撮影シタル寫眞一葉ヲ添へ所轄警察署長ニ提出シ旅行證明書ノ下付ヲ願出ヅルコトヲ得

旅行證明書ハ發給ノ日ヨリ六月間有效トス
第一項ノ旅行證明書ヲ所持スル外國人ニシテ滿洲國又ハ支那ニ駐在スル帝國大使若ハ領事官ノ査證ヲ經第二項ニ規定スル有効期間内ニ朝鮮ニ歸來スル者ニ對シテハ第一條第一項第一號ノ規定ヲ適用セズ

第九條 外國人船員ハ其ノ搭乘船舶ノ朝鮮港灣ニ碇泊中當該港ノ所屬スル府邑面ノ區域ヲ限リ第一條第一項第一號ノ規定ニ拘ラズ一時上陸スルコトヲ得

第十條 外國人第二條ノ査閱又ハ第六條ノ届出ニ際シ必要ナル事項ニ關シ警察官吏ノ質問ヲ受ケタルトキハ眞實ナル陳述ヲ爲スベシ

〔朝〕

〔朝〕

旅券、國籍證明書若ハ船員手帳又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ携帯スル外國人ハ警察官吏ノ請求ニ應ジ之ヲ呈示スベシ

第十一條 本令ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケ又ハ證明書ノ交付若ハ下付ヲ受ケタル者ハ左ノ區別ニ從ヒ手数料ヲ納付スベシ

- 一 第三條ニ依リ十五日未滿滞在ノ許可ヲ受ケタルトキ 一回ニ付十圓
- 二 第三條ニ依リ十五日以上滞在ノ許可ヲ受ケタルトキ 一回ニ付二十圓
- 三 第四條第三項ノ許可ヲ受ケタルトキ 一回ニ付十圓
- 四 第五條第一項又ハ第二項ノ許可ヲ受ケタルトキ 一回ニ付十圓
- 五 居住證明書ノ交付ヲ受ケタルトキ 一枚ニ付五十錢
- 六 旅行證明書ノ下付ヲ受ケタルトキ 一部ニ付二十圓

前項第四號ノ手数料ハ帝國臣民ニ對シ此ノ種ノ手数料ヲ徵收セザル國ノ國民ニ對シテハ之ヲ免除ス

第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ前條第一項第一號乃至第四號ノ手数料ハ之ヲ免除スルコトヲ得

- 一 十五歲未滿ノ者
- 二 天災其ノ他不可抗力ニ因リ朝鮮ニ渡來シ又ハ滞在シタル者
- 三 内地、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ於テ前條第一項第一號乃至第四號ノ手数料ニ相當スルモノヲ徵收セラレタル者ニシテ外國ニ入國スルコトヲ引續キ朝鮮ニ渡來シタル者
- 四 前三號ニ掲グル者ノ外特ニ其ノ必要アリト認メタル者

第十三條 手数料ハ收入印紙ヲ以テ之ヲ納付スベシ

第十四條 朝鮮ニ十五日以上滞在シタル外國人ハ居住地ヲ管轄スル道知事ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ朝鮮ヲ退去スルコトヲ得ズ

内地、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ヲ經テ朝鮮ニ渡來シタル場合ニ於テハ右各地ニ於ケル滞在日數ハ之ヲ前項ノ期間中ニ通算スルモノトス
外國人第一項ノ許可ヲ受ケントスルトキハ居住地ヲ出發スル豫定期日ノ七日前迄ニ第九號様式ノ願書ニ最近六月以内ニ撮影シタル寫眞一葉ヲ添ヘ之ヲ道知事ニ提出スベシ

道知事第一項ノ許可ヲ爲ス場合ハ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ニ第十號様式ノ證印ヲ押捺スベシ但シ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ所持セザル場合ニ於テハ第十一號様式ノ許可書ヲ發給スベシ

道知事必要アリト認ムルトキハ退去ノ地點及期限並ニ居住地ヨリ退去地點ニ至ル經路ニ付其ノ全部又ハ一部ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル指定アリタルトキハ其ノ指定ニ依ルニ非ザレバ退去スルコトヲ得ズ

内地、臺灣、樺太、關東州又ハ南洋群島ニ於テ受ケタル出國許可ハ之ヲ第一項ノ許可ト看做ス但シ朝鮮ニ十五日以上滞在シタル外國人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條ノ二 第三條第五項(第四條第四項ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ前條第五項ノ指定ヲ受ケタル外國人其ノ指定ニ依リ難キトキハ運送ノ事由ヲ具シ居住地ヲ管轄スル道知事ニ其ノ變更ヲ願出ツベシ
道知事前項ノ願出ニ付相當ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ指定ヲ變更スルコトヲ得

第十五條 道知事ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シ朝鮮外ニ退去ヲ命ズルコトヲ得

- 一 第一條第一項各號ノ一ニ該當スル者
- 二 第二條ノ規定ニ違反シタル者
- 三 第四條第三項、第五條ノ許可ヲ受ケズシテ滞在スル者
- 四 不正ノ方法ニ依リ渡來シ又ハ滞在シタル者

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

- 一 第三條第五項(第四條第四項ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十四條第五項又ハ第十四條ノ二第二項ノ規定ニ依ル指定ニ違反シタル者
- 二 第四條第三項ノ許可ヲ受ケズシテ滞在スル者
- 三 第五條、第六條又ハ第十條ノ規定ニ違反シタル者

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第十四條第一項ノ許可ヲ受ケズシテ退去シ又ハ退去セントシタル者
- 二 第十五條ノ規定ニ依ル道知事ノ退去命令ニ違反シタル者
- 三 第十五條第二號又ハ第四號ニ該當スル者

第十八條 條約ニ依リ居住ノ自由ヲ有セザル外國人ニ關シ別ニ規定アルモノハ各其ノ規定ニ依ル

附則 本令ハ昭和十四年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

〔朝〕

本令施行ノ際現ニ朝鮮内ニ居住スル外國人ニ關シテハ第五條及第六條ニ定ムル願出又ハ届出ノ期間ハ本令施行ノ日ヨリ起算ス
大正七年朝鮮總督府令第十四號外國人渡來ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭和十六年朝鮮總督府令第二百三十三號)

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ朝鮮外ニ在ル外國人ノ本令施行前ニ得タル査證又ハ渡航

第一號様式

申告書

氏名	籍	年齢	性	既婚・未婚・獨身	宗	教	民	族	職	業
本人										
同伴										
家族										
族										

注 (1) 昭和十四年朝鮮總督府令第八十九號「外國人ノ入國、滞在及退去ニ關スル件」ニ依リ朝鮮ニ渡來スル外國人ハ下記各相當欄(※印ノ欄ヲ除ク)ニ記入シ入國又ハ上陸地ノ警察官吏ニ提出スベシ

(2) 入國特許若ハ通過特許又ハ滯留許可ヲ受ケントスル者ハ本申告書ニ所定ノ願書ヲ添附シテ提出スベシ但シ滯留許可ニ就テハ三十日以上朝鮮ニ滞在セントスル場合ニ限ル

到着年月日	入境又ハ上陸地	船名又ハ列車番號	船室等級	船室番號
同	上	年	月	日

證明書ハ之ニ別段ノ記載ナキ限り其ノ日附ヨリ一年以内且一回限り有效トス
本令施行ノ際現ニ朝鮮ニ滞在スル外國人ノ有スル入國査證又ハ渡航證明書ハ其ノ外國人朝鮮ヲ退去シタルトキハ其ノ效力ヲ失フ
本令施行後七日以内ニ居住地ヲ出發シ朝鮮ヲ退去セントスル者ハ居住地ヲ出發スル豫定期日迄ニ第十四條第三項ノ書類ヲ提出スベシ

〔朝〕

第二號様式

収入 印紙	入國 通過	特許願
道知事 殿		
昭和 年 月 日		
願出人自署		
私儀貴國入國(通過)ニ關シ昭和十四年朝鮮總督府令第百八十九號「外國人ノ入國・滞在及退去ニ關スル件」第一條ノ要件ヲ具備セザルニ付別添申告書御斟酌ノ上特別ノ御詮議ヲ以テ入國(通過)御許可賜リ度此段及御願候也		

注意

- (1) 入國特許手数料ハ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書一部ニ付二十圓トス
- (2) 通過特許手数料ハ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書一部ニ付十圓トス
- (3) 前二號ノ手数料ハ旅券若ハ國籍證明書又ハ之ニ代ルベキ證明書ヲ所持セザル者ニ付テハ各人別トス

身元引受保證書
上記ノ者入國(通過)特許・滞鮮許可相成ニ於テハ下記ノ條件ヲ堅ク遵守致ス可ク茲ニ誓約仕候也
引受條件
(1) 本人ノ滞鮮中ハ警察ノ御命令ヲ嚴守セシムルハ勿論本人ノ身上其ノ他一切引受可仕候
(2) 本人ノ居住地ノ變更ノ都度必ズ届出可仕候
(3) 本人ノ退鮮ニ際シテハ所轄警察署ニ出頭シ書面ヲ以テ御届可仕候
昭和 年 月 日
身元引受人自署 住 所
道知事 殿

本人	國籍	出生地	住所	父名	國籍	氏名	母名	出生國籍	陸海空軍ニ於ケル階級並兵科
	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券
本人	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券
同伴家族	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券
同伴家族	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券
本人	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券
同伴家族	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券
同伴家族	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券
本人	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券
同伴家族	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券
同伴家族	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券	旅券

本人自署

上記ノ通り相違無之候也

第三號様式

第 號	通過特許證
國 籍	
職 業	
氏 名	(滿 歲)
本人自署	
滯 鮮 期 間	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
渡 來 目 的	
行 先 地	
滯 在 指 定 地	
摘 要	
昭和 年 月 日	道 知 事 殿
注 意	本證ハ常ニ之ヲ携帶シ警察官吏ノ 請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

通過特許	
自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日
滯 在 指 定 地	
道	

横 四・五種
縦 六種
肉色 青

第四號様式

第三號様式ノ二

第 號	入國特許證
國 籍	
職 業	
氏 名	(滿 歲)
本人自署	
滯 鮮 期 間	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日
渡 來 目 的	
行 先 地	
滯 在 指 定 地	
摘 要	
昭和 年 月 日	道 知 事 殿
注 意	本證ハ常ニ之ヲ携帶シ警察官吏ノ 請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

入 國 特 許	
自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日
滯 在 指 定 地	
道	

横 四・五種
縦 六種
肉色 青

〔朝〕

第五號様式(一)

昭和 年 月 日											
收 入 紙 印											
道 知 事 殿											
私儀下記ノ通り朝鮮ニ滯在致度候間御許可被下度此段及御願候也											
願出入自署所 居											
滯 鮮 許 可 願											
本人	氏	名	續	柄	年 齡	性	既 婚・未 婚・獨 身	宗 教	民 族	國 籍	籍
同伴 家族											
本人	滯 鮮 期 間	職 業	陸 海 空 軍 階 級	於 兵 科	氏 名	國 籍	氏 名	母 名	出 生 國 籍	入 境 又 ハ 上 陸 地 始 渡 來 年 月 日	
同伴 家族											

本人	同件家族	出生地	住	所	族			券			渡來目的	入國特許無	
					番號	發年月日	給發場所	有效期間	查場	證日			證場所

第五號様式(二)

昭和 年 月 日

滯鮮許可願 (入境又ハ上陸ノ場合)

道 知 事 殿

願 出 入 自 署

收 入 入 紙
印 紙

私儀別添申告書ノ通り朝鮮ニ滞在致度候間御許可被下度此段及御願候也

注 意

滯鮮許可手数料ハ一人ニ付十圓トス
但シ帝國臣民ニ對シ此種ノ手数料ヲ徴收セザル
國ノ國民ニ對シテハ之ヲ免除ス

第六號様式

滯鮮期間延長願

昭和 年 月 日

道 知 事 殿

願 出 入 自 署
居 所

私儀下記ノ通り滯鮮期間延長致度候御許可被下度此段及御願候也

本人	同件家族	氏 名	續 柄	年 齡	性 別	既 婚・未 婚・獨 身	宗 教	民 族	國 籍	父		母		入韓又ハ上陸地 並渡來年月日
										氏 名	國 籍	氏 名	國 籍	

陸海軍ニ於ケル
陸軍上等兵科
陸軍少佐

滯鮮期間
定期

旅行先	旅行期間				
旅行ノ目的					
國籍	職業	續柄	氏名	年齢	性別
本人					
同伴					
家族					

注 寫眞ハ最近六月内ニ撮影シタル正面、脱帽、半身像、縦六
種横四、五種ノモノトス

【印】

【印】

第九號様式

昭和 年 月 日

出 國 許 可 願

寫

眞

道 知 事 殿

出 願 人 自 署

私儀下記ノ通り出國致度候條御許可被下度此段及御願候也

國籍	居住地	年齢	發地	月 日	ヲ出發
本人			經由地		
同伴			出國豫定日	月 日	經由國=向ノ
者			出國理由		
入國年月日			携帶品		
職業					
兵役關係					

出 國 許 可 書	籍	居住地	名	年 齡
	本 人	姓 氏		
同 伴 者	本 人ノ 職 業	行 先 地	昭 和 年 月 日	道 知 事

寫
真
(第十號樣式ノ證明ヲ押捺ス)

出 國 許 可 書 第 號	出 國 期 限 日 迄
昭 和 年 月 日	
ラ經由 國ニ向フ	道
肉 色	横 縦 一〇 糶 五 糶

〔朝〕

●臨時外國人旅行等制限規則

昭和十六年十二月十日
朝鮮總督府令第三百二十二號

臨時外國人旅行等制限規則左ノ通定ム

臨時外國人旅行等制限規則

第一條 外國人(年齢十五歳未満ノ者ヲ除ク以下之ニ同ジ)ハ戰時又ハ事變ニ際シ國防上ノ利益ヲ保護スル爲朝鮮總督ノ指定シタル區域ニ立入り又ハ居住スルコトヲ得ズ但シ朝鮮總督ノ許可ヲ受ケタル者ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ鐵道若ハ軌道ニ依ル陸上交通機關、定期航海ヲ爲ス船舶又ハ航空機ニ依リ前項ノ區域ヲ單ニ通過スル者ニハ之ヲ適用セズ
朝鮮總督第一項ノ區域ヲ指定シタルトキハ之ヲ告示ス

第二條 外國人前條第一項但書ノ許可ヲ受ケントスルトキハ居住地ヲ管轄スル道知事ヲ經由シ別記第一號樣式ニ依ル願書ヲ提出スベシ
朝鮮總督前條第一項但書ノ許可ヲ爲シタルトキハ別記第二號樣式ニ依ル許可證ヲ發給ス

第三條 第一條第一項但書ノ許可ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スルト

第十一輯 外事 第二章 渡航 在留

キハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

- 一 虚偽ノ方法ニ依リ許可ヲ受ケタルトキ
- 二 許可證ヲ他人ニ貸與シ又ハ之ヲ改竄シタルトキ
- 三 許可條件ニ違反シタルトキ
- 四 國防上必要ナル緊急措置ヲ講ズルニ當リ必要ナルトキ

第四條 戰時又ハ事變ニ際シ朝鮮内ニ在ル外國人ハ其ノ居所又ハ住所ヲ所轄警察署長ニ届出ヅベシ
前項ノ届出ハ昭和十四年朝鮮總督府令第八十九號第二條ノ規定ニ依ル申告書ニ記載シタル訪問先又ハ滞在在地ニ到着シタル時ヨリ二十四時間以内ニ別記第三號樣式ニ依リ之ヲ爲スベシ

第五條 外國人戰時又ハ事變ニ際シ其ノ居住スル道外ニ旅行セントスルトキハ別記第四號樣式ニ依リ居住地ヲ管轄スル道知事ノ許可ヲ受クベシ
道知事前項ノ許可ヲ爲シタルトキハ別記第五號樣式ニ依ル旅行許可證ヲ發給スベシ

第六條 外國人戰時又ハ事變ニ際シ業務上其ノ他特別ノ事由ニ因リ反覆シテ其ノ居住スル道外ヘノ一定地域間ヲ旅行セントスルトキハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ別記第六號樣式ニ依リ居住地ヲ管轄スル道知事ノ定期旅行ノ許可ヲ受クルコトヲ得

道知事前項ノ規定ニ依リ許可申請ニ付相當ノ事由アリト認ムルトキハ一定地域間ノ旅行ニ限リ三月以内ノ期間ヲ付シ別記第七號樣式ニ依ル定期旅行許可證ヲ發給スベシ

第七條 戰時又ハ事變ニ際シ入境地(最初ニ著陸スル飛行場ヲ含ム)又ハ上陸地ヨリ第四條第二項ニ規定スル訪問先又ハ滞在在地ニ向ケ旅行セント

スル外國人ニ對シテハ所轄警察署長ニ於テ別記第八號様式ニ依ル特別旅行證ヲ發給スベシ

第八條 第五條ノ規定ハ第四條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル外國人其ノ居住スル道外ニ居所又ハ住所ヲ移轉セントスル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ外國人其ノ居所又ハ住所ヲ移轉シタルトキハ移轉後二十四時間以内ニ第四條ノ規定ニ準ジ所轄警察署長ニ届出ツベシ

第九條 道知事必要アリト認ムルトキハ第五條第二項、第六條第二項、第七條又ハ前條第一項ノ規定ニ依リ發給シタル旅行許可證、定期旅行許可證又ハ特別旅行證ニ指定シタル旅行ノ豫定期間、經路及行先地ノ全部又ハ一部ヲ變更スルコトヲ得

旅行許可證、定期旅行許可證又ハ特別旅行證ノ發給ヲ受ケ旅行スル者其ノ途中ニ於テ已ムヲ得ザル事由ニ因リ許可事項ト異リタル旅行ヲ爲サントスルトキハ最寄警察署長ニ其ノ旨ヲ申出デ旅行許可證、定期旅行許可證又ハ特別旅行證ノ訂正ヲ受クベシ

第十條 第四條乃至第六條及第八條ノ規定ハ朝鮮總督ニ於テ特ニ指定シタル者ニハ之ヲ適用セズ
前項ノ規定ニ依リ指定シタル者ニ對シテハ別記第九號様式ニ依ル證票ヲ發給ス

第十一條 第二條又ハ第五條乃至第八條ノ規定ニ依リ發給セラレタル許可證不用ト爲リ又ハ其ノ有効期間ヲ經過シタルトキハ遲滞ナク之ヲ發給シタル官廳ニ返納スベシ

第十二條 第一條、第四條、第五條（第八條第一項ノ規定ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第八條第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役

若ハ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 第五條第二項、第六條第二項、第七條又ハ第八條第一項ノ規定ニ依リ發給シタル旅行許可證、定期旅行許可證又ハ特別旅行證ニ記載シタル事項ニ違反シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第十四條 第二條、第四條、第五條、第六條若ハ第八條ノ規定ニ依リ願書若ハ願書ニ處偽ノ記載ヲ爲シ若ハ爲サシメタル者又ハ第十一條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
第一條第三項ノ告示アリタル際現ニ當該區域内ニ在ル外國人ハ其ノ告示ノ日ヨリ五日以内ニ限リ當該區域内ニ居住スルコトヲ得其ノ期間内ニ第二條ノ規定ニ準ジ許可ノ申請ヲ爲ストキハ許可又ハ不許可ノ日迄亦同ジ

本令施行ノ際現ニ朝鮮内ニ在ル外國人ニシテ昭和十四年朝鮮總督府令第百八十九號第六條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ハ第四條ノ規定ニ依リ届出ヲ爲シタル者ト看做ス

本令施行ノ際現ニ朝鮮内ニ在ル外國人ニシテ前項ニ規定スル届出ヲ爲サザル者ハ本令施行ノ時ヨリ二十四時間以内ニ第四條第一項ノ規定ニ準ジ届出ツベシ

前項ノ者ニシテ本令施行ノ際現ニ旅行中ノモノハ二十四時間以上滞在セントスル地ニ到着シタル時ヨリ二十四時間以内ニ第四條第一項ノ規定ニ準ジ届出ツベシ
前項ノ者其ノ滞在スル道外ニ旅行セントスルトキハ第五條第一項ノ規定ヲ適用ス

〔朝〕

〔朝〕

第一號様式

昭和 年 月 日		朝鮮總督 殿		立入 許可 願	
國 籍		居 住 所		出願人自署	
職 業	氏 名	片 假 名	原 字	4.5x (C型) 正面 照半身像 内ニ撮影シタル (寫眞ハ六月以 寫眞貼附欄	
兵 役 關 係	氏 名	原 字	年 齡	出願人自署	
目的又ハ用務	渡 來 地		渡 來 年 月 日	出願人自署	
立入居住ノ場所	立 入 居 住	自 昭 和 年 月 日	至 昭 和 年 月 日	日午前(後)	時
出入 經 路	豫定期間	寫眞ハ貼附シタルモノト同一ノモノヲ尙一枚添附提出 スルコト 經路ハ可成詳細ニ記入スルコト		備 考	

私儀下記ノ通立入(居住)致度ニ付御許可被下度寫眞添附此段及御願候也

第二號様式

第 號	立入 許可 證		昭和 年 月 日	朝鮮 總 督
國 籍	居 住 所	年 齡	自 昭和 年 月 日	午前(後) 時
職 業	氏 名 片假名 原 字		許 可 期 間	日 午前(後) 時

上記ノ者ニ對シ下記條件ヲ以テ臨時外國人旅行等制限規則第一條ノ禁止區域ニ立入(居住)ヲ許可ス

立入(居住)ノ許可區域	立入(居住)ノ許可期間	立入(居住)ノ許可條件
		<ol style="list-style-type: none"> 寫真機、望遠鏡、測量機器、傳書鳩、無線電話器材ノ使用又ハ所持若ハ携帯ヲ禁ズ 臨時外國人旅行等制限規則第三條ニ依リ許可ヲ取消スコトアルベシ 本許可證ハ期間満了後速ニ通知事ヲ經由シ朝鮮總督ニ返納スベシ 本許可證ハ常ニ携帯シ警察官吏ノ請求アリタルトキハ之ヲ提示スベシ

[印]

[印]

第三號様式

昭和 年 月 日 警察署長殿 居 住 所 届 出 入 自 署

臨時外國人旅行等制限規則第四條ニ依リ下記ノ通及御届候也

居 住 所	居 住 年 月 日	居 住 地	外 國ニ於ケル住 所
渡 來 月 日			
前 居 住 所			
國 籍	職 業	姓 氏	生 年 月 日 性 別
本 人			
同 件 家 族			

注 意

- 新ニ渡來シタル外國人ハ申告書ニ記載シタル先地ニ到着シタル時ヨリ二十四時間以内ニ本居所轉入居出事項ニ異動シタルトキハ速ニ届出ヲ爲スベシ。
- 居出ラシメタル家族ニ關シ届出ヲ爲スベシ。
- 居出ラシメタル家族ニ關シ届出ヲ爲スベシ。
- 居出ラシメタル家族ニ關シ届出ヲ爲スベシ。
- 居出ラシメタル家族ニ關シ届出ヲ爲スベシ。

[印]

第四號様式

昭和 年 月 日		旅行許可願	
道知事殿		出願人自署	
私儀下記ノ通り旅行致度ニ付御許可相成度此段及御願候也			
國籍	籍	居住所	氏名
職業	兵役ノ關係	片假名	原字
旅行ノ目的	月 日 午前(後) 時	旅行豫定期間	自 昭和 年 月 日 午前(後) 時
旅行經路及先地	月 日 午前(後) 時	ヲ出發	月 日 午前(後) 時
<p>注意</p> <p>1. 旅行經路及行先地欄ニハ出發驛(港)名、鐵道線路名、船名等ヲ往復共詳細記入スルコト</p> <p>2. 願書ハ正副ニ通テ提出スルコト</p>			
月 日 午前(後) 時		時 歸宅ノ豫定	

寫真貼附欄
(寫真ハ六月
以内ニ撮影シ
タル正面脱帽
半身像
4.5×6cm型)

【朝】

第五號様式

第 號		旅行許可證	
國籍		(契印) 寫真	
居住所		職業	
氏名		年齡	
本人自署			
旅行ノ目的			
旅行豫定期間		自 昭和 年 月 日 午前(後) 時	
至 昭和 年 月 日 午前(後) 時		月 日 午前(後) 時	
ヲ出發		月 日 午前(後) 時	
旅行經路及先地		時 歸宅ノ豫定	
月 日 午前(後) 時		月 日 午前(後) 時	
昭和 年 月 日			
道知事 印			
注意 本證ハ常ニ之ヲ携帯シ警察官吏ノ請求アリタルトキハ之ヲ提示スベシ			

【朝】

昭和 年 月 日
通知事
定期旅行許可願
出願人自署
私儀下記ノ通り特別ノ事由有之定期旅行致度ニ付御許可相成度臨時外國人旅行等制限規則第六條ニ依リ此段及御願候也

写真貼附欄
(寫眞ハ六月以内ニ
撮影シタル正面股
半身像
4.5×6cm型)

國籍	籍	居住地	居住地	姓名	片假名	原字	年齢
職業	業			氏名			
兵役關係	係						
旅行ノ目的	目的						

定期旅行経路 及 行先地	線	線	定期旅行 ヲ 願出タル事由	旅行豫定期間	自昭和	年	年	月	日
	線	線		注意	至昭和				

三月以上ニ亙ル定期旅行ト雖モ三
月ヲ限度トシ許可願ヲ更新スルコ
ト

驛(港)ニテ乗車(船)
ヲ經由
驛(港)ニテ降車(船)
ニ到ル間ヲ往復ス

〔貼〕

第 號	定期旅行許可證	(契印) 寫 眞
國籍	籍	
居住地	居住地	
職業	業	
氏名	年齢	
本人自署		
旅行ノ目的		
許可期間	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	
定期旅行経路 及 行先地	線 驛(港)ニテ乗車(船) ヲ經由 線 驛(港)ニテ降車(船) ニ到ル間ノ往復	
昭和 年 月 日	道 知 事 ⑩	
注意 本證ハ常ニ之ヲ携帯シ警察官吏ノ請求アリタルトキハ之ヲ提示スベシ		

〔朝〕

第八號様式

第 號		特別旅行證	
國 籍			
職 業			
氏 名	年 齡		
本人自署			
有效期間	自昭和	年	月 日
	至昭和	年	月 日
行 先 地			
旅 行	線	驛(港)ニテ乗車(船)	
	ヲ經由		
經 路	線	驛(港)ニテ降車(船)シ	
	行先地		
同 伴 家 族	氏 名	續 柄	年 齡 性 別
昭和 年 月 日			
警 察 署 長 ④			
注意 本證ハ行先地ニ到著スルマデ之ヲ携帶シ警察官吏ノ請求アリタルトキハ之ヲ提示スベシ			

〔朝〕

第九號様式

第 號 昭和 年 月 日交付

朝鮮總督府 印

臨時外國人旅行等
制限規則第十條ノ
證 票

國 籍
居 住 所
所 持 人 資 格
氏 名
原 字

生 年 月 日

寫 眞

契印

第十條、第四條乃至第六條及第八條ノ規定ハ朝鮮總督ニ於テ特ニ指定シタル者ニハ之ヲ適用セズ
前項ニ依リ指定セラレタル者ニ對シテハ別記第九號様式ノ證票ヲ發給ス

注意
1 本證ハ常ニ之ヲ携帶シ當該官吏ノ請求アリタルトキハ之ヲ提示スベシ
2 本證票ハ歸國其ノ他不要トナリタルトキハ遲滞ナク朝鮮總督府ニ返納スベシ

●臨時外國人旅行等制限規則第一條第一項ノ區域

第十一輯 外事 第二章 渡航 在留

- 改正 昭和十七年二月第二八二號
臨時外國人旅行等制限規則第一條第一項ノ區域左ノ通指定ス
- 京畿道 京城府
 - 仁川府
 - 富川郡德積面
 - 大田府
 - 蔚山郡長項邑、馬西面、華陽面
 - 蔚山府
 - 沃溝郡米面、沃溝面、玉山面、開井面、聖山面
 - 全羅南道 木浦府
 - 麗水郡
 - 海南郡黃山面、山二面、門內面
 - 務安郡
 - 珍島郡
 - 濟州島
 - 大邱府
 - 達城郡解顔面
 - 慶山郡慶山面、安心面、孤山面
 - 迎日郡滄州面、烏川面、東海面、大松面、延日面、浦項邑、興海面、曲江面、達田面
 - 鬱陵島
 - 慶尙南道 釜山府

- 馬山府
- 梁山郡
- 蔚山郡
- 東萊郡
- 金海郡
- 昌原郡
- 統營郡
- 固城郡
- 泗川郡三千浦邑
- 南海郡
- 海州府
- 黃海道
- 長淵郡白翎面
- 黃州郡兼二浦邑
- 平安南道
- 平壤府
- 鎮南浦府
- 大同郡秋乙美面、青龍面、栗里面、龍淵面、斧山面
- 江東郡勝湖邑、元灘面
- 平安北道
- 新義州府
- 義州郡廣坪面
- 朔州郡朔州面、九曲面
- 江界郡滿浦邑
- 通川郡
- 江原道
- 高城郡高城邑、外金剛面、縣內面、巨津面

- 蔚珍郡(西面ヲ除ク)
- 寧越郡寧越面、下東面、上東面、北面、西面、南面
- 咸鏡南道
- 咸興府
- 元山府
- 咸州郡
- 永興郡
- 高原郡
- 文川郡
- 德源郡
- 安邊郡
- 端川郡
- 新興郡(下元川面ヲ除ク)
- 長津郡上南面、新南面
- 豐山面
- 咸鏡北道
- 一圓

滿洲國特別地區旅行證明規則

昭和十三年十二月二十八日
朝鮮總督府令第二百四十九號

改正 昭和十四年八月第一四一號、一五年八月第一八八號
滿洲國特別地區旅行證明規則左ノ通定ム

第一條 本令ニ於テ滿洲國特別地區ト稱スルハ左ニ掲グル地域ヲ謂フ

〔朝〕

- 間島省 琿春縣
- 牡丹江省 東寧縣、綏陽縣、穆稜縣
- 東安省 密山縣、虎林縣、饒河縣、寶清縣大和村
- 三江省 撫遠縣、同江縣、綏濱縣、蘿北縣、富錦縣、鶴立縣(但シ鶴立河以南ヲ除ク)
- 北安省 北安縣(但シ訥謨爾河以南ヲ除ク)
- 黑河省 一圓
- 興安北省 一圓
- 興安東省 布特哈旗火燎溝及綽爾河上流附近、喜扎嘎爾旗
- 第二條 滿洲國特別地區内ヲ旅行セントスル者ハ旅行證明書ノ下付ヲ受ケルコトヲ得
- 旅行證明書ノ下付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ノ願書二通ニ寫眞(六月以内ニ撮影シタル名刺型無帽半身)二葉ヲ添附シ所轄警察署長(已ムヲ得ザルトキハ最寄警察署長)ニ之ヲ提出スベシ
- 第三條 業務其ノ他ノ事由ニ因リ常時滿洲國特別地區内ニ出入スル必要アル者ハ前條第二項ノ手續ニ準ジ定期旅行證明書ノ下付ヲ受ケルコトヲ得
- 定期旅行證明書ノ有効期間ハ證明ノ日ヨリ一年以内トス
- 第四條 團體ヲ引率シテ滿洲國特別地區内ヲ旅行セントスル者ハ第二條第二項ノ手續ニ準ジ團體旅行證明書ノ下付ヲ受ケルコトヲ得
- 前項ノ場合ニ於テハ第二號様式ノ團員名簿二通ヲ添附スベシ
- 第五條 前三條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル旅行證明書、定期旅行證明書又ハ團體旅行證明書(以下單ニ旅行證明書ト稱ス)不要ト爲リタルトキ又ハ期限ヲ經過シタルトキハ遲滞ナク旅行證明書ノ下付ヲ受ケタル警察署

- 長ニ之ヲ返納スベシ
- 第六條 旅行證明書ヲ亡失シタルトキハ遲滞ナク旅行證明書ノ下付ヲ受ケタル警察署長ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ
- 前項ノ届出ヲ爲シタル者ハ旅行證明書ノ再下付ヲ受ケルコトヲ得
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
 - 一 詐欺ノ方法ヲ以テ旅行證明書ノ下付ヲ受ケタル者
 - 二 行使ノ目的ヲ以テ旅行證明書ヲ授受シタル者
- 附則
- 本令ハ昭和十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第一號様式

滿洲國特別地區旅行(定期旅行又ハ團體旅行)證明願

寫眞貼附
姓名
年齢
性別

- 一 本籍地
- 一 現住所
- 一 戶主トノ續柄
- 一 職業
- 一 旅行ノ目的(定期旅行ノ事由)
- 一 旅行経路及行先地
- 一 旅行期間 昭和 年 自 至 月 日

右ニ依リ旅行(定期旅行又ハ團體旅行)致度寫眞(寫眞及團員各簿)添附ノ上此段及願出候也

昭和 年 月 日

右 氏 名

警察署長 殿

第二號様式

滿洲國特別地區旅行團員名簿

引率者 氏 名

番號	本籍地	現住所	職業	氏名	年齢	摘要

備考 本籍地ハ詳細ニ記入スベシ

●國境取締法

昭和十四年四月一日
法律第五十二號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル國境取締法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國境取締法

第一條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ陸接國境（之ニ接續スル領海ノ境界ヲ含ム）ヨリスル人ノ出入ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前條ニ規定スル國境ニ接スル土地又ハ水面ニ付區域ヲ定メ其ノ區域ニ付人ノ出入ヲ制限スルコトヲ得

第三條 第一條ノ規定ニ依ル禁止又ハ制限ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

帝國ノ利益ヲ害スル目的ヲ以テ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス此ノ場合ニ於テ其ノ犯罪ノ用ニ供シタル物ハ何人ノ所有タルヲ問はず之ヲ沒收スルコトヲ得

第四條 第二條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス

外國ニ潛入スル目的ヲ以テ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（昭和十四年勅令第六百六十九號ヲ以テ昭和十四年十月一日ヨリ施行）

●國境取締法施行令

昭和十四年九月二十七日
勅令第六百七十號

朕國境取締法施行令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

國境取締法施行令

第一條 左ニ掲グル國境（之ニ接續スル領海ノ境界ヲ含ム）ヨリスル出入ハ第一號ニ規定スル國境ニ在リテハ朝鮮總督ノ許可、第二號ニ規定スル國境ニ在リテハ樺太廳長官ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得

〔朝〕

得ズ但シ海難其ノ他ノ事由ニ因ル已ニコトヲ得ザル出入ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 朝鮮ニ於ケル慶興橋ヨリ東南方ノ國境但シ慶興橋ヲ含マズ

二 樺太ニ於ケル北緯五十度ノ國境

第二條 國境取締法第二條ノ區域ハ前條第一號ニ規定スル國境ニ在リテハ朝鮮總督國境ヨリ十二キロメートルノ範圍内ニ於テ、同條第二號ニ規定スル國境ニ在リテハ樺太廳長官國境ヨリ二十キロメートルノ範圍内ニ於テ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 前條ノ區域ニ付テノ出入ハ朝鮮ニ在リテハ當該區域ヲ管轄スル道知事ノ許可、樺太ニ在リテハ樺太廳長官ノ許可ヲ受ケタル者ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ海難其ノ他ノ事由ニ因ル已ニコトヲ得ザル出入及朝鮮總督又ハ樺太廳長官命令ヲ以テ指定シタル者ノ出入ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 第一條但書及前條但書前段ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケズシテ出入シタル者ハ朝鮮總督又ハ樺太廳長官ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨其ノ事情ヲ具シテ届出ヅベシ

第五條 第一條及第三條ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督又ハ樺太廳長官之ヲ定ム

附則
本令ハ國境取締法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十四年十月一日ヨリ施行）

●國境取締法施行規則

昭和十四年九月二十九日
朝鮮總督府令第六十號

國境取締法施行規則左ノ通定ム

國境取締法施行規則

第一條 國境取締法施行令（以下單ニ施行令ト稱ス）第一條第一號ノ國境ヨリスル出入ノ許可ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ノ願書三通ニ寫眞（六月以内ニ撮影シタル無帽半身）三葉ヲ添附シ所轄警察署長ヲ經テ朝鮮總督ニ申請シ國境出入許可書ノ下付ヲ受クベシ

海難其ノ他ノ事由ニ因リ已ニコトヲ得ズシテ前項ノ國境ヲ出入シタル者ハ直ニ最寄ノ警察署長ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第二條 施行令第二條ノ區域ハ咸鏡北道慶興郡慶興面及蘆西面（但シ東經百三十度三十八分以東北緯四十二度十六分以北以外ノ海面及蘆西面烏碯岩端ト赤島ノ各南端ヲ連ネタル直線以南ノ土地ヲ除ク）ノ内前條第一項ノ國境ヨリ十二キロメートル以内ノ土地及水面トス

前項ノ區域ハ別圖ノ通トシ現場ニ標識ヲ設ケテ之ヲ標示ス

第三條 前條ニ規定スル區域（以下制限區域ト稱ス）ノ出入ノ許可ヲ受ケントスル者ハ第二號様式ノ願書三通ヲ寫眞（六月以内ニ撮影シタル無帽半身）二葉ヲ添附シ其ノ出入セントスル制限區域所轄警察署長（出入區域ガ二警察署ノ管轄ニ互ルトキハ其ノ最初ニ出入スル地ノ所轄警察署長）ヲ經テ咸鏡北道知事ニ申請シ制限區域出入許可書ノ下付ヲ受クベシ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ寫眞ヲ添附シ難キトキハ特ニ其ノ旨願出デ指紋ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケントスル者制限區域外ニ居住スル者ナルトキハ前項ノ願書及寫眞ノ外居住地所轄警察署長ノ發給スル制限區域旅行證明書(以下單ニ旅行證明書ト稱ス)ヲ添付スベシ

第四條 制限區域外ニ居住スル者ニシテ制限區域ノ隣接地帯ニ居住シ又ハ業務其ノ他ノ事由ニ因リ常時制限區域ニ出入スル必要アル者ハ前條第一項及第二項ノ手續ニ準ジ制限區域定期出入許可書ノ下付ヲ受クルコトヲ得

第五條 制限區域内ニ居住スル者ハ第四號様式ノ願書ニ寫眞(六月以内ニ撮影シタル名刺型無帽半身)二葉ヲ添付シテ所轄警察署長ニ申請シ身分證明書ノ下付ヲ受クベシ但シ軍人、軍屬、警察官吏及十四歳未満ノ者ハ此ノ限ニ在ラズ

第六條 制限區域内ニ居住スル者ノ制限區域ノ出入ニ付テハ前條ノ身分證明書ヲ以テ第三條ノ制限區域出入許可書ニ代フルコトヲ得

第七條 第一條、第三條、第四條又ハ第五條ノ規定ニ依リ下付ヲ受ケタル國境出入許可書、制限區域出入許可書、制限區域定期出入許可書(以下單ニ許可書ト稱ス)、旅行證明書又ハ身分證明書ノ記載事項ニ異動ヲ生ジ又ハ之ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ遲滞ナク其ノ下付ヲ受ケタル官署ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ亡失シタル許可書、旅行證明書又ハ身分證明書ヲ發

見シタルトキ亦同ジ
許可書、旅行證明書又ハ身分證明書不要ト爲リ又ハ有効期間ヲ經過シタルトキハ遲滞ナク其ノ下付ヲ受ケタル官署ニ之ヲ返納スベシ

第八條 當該官吏必要アリト認ムルトキハ國境出入者又ハ制限區域出入者ニ對シ許可書又ハ身分證明書ノ呈示ヲ求ムルコトヲ得

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ施行令第三條ノ規定ニ依リ道知事ノ許可ヲ受ケズシテ制限區域ニ出入スルコトヲ得
一 十四歳未満ノ者
二 法令ニ依リ職務ヲ行フ爲制限區域ニ出入スル者
三 鐵道又ハ船舶國籍證書ヲ受有スル日本船舶ニ依リ制限區域ヲ通過スル者

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 詐欺ノ方法ヲ以テ許可書、旅行證明書又ハ身分證明書ノ下付ヲ受ケタル者
二 行使ノ目的ヲ以テ許可書、旅行證明書又ハ身分證明書ヲ不正ニ授受シタル者

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金若ハ科料又ハ拘留ニ處ス
一 第一條第二項、第三條第四項、第五條又ハ第七條ノ手續ヲ怠リタル者
二 第八條ニ規定スル當該官吏ノ要求ヲ拒ミタル者

〔朝〕

〔朝〕

本令ハ國境取締法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

國境出入許可願

一 本籍(外國人ニ在リテハ國籍)

一 現住所

一 氏名

一 生年月日

一 戸主トノ續柄

一 職業

一 國境出入ノ目的

一 國境出入ノ日時

一 國境出入ノ經路、場所及方法

一 携帶品ノ種類及數量

右ニ依リ國境出入致度寫眞添附ノ上此段及願出候也

昭和 年 月 日

右 氏

名

朝鮮總督 殿

第二號様式

制限區域出入(制限區域定期出入)許可願

一 氏名

一 生年月日

一 職業

一 本籍(外國人ニ在リテハ國籍)

第十一輯 外事 第二章 渡航 在留

現住所
一 戸主トノ續柄
一 出入ノ目的(定期出入ノ事由)
一 出入經路及行先地
一 出入期間 昭和 年 月 日 至 月 日
一 右ニ依リ出入(定期出入)致度ニ付御許可相成度寫眞添附ノ上此段及願出候也
昭和 年 月 日
右 氏 名

咸鏡北道知事 殿

第三號様式

制限區域旅行證明願

一 氏名

一 年齡

一 本籍(外國人ニ在リテハ國籍)

一 現住所

一 戸主トノ續柄

一 旅行ノ目的

一 旅行經路及行先地

一 旅行期間 昭和 年 月 日 至 月 日

一 右ニ依リ旅行致度ニ付御證明相成度寫眞添附ノ上此段及願出候也

昭和 年 月 日

朝鮮總督 殿

右氏

名印

警察署長 殿

第四號様式 身分證明額

一 本籍(外國人ニ在リテハ國籍)

一 現住所

一 氏名

一 生年月日

一 戸主トノ續柄

一 職業

一 居住ノ年月日

右ニ依リ身分證明書御下付相成度國境取締法施行規則第五條ノ規定ニ依リ寫眞添附及願出候也

昭和 年 月 日

右氏

名印

警察署長 殿

(別圖省略)

〔朝〕

第三章 財産管理及處理

●獨逸國等ニ屬スル財産管理ノ件

大正九年三月二十五日 勅令第四十八號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ極密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ獨逸國等ニ屬スル財産管理ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

第一條 政府ハ獨逸國、奧地利、洪牙利國若ハ土耳其國ニ屬シ又ハ其ノ國人若ハ法人ニ屬スル財産ヲ管理スルコトヲ得

第二條 政府ハ前條ノ財産ノ所有者、保管者其ノ他關係者ニ對シ其ノ財産ノ所在、種類、數量、價額、權利狀態其ノ他管理ニ必要ナル事項ノ申告ヲ命スルコトヲ得

第三條 當該官吏又ハ吏員ハ第一條ノ財産ニ關シ調査ノ爲必要ナル場所ニ立入り若ハ検査ヲ爲シ又ハ其ノ財産ノ所有者、保管者其ノ他關係者ニ對シ調査資料ノ提供ヲ命シ若ハ供述ヲ求ムルコトヲ得

第四條 第一條ノ財産ノ管理ハ當該官廳ノ管理命令ヲ以テ之ヲ開始ス管理命令ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第五條 當該官廳ハ管理財産ニシテ登記又ハ登録ノ規定アルモノニ付テハ管理財産タル旨ノ登記又ハ登録ヲ關係ノ官廳其ノ他ニ囑託又ハ請求スヘシ

當該官廳ハ管理財産債權ナルトキハ管理財産タル旨ヲ債務者ニ通知スヘシ
前二項ノ規定ニ依ル手續ヲ爲スヘキ財産ノ管理ハ登記若ハ登録又ハ通知

〔朝〕

アルニ非サレハ之ヲ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第六條 前二條ノ規定ハ財産ノ管理ヲ終了スル場合ニ之ヲ準用ス

第七條 當該官廳ハ管理財産ノ所有者又ハ保管者ニ對シ其ノ引渡ヲ命スルコトヲ得

第八條 管理ニハ財産ノ換價其ノ他ノ處分ヲ包含ス

政府カ擔保權ノ目的タル管理財産ヲ換價シタルトキハ擔保權ハ代金ノ上ニ存在ス此ノ場合ニ於テハ其ノ代金ハ別ニ之ヲ保管スヘシ

第九條 第一條ノ國、國人又ハ法人ハ其ノ者ニ屬スル管理財産ニ關シ處分其ノ他ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 管理財産ハ管理ニ依リテ生シタル權利ニ基ク場合ヲ除クノ外民事上ノ強制執行又ハ競賣ヲ爲スコトヲ得ス

第十一條 財産ノ管理ニ要スル費用ハ本人ニ屬スル管理財産ヲ以テ之ヲ支辨スルコトヲ得

第十二條 財産ノ管理ヲ免ルルノ目的ヲ以テ財産ノ隱匿、處分、毀棄ヲ爲シ若ハ爲サムトスル行爲アリタル者又ハ情ヲ知リテ其ノ處分ヲ受諾シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ懲役若ハ百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ依リ命セラレタル申告ヲ爲サス又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタル者

二 第三條ノ規定ニ依ル當該官吏又ハ吏員ノ職務ノ執行ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ、調査資料ノ提供ヲ爲サス若ハ虛偽ノ調査資料ヲ提供シ又ハ供述ヲ拒ミ若ハ虛偽ノ供述ヲ爲シタル者

三 第七條ノ規定ニ依ル引渡ノ命令ニ應セザル者
附則

本令ハ大正八年勅令第三百四號失效ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●大正九年勅令第四十八號ニ依ル 管理財產タル國債ニ關スル取扱 手續

大正九年三月二十七日
大藏省令第十一號

大正九年勅令第四十八號ニ依ル管理財產タル國債ニ關スル取扱手續左ノ通
定ム

- 第一條 當該官廳ニ於テ管理財產タル登錄國債ニ付テ管理財產タル旨ノ登
録ヲ受ケムトスルトキハ國債ノ種別、登錄ノ金額、記號、番號(記名證券ノ
券ノ額面金額種類、記號及番號ヲ以テス)及記名ヲ記載シタル請求書
ヲ取扱店ニ提出スヘシ
- 第二條 取扱店ニ於テ國債登錄簿ニ管理財產タル旨ノ登錄ヲ爲シタルトキ
ハ請求書記載ノ事項及登錄濟年月日ヲ記載シタル登錄濟通知書ヲ當該官
廳ニ交付スヘシ
- 第三條 前二條ノ規定ハ登錄國債ノ管理財產タルノ登錄ヲ變更シ又ハ抹消
スル場合ニ之ヲ準用ス
- 第四條 國債規則ノ規定ハ當該官廳カ管理財產タル國債ニ關シテ請求其ノ
他ノ手續ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ大正九年勅令第四十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前大正八年大藏省令第十六號ニ依リ爲シタル手續及登錄ハ之ヲ本
令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

●同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和 條約ニ依ル財產處理ニ關スル件

大正九年五月二十七日
勅令第七十一號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項
ニ依リ同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約ニ依ル財產處理ニ關スル件ヲ裁
可シ之ヲ公布セシム

- 第一條 獨逸國又ハ其ノ國人若ハ法人ニ屬スル政府管理財產ヲ以テ同盟及
聯合國ト獨逸國トノ平和條約第二百九十七條ニ規定スル支拂ニ充ツルハ
本令ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 前條ノ政府管理財產ノ上ニ存スル抵當權、質權其ノ他ノ擔保權ヲ
實行セムトスルトキハ其ノ擔保權者ハ第三條乃至第六條ノ規定ニ依リテ
之ヲ爲スヘシ
- 第三條 前條ノ擔保權者ハ本令施行ノ日ヨリ三月内ニ其ノ擔保權ヲ特殊財
產管理局ニ届出ツヘシ
- 前項ノ規定ニ依ル届出ニハ擔保權ノ性質及原因並償權ノ額ヲ表示シ且證
據書類又ハ其ノ謄本ヲ提出スヘシ
- 第四條 前條ニ規定スル期間ヲ經過シタル後届出ヲ爲シタル擔保權者ハ擔
保權ノ目的タリシ財產ノ殘餘價額ノ限度ニ於テノミ政府管理財產ニ付擔
保權ヲ實行スルコトヲ得

〔朝〕

〔朝〕

第五條 第二條ノ擔保權ハ辨濟期ニ至ラサル債權、條件附債權又ハ存續期
間ノ不確定ナル債權ニ付テモ之ヲ實行スルコトヲ得

條件附債權又ハ存續期間ノ不確定ナル債權ニ付テハ擔保權ノ實行ハ特殊
權利審査會ニ於テ選任シタル鑑定人ノ評價額ニ從ヒテ之ヲ爲スヘシ

第六條 特殊財產管理局ハ届出アリタル擔保權ノ目的タル管理財產ノ賣却
代金ノ中ヨリ管理ノ費用ヲ控除シ其ノ殘金ヲ以テ其ノ擔保權者及之ニ優
先スル權利ヲ有スル者ニ民法其ノ他ノ法令ノ規定ニ依ル順位ニ從ヒテ支
拂ヲ爲スヘシ

第七條 第一條ニ規定スル支拂ヲ受ケムトスル者ハ本令施行ノ日ヨリ六月
内ニ其ノ權利ニ付特殊權利審査會ニ審査ヲ請求スヘシ
特殊權利審査會ハ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ前項ニ規定スル期
間滿了後ニ於テモ仍舊審査ノ請求ヲ受理スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ラサル審査ノ請求ハ前二項ノ規定ニ依ル請求者ニ對シ
支拂ヲ爲シ仍舊政府管理財產ニ殘餘アリト認ムル場合ニ限り支拂ヲ爲スコ
トヲ條件トシテ之ヲ受理スルコトヲ得
特殊權利審査會前三項ノ規定ニ依リ審査ノ請求ヲ受理シタルトキハ其ノ
請求ハ之ヲ特殊財產管理局ニ對スル支拂ノ請求ト看做ス

第八條 賠償請求ノ目的ヲ財產回收ニ依リ達セムトスル者ハ本令施行ノ日
ヨリ五月内ニ其ノ希望ヲ表示シ其ノ權利ニ付特殊權利審査會ニ審査ヲ請
求スヘシ

第九條 第七條ニ規定スル審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上
ノ請求ト看做ス

第十條 特殊權利審査會審査ノ爲必要ト認ムルトキハ證人又ハ鑑定人ノ訊
第十一輯 外事 第三章 財產管理及處理

- 問其ノ他ノ證據調ヲ爲スコトヲ得
前項ノ證據調ハ裁判所其ノ他ノ官廳ニ囑託シテ之ヲ爲スコトヲ得
- 前二項ノ證據調ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル
- 第十一條 特殊權利審査會ノ組織及審査ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム
- 第十二條 特殊權利審査會ハ賠償請求ニ關スル審査ノ請求ヲ理由ナシト認
ムル場合ヲ除クノ外同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約ニ依リ事件ヲ管
轄スル機關ニ其ノ事件ヲ送付スヘシ
- 第十三條 第八條ノ規定ニ依ル財產回收ノ希望ヲ表示アリタル場合ニ於テ
ハ前條ニ規定スル手續ハ其ノ回收行ハレタルトキ、回收不能ト認メタル
トキ又ハ一部ニ付回收行ハレ他ノ部分ニ付回收不能ト認メタルトキ之ヲ
爲スヘシ
- 第十四條 特殊權利審査會カ金錢債權ニ關スル審査ノ請求ニ付爲シタル決
定ニ不服アル者ハ其ノ決定告知ノ日ヨリ起算シ三月内ニ通常裁判所ニ訴
ヲ提起スルコトヲ得
- 第十五條 内地ニ住居ヲ有セサル者ニ對スル前條ノ訴ハ政府管理財產ノ所
在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スルコトヲ得
前項ノ政府管理財產ノ所在地ハ東京市トス
- 第十六條 朝鮮、臺灣、樺太、關東州及從前ノ占領地ニ存スル政府管理財
產ハ特殊財產管理局之ヲ管理ス
- 第十七條 第一條ニ規定スル支拂ハ本令ニ規定スル手續ニ從ヒ確定シタル
金額ニ依リ特殊財產管理局之ヲ爲ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第四十三回帝國議會承諾)

●同盟及聯合國ト壤地利國トノ平和條約ニ依ル財産處理ニ關スル件

大正九年十一月十八日
勅令第五百三十四號

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ同盟及聯合國ト壤地利國トノ平和條約ニ依ル財産處理ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

大正九年勅令第七十一號ハ壤地利國又ハ其ノ國人若ハ法人ニ屬スル政府管理財産ヲ以テ同盟及聯合國ト壤地利國トノ平和條約第二百四十九條ニ規定スル支拂ニ充ツル場合ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(第四十四回帝國議會承諾)

●朝鮮ニ於ケル特殊財産管理ニ關スル件

大正十年二月三日
內務省令第三號

朝鮮ニ於ケル特殊財産管理ニ關スル件左ノ通定ム
朝鮮ニ於ケル特殊財産管理ニ關スル件

第一條 財産ノ所有者、保管者其ノ他關係者ハ本令施行ノ際ニ於ケル財産ニ付テハ本令施行後十日内ニ本令施行後生シタル財産ニ付テハ其ノ都度特殊財産管理局長ニ別記様式ニ依リ財産ニ關スル申告ヲ爲スヘシ但シ獨逸國又ハ其ノ國人若ハ法人ニ屬スル財産ニシテ大正九年一月十一日以後、壤地利國又ハ其ノ國人若ハ法人ニ屬スル財産ニシテ大正九年十月十五日以後ニ生シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二條 管理財産ノ所有者及保管者ハ管理財産ニ付キ滅失、毀損若ハ變更アリタルトキ又ハ修理ヲ要スト認ムルトキハ其ノ旨直ニ特殊財産管理局長ニ届出ツヘシ

第三條 當該官吏又ハ吏員其ノ職務ヲ執行セムトスルトキハ證票ヲ携帯ス

第四條 特殊財産管理局長ニ提出スヘキ書面ハ財産所在地所轄道廳ニ在ル特殊財産管理局職員ニ差出スヘシ

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前大正九年朝鮮總督府令第五十號ニ依リ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ別ニ規定スル場合ヲ除ク外之ヲ本令ニ依リ爲シタルモノト看做ス

(別記)

第一様式

番	籍	權利者別	住所又ハ所在地	職業	姓名又ハ名稱
號	國	所有者			
		保管者又ハ代表者			

〔朝〕

項 事 考 參	財 産										種 別	價 額 又 ハ 金 高	備 考	
	合 計	其 他	特 許 權	商 品	債 權	有 價 證 券	外 國 貨 幣	預 金 及 現 金	建 物	土 地				

第二様式

項 事 考 參	合 計	土地ニ關スル權利												
		種 別	權利ノ登記年月	所在地	地 目	地 積	地 價	權利價額	所有權者住所	姓名	權利			

〔朝〕

第三樣式

項事考參	合計													番號

第五樣式

項事考參	合計									番號

第四樣式

項事考參	合計													番號

第六樣式

項事考參	合計									番號

昭和十七年十二月十五日印刷
昭和十七年十二月二十日發行

朝鮮總督府

株式會社 朝鮮行政學會

發行者 大谷保

京城府太平通二丁目四十三番地

印刷者 大谷保

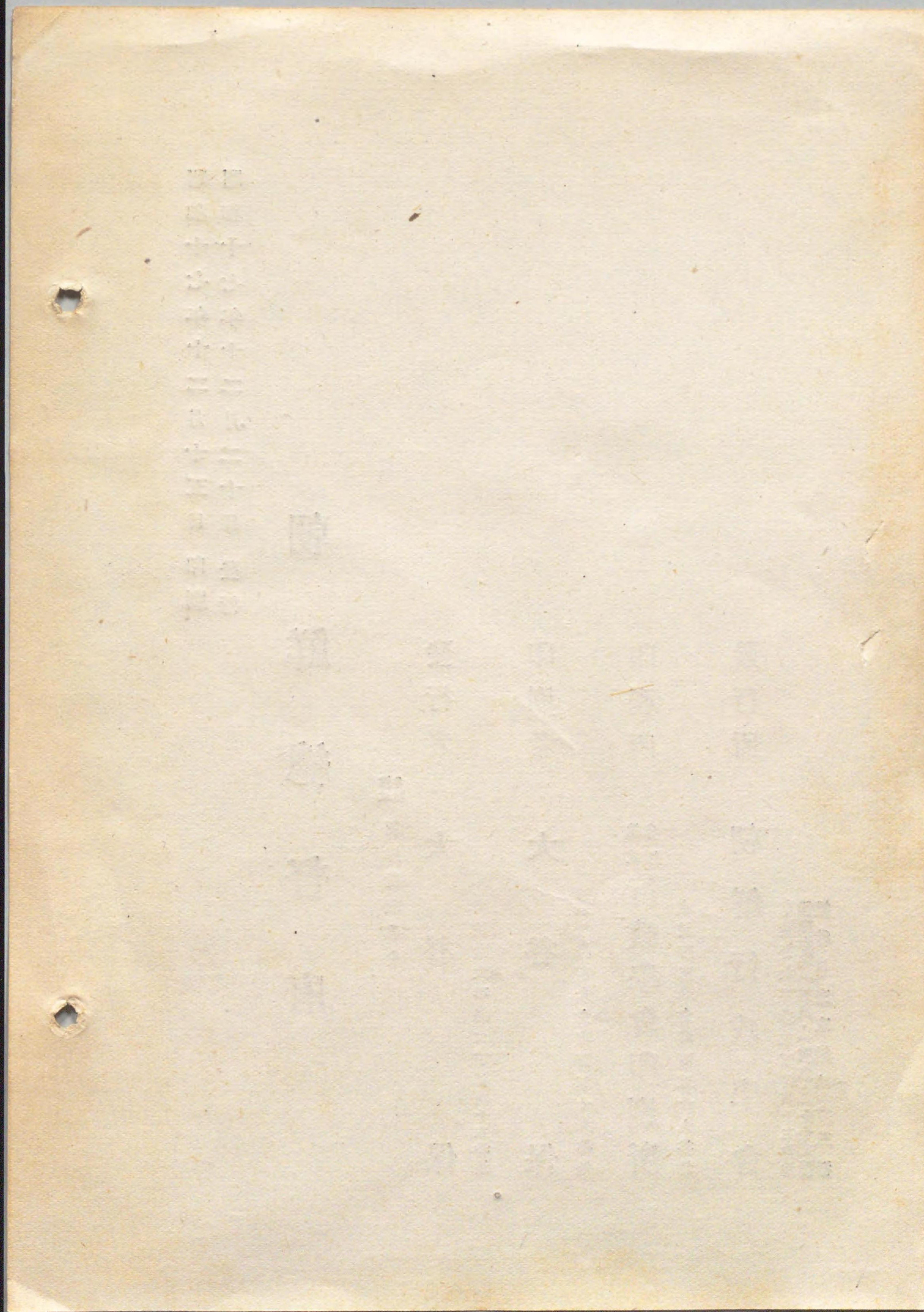
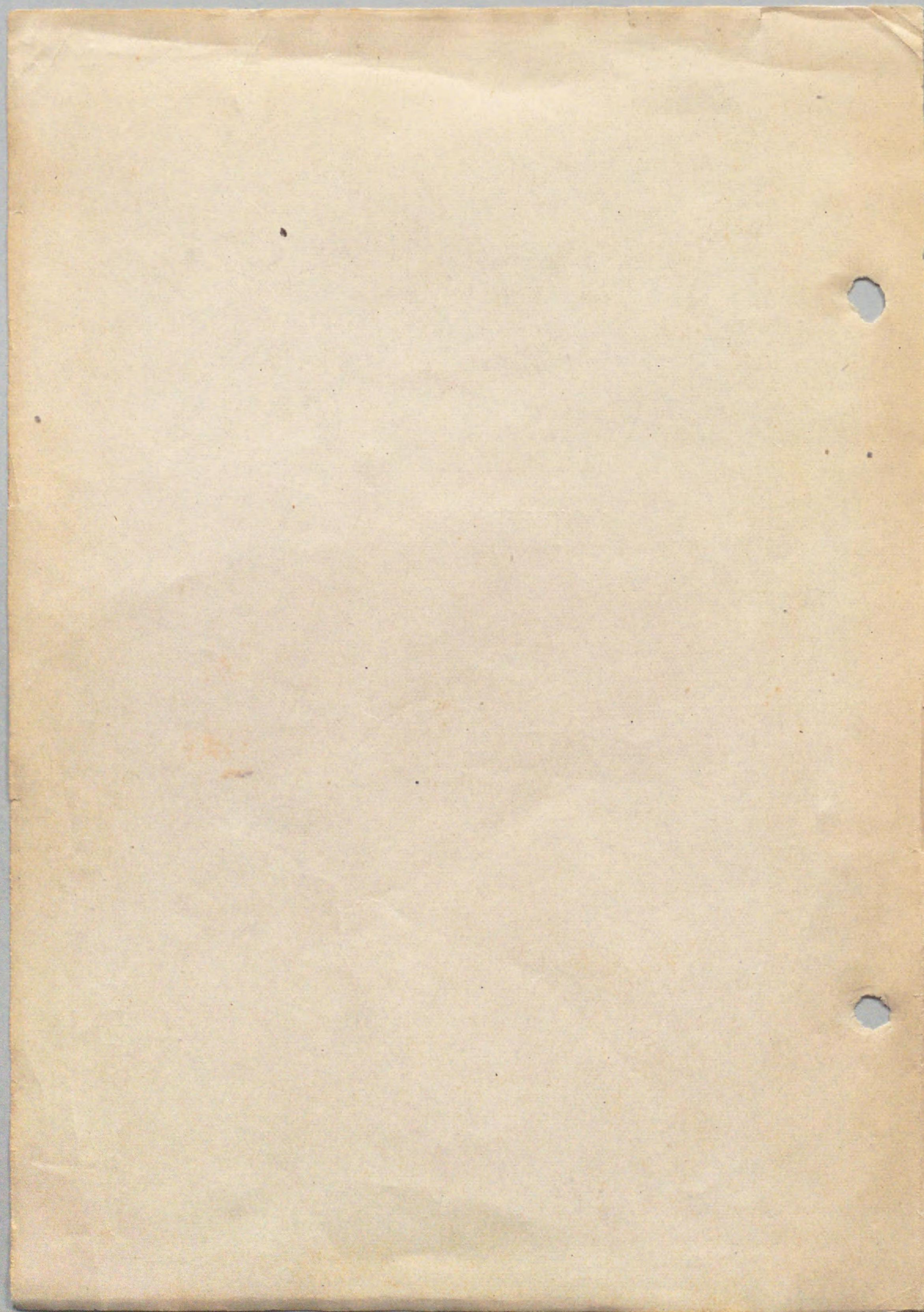
京城府南米倉町百五十九番地

印刷所 株式會社 朝鮮行政學會印刷所

京城府南米倉町百五十九番地

發行所 朝鮮行政學會

京城府太平通二丁目四十三番地
電話本局一五八二五九二七七二番
振替口座京八二一五番



3070
3

50690

案
贈

衆議院
18.7.15
圖書館

案
贈

